

長崎市中心市街地活性化基本計画

令和8年4月
(令和8年3月17日認定)

長崎市



目 次

○基本計画の名称	1
○作成主体	1
○計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	
[1] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証	1
[2] 中心市街地活性化の課題	16
[3] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）	20
2. 中心市街地の位置及び区域	
[1] 位置	21
[2] 区域	22
[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明	23
3. 中心市街地の活性化の目標	
[1] 中心市街地活性化の目標	35
[2] 計画期間の考え方	35
[3] 目標指標の設定の考え方	36
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備 その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	
[1] 市街地の整備改善の必要性	48
[2] 具体的事業の内容	49
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	
[1] 都市福利施設の整備の必要性	63
[2] 具体的事業の内容	64
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業 及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項	
[1] 街なか居住の推進の必要性	66
[2] 具体的事業の内容	67
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業 その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	
[1] 経済活力の向上の必要性	68
[2] 具体的事業の内容	69

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項	
[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	84
[2] 具体的事業の内容	85
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
[1] 市町村の推進体制の整備等	90
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	90
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	101
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	105
[2] 都市計画手法の活用	106
[3] 都市機能の集積のための事業等	107
11. その他中心市街地の活性化に資する事項	
[1] 都市計画等との調和	109
[2] その他の事項	111

- 基本計画の名称：長崎市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：長崎県長崎市
- 計画期間：令和8年4月から令和13年3月まで（5年0月）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証

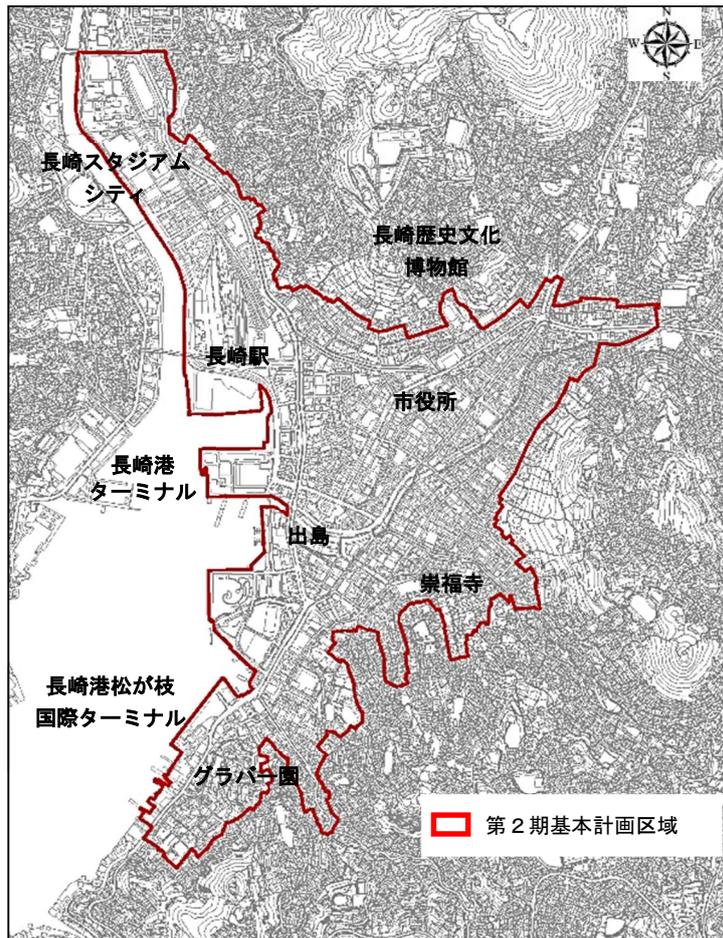
(1) 長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）の概要

①計画期間

第2期基本計画の期間は、令和2年4月から各事業進捗により効果が発現すると見込まれる令和8年3月までの6年間とした。

②区域面積

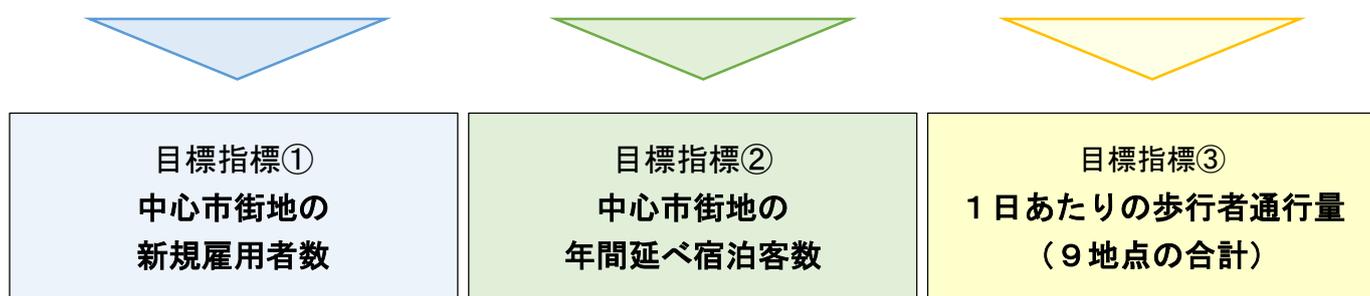
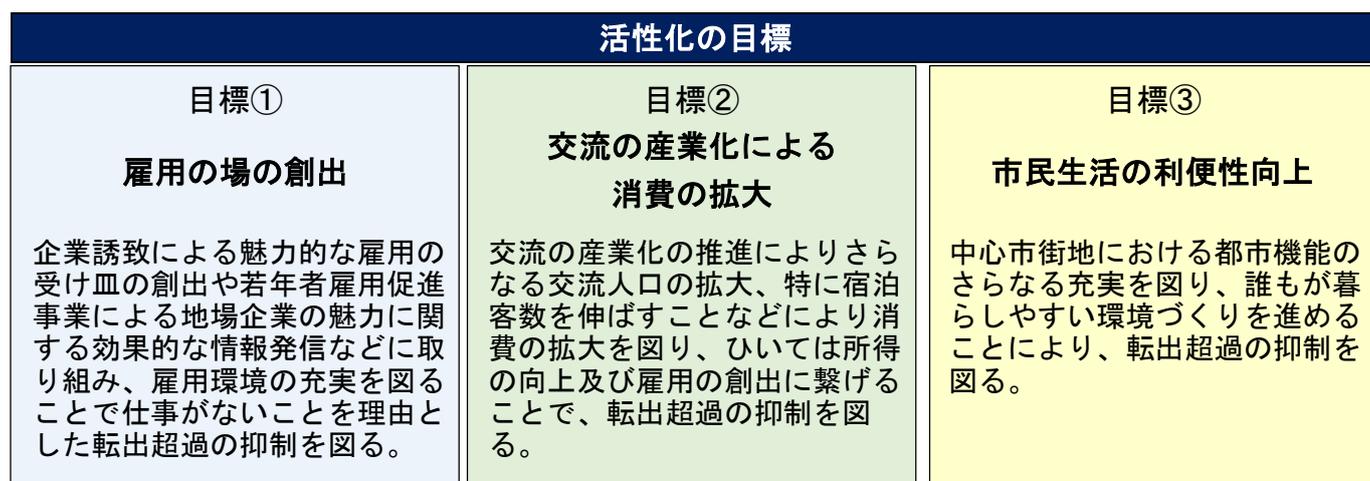
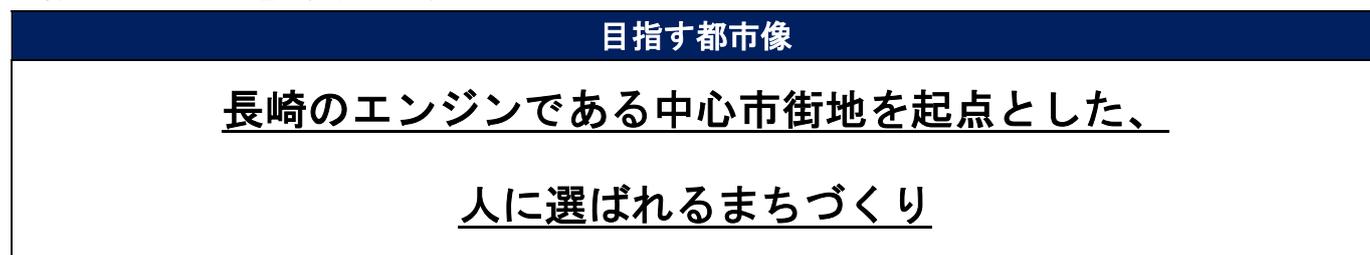
第2期基本計画の区域は、第1期で設定した商業・都市機能が集積し、長崎経済の中核を担う中心市街地（262ha）を基盤としつつ、長崎スタジアムシティのある「幸町地区」や、旧グラバー住宅・マリア園などの歴史的建造物を活かしたまちづくりを推進する「東山手・南山手地区」を追加した約325haを設定した。



—第2期計画区域—

③基本的な方針及び目標

目指す中心市街地の都市像や中心市街地活性化の基本的な方針に基づいて、活性化の目標とその指標について次の通り設定した。



(2) 事業の進捗状況

①事業実施率

第2期計画においては86事業を位置付け、約30%にあたる28事業が完了し、残る58事業も進行中であり概ね事業の進捗が図られた。

事業分類	事業数	完了	実施中	未着手
市街地の整備改善のための事業	41	16	25	0
都市福利施設を整備するための事業	7	2	5	0
居住環境の向上のための事業	2	1	1	0
経済活力向上のための事業	36	9	27	0
公共交通の利便性増進事業	9	3	6	0
全体（重複事業除外）	86	28	58	0

※各章事業数の合計と全事業数とは重複する事業があるため一致しない。

(令和8年3月時点の予定数)

②各事業等の着手・完了状況

各事業等の着手・完了状況は以下のとおりである。

	事業名	事業主体	実施年度	実施状況
1	新市庁舎建設事業	長崎市	H28～R4	完了
2	唐人屋敷顕在化事業	長崎市	H13～R6	完了
3	銅座川プロムナード整備事業(街路)	長崎市	H26～R11	実施中
4	都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業 [出島・南山手地区]	長崎市	H12～R9	実施中
5	市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業	長崎市	H29～R7	完了
6	公共下水道事業	長崎市	H25～R5	完了
7	都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業	長崎市	H26～R14	実施中
8	都市計画道路片淵線(新大工工区)街路整備事業	長崎市	H28～R12	実施中
9	長崎スタジアムシティプロジェクト(幸町地区優良建築物等整備事業)	民間事業者	H30～R6	完了
10	浪平小学校跡地広場整備事業	長崎市	R5～R7	完了
11	新大工町地区市街地再開発事業	新大工町地区市街地再開発組合	H25～R5	完了
12	浜町地区市街地再開発事業	民間事業者	H26～	実施中
13	長崎駅周辺土地区画整理事業	長崎市	H21～R10	実施中

	事業名	事業主体	実施年度	実施状況
14	新大工歩道橋整備事業	長崎市	H30～R4	完了
15	新市庁舎周辺道路整備事業	長崎市	H30～R9	実施中
16	まちなか回遊路整備事業	長崎市	H25～R9	実施中
17	まちなみ整備事業	長崎市	H25～R9	実施中
18	都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業	長崎市	H26～R5	完了
19	都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業	長崎市	R元～R9	実施中
20	長崎駅周辺地区整備事業	長崎市	H30～R8	実施中
21	新市庁舎周辺道路電線共同溝整備事業	長崎市	R2～R9	実施中
22	幸町・茂里町周辺道路整備事業	長崎県・長崎市・民間事業者	R2～R7	完了
23	公園施設整備事業	長崎市	H27～R9	実施中
24	若者交流施設整備事業	長崎市	R4～R6	完了
25	旧長崎英国領事館保存整備事業	長崎市	H23～R7	完了
26	伝統的建造物群保存地区保存整備事業	長崎市	H2～	実施中
27	文化財保存整備事業	長崎市	H25～	実施中
28	旧グラバー住宅保存整備事業	長崎市	H30～R3	完了
29	旧オルト住宅保存整備事業	長崎市	R元～R8	実施中
30	出島和蘭商館跡復元事業	長崎市	H8～	実施中
31	東山手・南山手地区魅力向上事業	長崎市	H26～	実施中
32	JR長崎本線連続立体交差事業	長崎県	H21～R7	完了
33	市庁舎跡地活用事業	長崎市	H29～	実施中
34	桜町近隣公園整備事業	長崎市	R3～	実施中
35	公共トイレ整備事業	長崎市	H25～R9	実施中
36	市民トイレ活用事業	長崎市	H27～	実施中
37	花のあるまちづくり事業	長崎市	H25～	実施中
38	汚水管渠・下水処理場等整備事業	長崎市	H30～R4	完了
39	県立図書館郷土資料センター(仮称)整備事業	長崎県	H30～R3	完了
40	県庁舎跡地活用事業	長崎県	H26～	実施中
41	岩原川周辺環境整備事業	長崎市	H25～R9	実施中
42	交流拠点施設整備事業	長崎市	H27～R3	完了

	事業名	事業主体	実施年度	実施状況
43	新たな文化施設整備事業	長崎市	H30～	実施中
44	(仮称) こどもセンター整備事業	長崎市	R2～	実施中
45	社会福祉会館建替え事業	長崎市	R3～R10	実施中
46	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定	長崎市	H27～	実施中
47	長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業	長崎市	H24～R9	実施中
48	Nagasaki まちなか文化祭事業	長崎市	H27～	実施中
49	長崎さるく	(一社)長崎国際観光コンベンション協会、民間事業者	H18～	実施中
50	長崎帆船まつり	長崎帆船まつり実行委員会	H12～R5	完了
51	長崎くんち	長崎伝統芸能振興会(長崎商工会議所)	S50 以前～	実施中
52	長崎郷土芸能大会	長崎郷土芸能保存協議会	S50～	実施中
53	長崎居留地まつり	長崎居留地まつり実行委員会	H8～	実施中
54	長崎ベイサイドマラソン	長崎ベイサイドマラソン実行委員会	H14～	実施中
55	長崎ランタンフェスティバル	長崎ランタンフェスティバル実行委員会	H5～	実施中
56	中島川周辺活性化事業	長崎市・長崎夜市実行委員会	H18～	実施中
57	長崎ペーロン選手権大会	長崎ペーロン選手権大会実行委員会	S52～	実施中
58	まちなか再生推進事業	長崎市	H30～R9	実施中
59	長崎開港 450 周年記念事業	長崎開港 450 周年記念事業実行委員会	R3	完了
60	ながさき実り・恵みの感謝祭	ながさき実り・恵みの感謝祭長崎市実行委員会	H15～	実施中
61	商店街体制強化支援事業	長崎市	R2～	実施中
62	商店街にぎわい創出事業	長崎市	R2～	実施中
63	新たなにぎわい創出事業	長崎市	R2～	実施中
64	中心市街地公園整備事業	長崎市	H27～R6	完了

	事業名	事業主体	実施年度	実施状況
65	空き店舗活用にぎわい創出事業	長崎市	R5～	実施中
66	環長崎港夜間景観整備事業	長崎市	H29～R6	完了
67	長崎スタジアムシティ開業機運醸成事業	長崎市	R5～R6	完了
68	若年者雇用促進事業	長崎市	H30～	実施中
69	多様な人材雇用促進事業	長崎市	R6～	実施中
70	まち MICE プロジェクト	長崎市	R元～R4	完了
71	若者交流施設運営事業	長崎市	R6～R7	完了
72	企業立地推進事業	長崎市	S58～	実施中
73	商店街活性化プラン策定支援事業	長崎市	R2～	実施中
74	商店街共同施設等整備事業	長崎市	R2～	実施中
75	ながさきエコライフ・フェスタ	ながさきエコライフ 実行委員会	H22～R7	完了
76	企業連携型奨学金返還支援事業	長崎市	R6～	実施中
77	まちなか賑わい創出事業	長崎市、長崎商工会議 所、地域商店街、教育 機関	R7～	実施中
78	新大工・馬町交差点改良事業	国土交通省	H25～R6	完了
79	離島航路維持対策事業	運航事業者	H18～	実施中
80	運行情報サイネージシステム導入事業	長崎電気軌道(株)	H28～R3	完了
81	低床路面電車の導入事業	長崎電気軌道(株)	H30～	実施中
82	二輪車等駐車場整備事業	長崎市	H10～	実施中
83	バリアフリー特定事業計画に基づく事業	長崎県・長崎市・関係 機関・民間事業者	H26～	実施中
84	中心市街地の利便性・回遊性を高めるバス運行事業	長崎県交通局・長崎自 動車(株)	H23～	実施中
85	乗合タクシー運行事業(矢の平・伊良林地区、北大浦地区)	長崎市	H14～	実施中
86	茂里町駐車場整備事業	長崎市	R元～R2	完了

③計画期間内に変更した事業等

第2期計画期間内に変更した事業は以下のとおりである。

	事業名	実施主体	追加／削除
R3.3	旧リンガー住宅保存整備事業	長崎市	新規追加
R3.3	中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業	長崎市	削除
R3.3	商店街体制強化支援事業	長崎市	新規追加
R3.3	商店街にぎわい創出事業	長崎市	新規追加
R3.3	新たなにぎわい創出事業	長崎市	新規追加
R3.3	商店街活性化プラン策定支援事業	長崎市	新規追加
R3.3	商店街共同施設等整備事業	長崎市	新規追加
R3.3	観光イルミネーション事業	長崎市	削除
R4.3	まちなか商店街誘客事業	長崎市	削除
R4.3	商店街持続化推進事業	長崎市	削除
R5.3	公園施設整備事業	長崎市	新規追加
R5.3	若者交流施設整備事業	長崎市	新規追加
R6.3	空き店舗活用にぎわい創出事業	長崎市	新規追加
R6.3	若者交流施設運営事業	長崎市	新規追加
R6.3	長崎スタジアムシティ開業気運醸成事業	長崎市	新規追加
R7.3	浪平小学校跡地広場整備事業	長崎市	新規追加
R7.3	若年者雇用促進事業	長崎市	新規追加
R7.3	多様な人材雇用促進事業	長崎市	新規追加
R7.3	企業連携型奨学金返還支援事業	長崎市	新規追加
R7.3	まちなか賑わい創出事業	長崎市	新規追加
R8.3	旧リンガー住宅保存整備事業	長崎市	削除

④未着手又は未完了の事業等に関する要因分析

第2期計画期間で実施期間が変更となり未完了となった事業を以下に示す。

	事業名	実施主体
3	銅座川プロムナード整備事業（街路）	長崎市
4	都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業 [出島・南山手地区]	長崎市
5	市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業	長崎市
7	都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業	長崎市
8	都市計画道路片淵線（新大工工区）街路整備事業	長崎市
13	長崎駅周辺土地区画整理事業	長崎市
15	新市庁舎周辺道路整備事業	長崎市
16	まちなか回遊路整備事業	長崎市
19	都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業	長崎市
20	長崎駅周辺地区整備事業	長崎市
21	新市庁舎周辺道路電線共同溝整備事業	長崎市
23	公園施設整備事業	長崎市
29	旧オルト住宅保存整備事業	長崎市
34	桜町近隣公園整備事業	長崎市
35	公共トイレ整備事業	長崎市
40	県庁舎跡地活用事業	長崎県
41	岩原川周辺環境整備事業	長崎市

○未完了事業に関する要因分析

当初の計画期間内での完了を目指して事業を進めてきたが、設計内容の精査や工事物価の高騰等により、当初見込んでいた事業費を上回る費用が必要となり、予算の確保に時間を要したことや事業内容及び施工工程を見直す必要が生じ関係機関との協議調整等に時間を要したことから未完了となったものである。

一方で、上記の事業は段階的な整備の進展により、歩行環境の向上、駅周辺の利便性向上など、一定の整備効果が既に現れていることから、引き続きその効果を高め、地域全体の魅力向上や回遊性の向上につなげるため、継続的に事業を推進している。

⑤法に定める特別の措置及び認定と連携した特例措置を活用した継続事業の成果や今後の課題
法に定める特別の措置及び認定と連携した特例措置を活用した継続事業を以下に示す。

	事業名	実施主体
46	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定	長崎市
47	長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業	長崎市
48	Nagasaki まちなか文化祭	長崎市
49	長崎さるく	(一社)長崎国際観光コンベンション協会、民間事業者
51	長崎くんち	長崎伝統芸能振興会(長崎商工会議所)
52	長崎郷土芸能大会	伝統芸能振興会(長崎商工会議所)
53	長崎居留地まつり	長崎居留地まつり実行委員会
54	長崎ベイサイドマラソン	長崎ベイサイドマラソン実行委員会
55	長崎ランタンフェスティバル	長崎ランタンフェスティバル実行委員会
56	中島川周辺活性化事業	長崎市・長崎夜市実行委員会
57	長崎ペーロン選手権大会	長崎ペーロン選手権大会実行委員会
58	まちなか再生推進事業	長崎市
60	ながさき実り・恵みの感謝祭	ながさき実り・恵みの感謝祭長崎市実行委員会
61	商店街体制強化支援事業	長崎市
62	商店街にぎわい創出事業	長崎市
63	新たなにぎわい創出事業	長崎市
77	まちなか賑わい創出事業	長崎市、長崎商工会議所、地域商店街、教育機関

○成果や今後の課題

第2期計画では、商店街の新規出店支援や空き店舗の改修補助を通じて、魅力ある店舗や賑わいの場を創出し、商店街の活性化につなげた。また、長崎ランタンフェスティバルや長崎くんち、ペーロン大会など、コロナ禍で一時中止していた大型イベントが順次再開され、多くの集客を実現し、中心市街地の宿泊客数や交流人口の拡大に大きく寄与した。さらに、まち歩き事業の参加者増加や、居留地エリアでの文化イベント、中島川ライトアップ、スポーツや芸術文化イベントの開催など、多様な取り組みにより、中心市街地全体の回遊性や魅力向上を図ることができた。加えて、マップやリーフレットの作成・配布による情報発信も行い、市民や観光客の回遊を促進するなど、地域経済への波及効果を高める実績を上げた。

一方で、コロナ禍の影響からの完全回復には至らず、歩行者通行量が目標に届かない状況がある。イベントや出店支援の効果が限定的であることから、中心市街地全体へ効果を波及させる必要がある。さらに、にぎわいづくりに関する持続可能な運営体制や連携体制の整備、回遊促進・情報発信の仕組みづくり、外的要因に左右されない賑わいの確保も今後の改善点として残されている。

(3) 目標の達成状況

目標指標の実績値の推移、最新値の状況及び要因の分析を以下に示す。

目標	目標指標	基準値	目標値	最新値	基準値からの改善状況	見通し
雇用の場の創出	中心市街地の新規雇用者数	893人 (H26～30年度)	1,500人 (R2～7年度)	1,241人 (R2～6年度)	B	A
交流の産業化による消費の拡大	中心市街地の年間延べ宿泊客数	1,699,434人 (H30年)	1,997,000人 (R7年)	1,754,606人 (R6年)	B	A
市民生活の利便性向上	1日当たりの歩行者通行量 (9地点の合計)	平日 61,997人 休日 60,896人 (R元年度)	平日 65,300人 休日 64,000人 (R7年度)	平日 44,183人 休日 45,794人 (R6年度)	c	c

＜基準値からの改善状況＞

最新値が基準値や目標値と比較してどうであるかで判断

A：目標達成、B：基準値より改善、C：基準値に及ばない

＜目標達成に関する見通しの分類＞

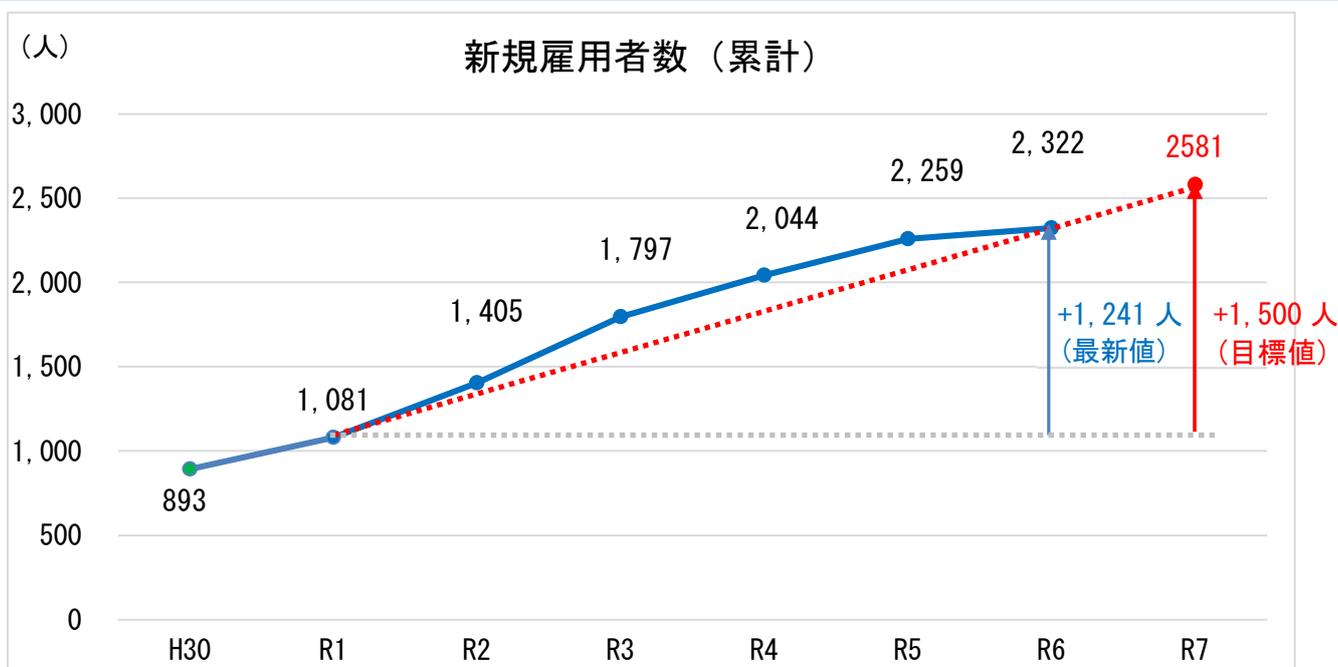
計画終了時の数値が、基準値や目標値と比較してどのような見通しかで判断

A：目標達成が見込まれる B：目標達成が見込まれないが基準値を上回ることが見込まれる

C：目標達成及び基準値を上回ることが見込まれない

※＜基準値からの改善状況＞、＜目標達成に関する見通しの分類＞ともに、関連する事業等の進捗状況が順調でない場合は、該当する英字を小文字で下線付きとして標記する（例：a、b、c）

目標指標① 中心市街地の新規雇用者数



●調査方法：ヒアリング調査

●調査月：毎年4月

●調査主体：長崎市

●調査対象：平成26年以降に中心市街地で創業開始した企業

「中心市街地の新規雇用者数」については、主要事業である新大工町地区市街地再開発事業及び交流拠点施設整備事業が完成し、企業立地推進事業による中心市街地への新規の企業誘致が着実に進んでおり、新規雇用者数が順調に増加している。今後も、企業からの問い合わせや立地申込書の提出状況から、企業立地推進事業の順調な進捗が想定されるため、目標達成が見込まれ、雇用の場の創出が一層進むことが期待される。

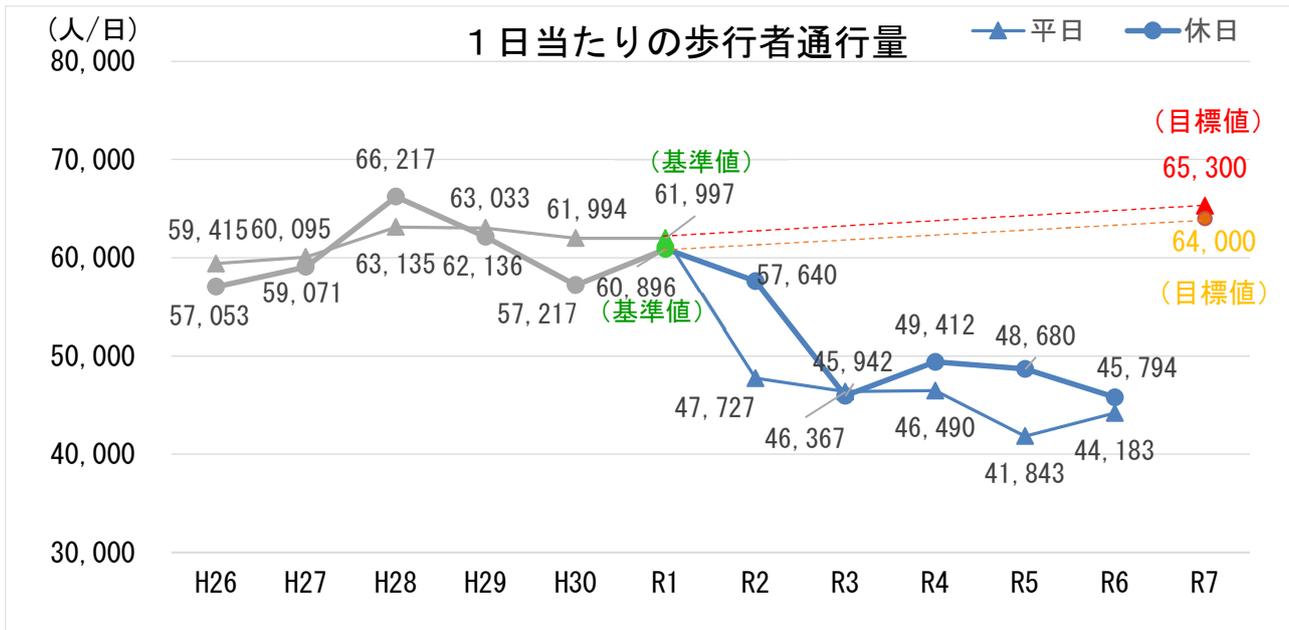
目標指標② 中心市街地の年間延べ宿泊客数



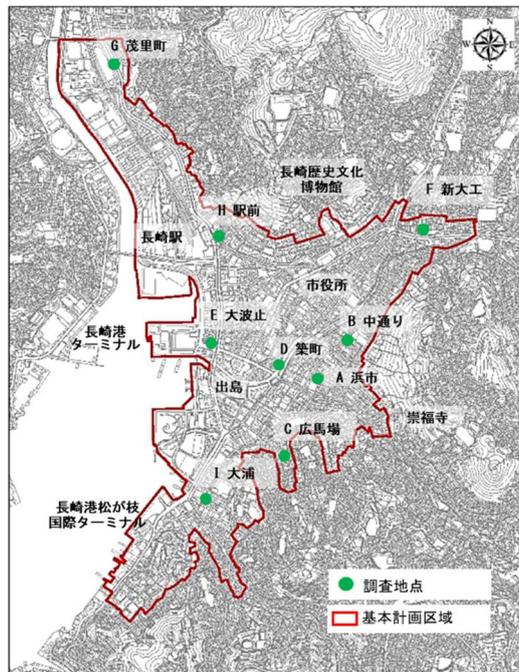
- 調査方法： ヒアリング調査
- 調査月： 毎年1月～
- 調査主体： 長崎県・長崎市
- 調査対象： 中心市街地内の全宿泊施設

「中心市街地の年間延べ宿泊客数」については、主要事業である交流拠点施設整備事業及び文化財保存整備事業により整備されたホテルが開業し、最新値では、目標値に及ばないものの、基準値を約5万5千人上回った。最近のホテルの新規開業や、改修工事により休止していたホテルの営業再開などを踏まえると、今後の宿泊客数は伸びるものと想定されるため、目標達成が見込まれ、交流の産業化の促進による観光消費の拡大につながることが期待される。

目標指標③ 1日当たりの歩行者通行量（9地点の合計）



- 調査方法：休日と平日の2日間、10～18時に計測
- 調査月：毎年9月（令和3年度は10月に実施）
- 調査主体：長崎商工会議所
- 調査対象：中心市街地9地点（浜町商店街、中通り商店街ほか）



－歩行者通行量調査地点（9地点）－

「1日当たりの歩行者通行量（9地点の合計）」については、主要事業である新大工町地区市街地再開発事業、新庁舎建設事業、交流拠点施設整備事業が完成し、市民生活の利便性向上が一定程度図られたものの、コロナ禍による歩行者通行量の落ち込みからの回復は見られず、休日・平日ともに基準値を大きく下回っており、目標達成は難しいと見込まれる。今後は、整備された基盤を活かすため、効果を中心市街地全体に波及させる取組みを一層強化する必要がある。

(4) 定性的評価

①計画期間前後における地域住民の意識の変化

毎年実施している「市民意識調査」及び令和6年度に実施した「市政モニターアンケート」において、中心市街地の評価に関する事項について、以下に示す。

ア 調査概要

○令和6年度「市民意識調査」概要

実施期間：令和6年12月17日～令和7年1月31日

調査方法：郵送・web併用方式

対象者：18歳以上の市民2,000人

回答数：887人（回答率44.4%）

○令和6年度「市政モニター」概要

（住環境の状況と経済再生・定住人口増加に関するまちづくりの市民意向について）

実施期間：令和6年7月29日～令和6年8月13日

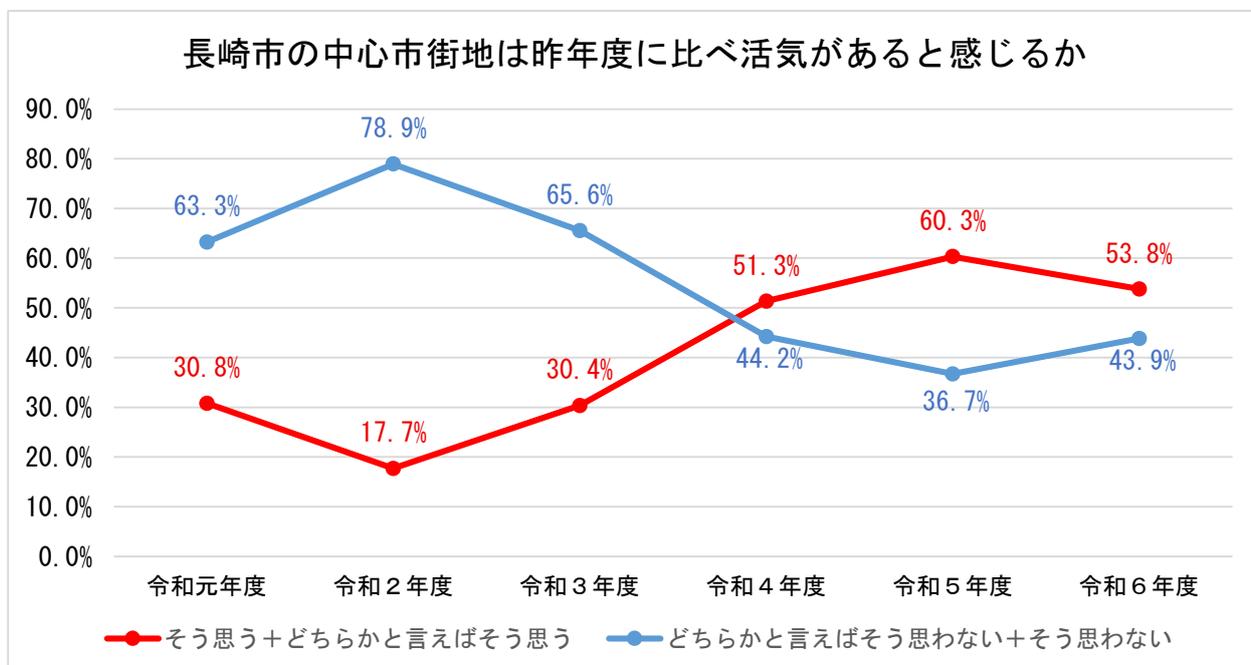
調査方法：郵送・web併用方式

対象者：20才以上の市民270人

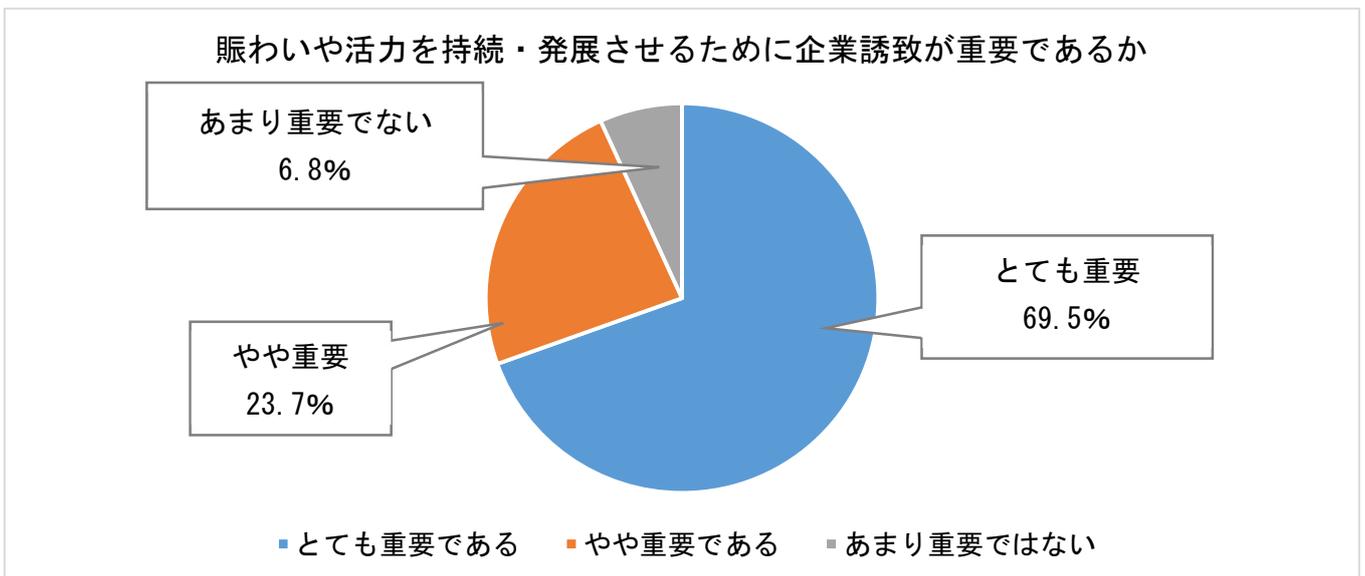
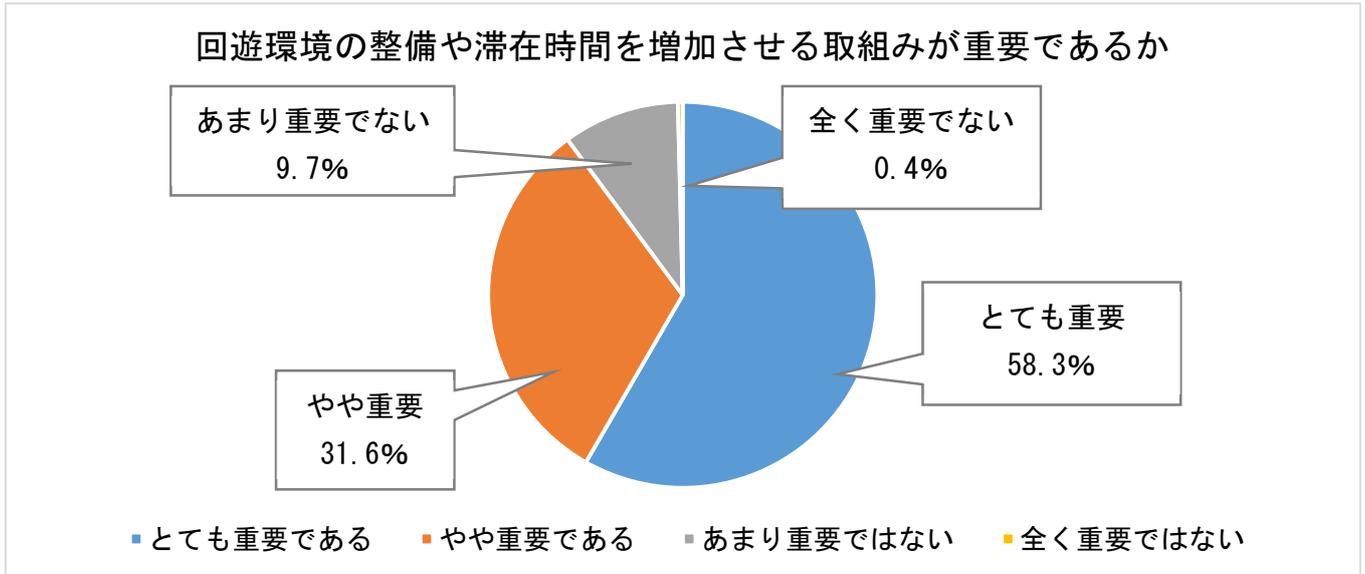
回答数：251人（回答率93.0%）

イ 調査結果

○令和6年度「市民意識調査」アンケート結果



○令和6年度「市政モニター」アンケート結果



ウ 中心市街地の評価

中心市街地に活気があると感じている人の割合は、30.8%（令和元年度）から 53.8%（令和6年度）と増加し、多くの市民が中心市街地の賑わいに対して関心を持っており、「中心市街地の活性化に向けた取組みが必要」との声も多い。

また、中心市街地における回遊環境の整備や滞在時間を増加させる取組みが“とても重要”または“やや重要”であると感じている市民は 89.9%となっており、具体的には、地域イベントの開催や回遊路の整備などが挙げられている。これらの取組みを通じて、より多くの人々が集まり、賑わいを感じられる環境づくりが求められている。

また、長崎駅周辺の開発が進む一方で、長崎駅周辺以外の中心市街地における商業機能の衰退を心配する意見も多く見られる。若年者がやりたい仕事を見つけられるように、多種多様な企業を増やすことが必要であり、企業の誘致が“とても重要”または“やや重要”だと思う人の割合は、93.2%と高くなっている。新たな企業を増やして、あらゆる世代が楽しく元気になるような「まち」にすることが必要であり、多種多様な企業がまちづくりに参画し、まちの活性化に繋がるようになることが望まれている。

② 中心市街地活性化協議会の意見

長崎市中心市街地活性化協議会は長崎商工会議所及び長崎つきまち株式会社が中心となり設置され、長崎市中心市街地活性化基本計画及びその他必要事項を協議してきており、令和2年度から令和7年度の間14回開催された。主な意見は以下のとおりである。

<目標指標1：中心市街地の新規雇用者数>

企業立地や再開発事業、交流拠点施設の整備により新規雇用者数は増加傾向にあるが、一部では地場企業からの人材移動も見られる。経済活動の停滞や産業構造の変化も踏まえ、実態把握を行いながら人材確保対策を継続する必要がある。また、基準値や目標値だけでなく他の関連データも活用し、進捗状況を総合的に評価することが求められる。

<目標指標2：中心市街地の年間延べ宿泊客数>

西九州新幹線、長崎スタジアムシティ、交流拠点施設などの大型事業の完成に伴い、宿泊客数の増加が期待される。一方で、宿泊業の人手不足や宿泊費高騰による受け入れ制限の課題も存在するため、稼働率や受入体制の実態把握を進め、効果を最大化する取組みが必要である。

<目標指標3：1日当たりの歩行者通行量>

新規集客拠点からまちなかエリアへの回遊は伸び悩んでいる。ソフト事業や産官学連携による回遊促進施策を強化するとともに、オフィス移転など歩行者通行量減少の要因を把握し対策を講じる必要がある。主要事業完成後は、イベントや商店街の新たな取組みと組み合わせた賑わい創出を図ることが重要である。

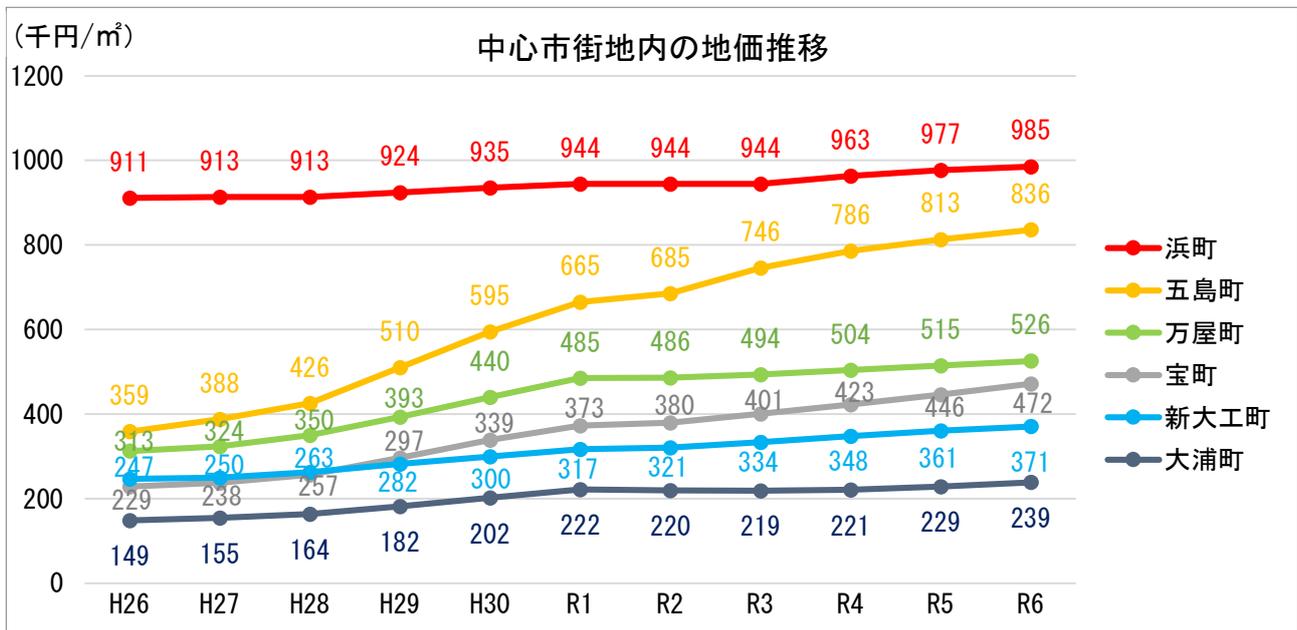
<その他：データ活用>

定点観測に加え、人流データ、人口密度の変化、観光消費額、昼間人口など多面的なデータを用いた分析が求められる。

[2] 中心市街地活性化の課題

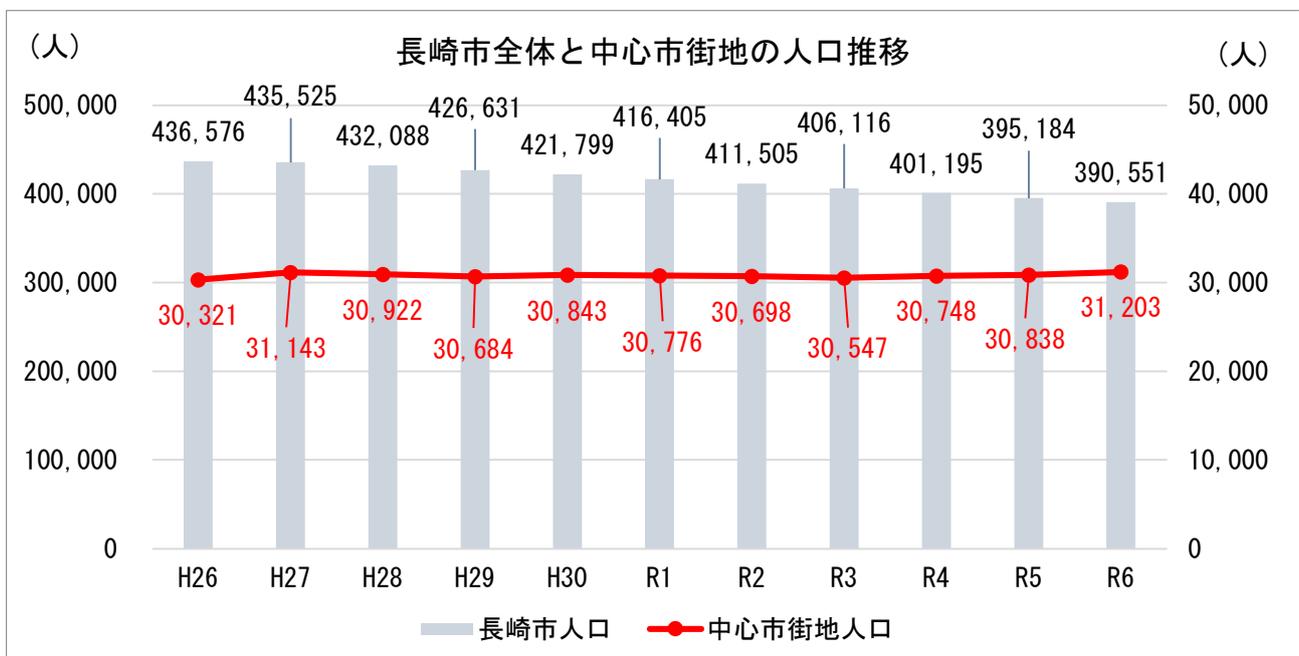
(1) 現状

①地価



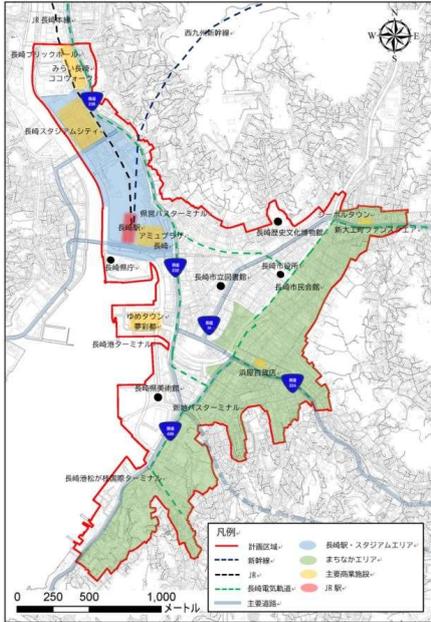
中心市街地の地価は、西九州新幹線開業や長崎駅周辺の再整備、長崎スタジアムシティ開業等の大型プロジェクトにより、交通利便性や商業集積が向上したこと等から、年々上昇傾向となっている。

②人口



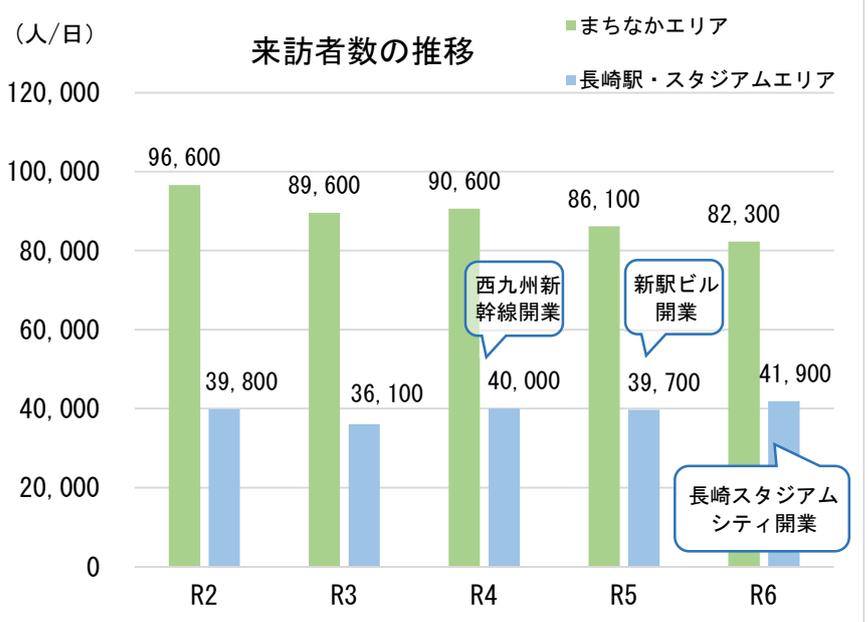
長崎市全体は少子高齢化や若い世代の転出により、人口が減少し続けているが、中心市街地では再開発や都市機能の集積に伴い、居住人口が緩やかに増加に転じており、地区としての活力や魅力が一定程度維持されているものと推察する。

③来訪者数



調査月：暦年

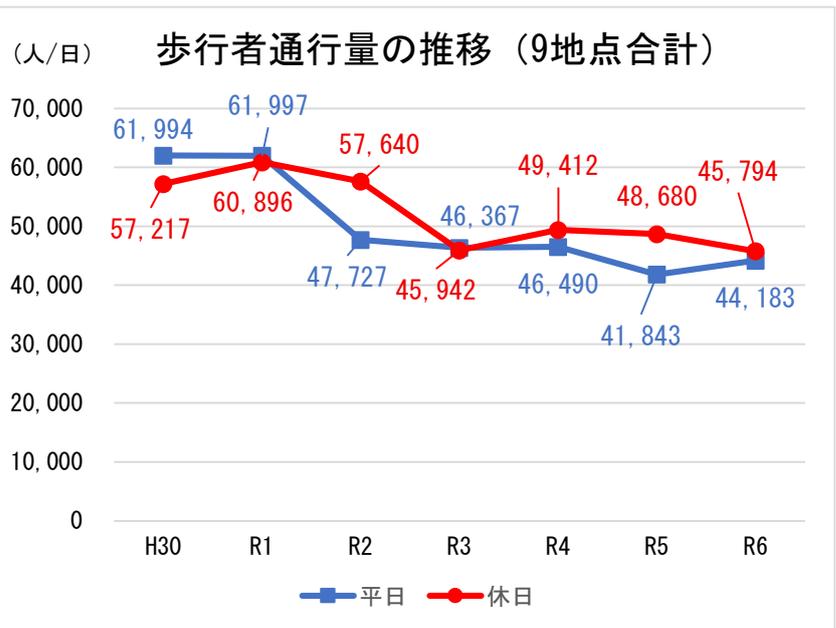
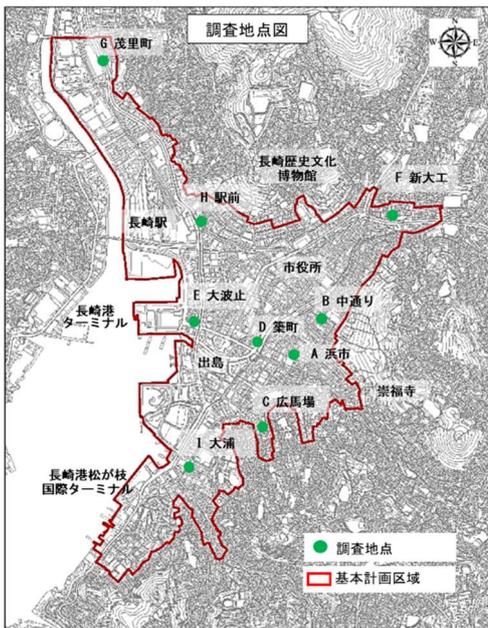
調査対象：来街者・勤務者・居住者

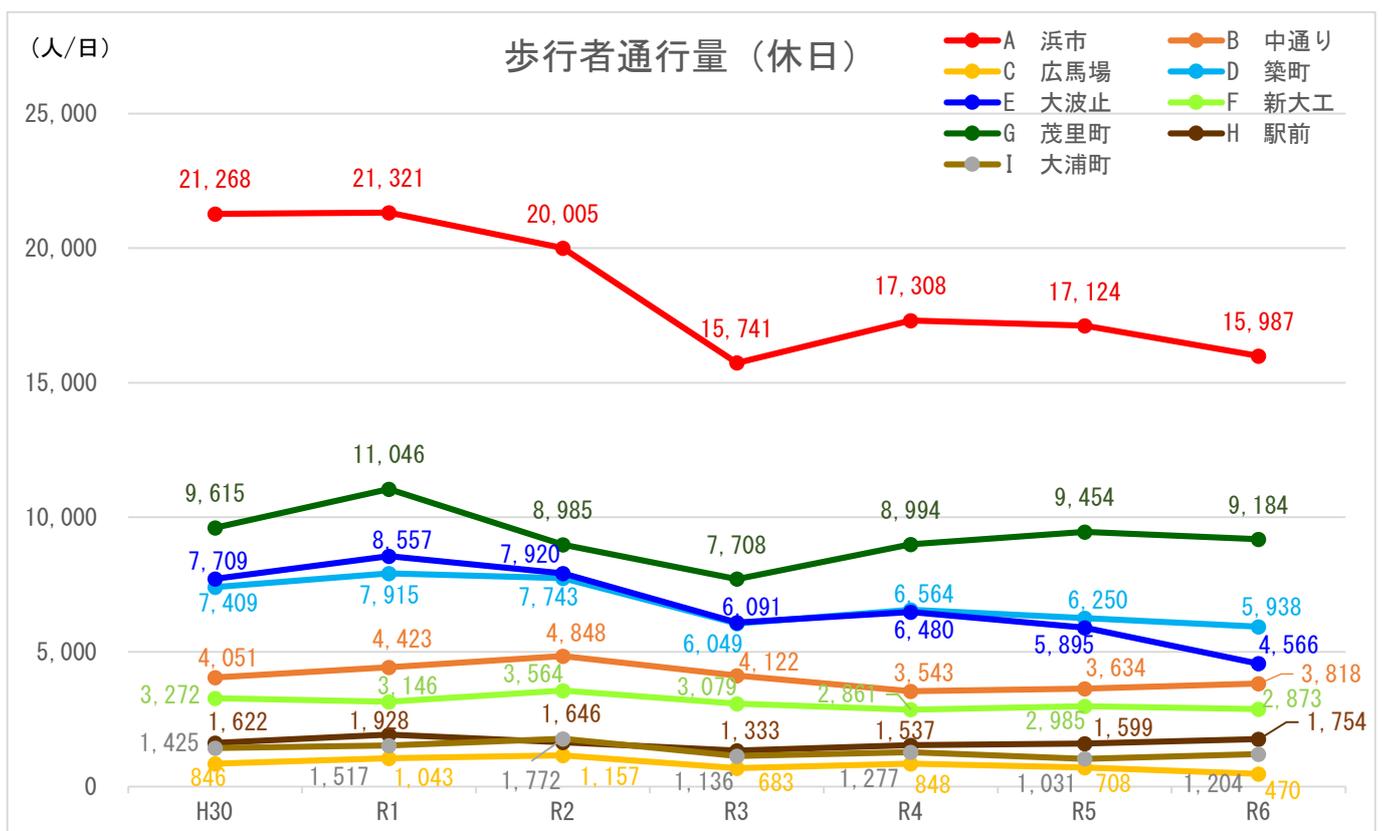
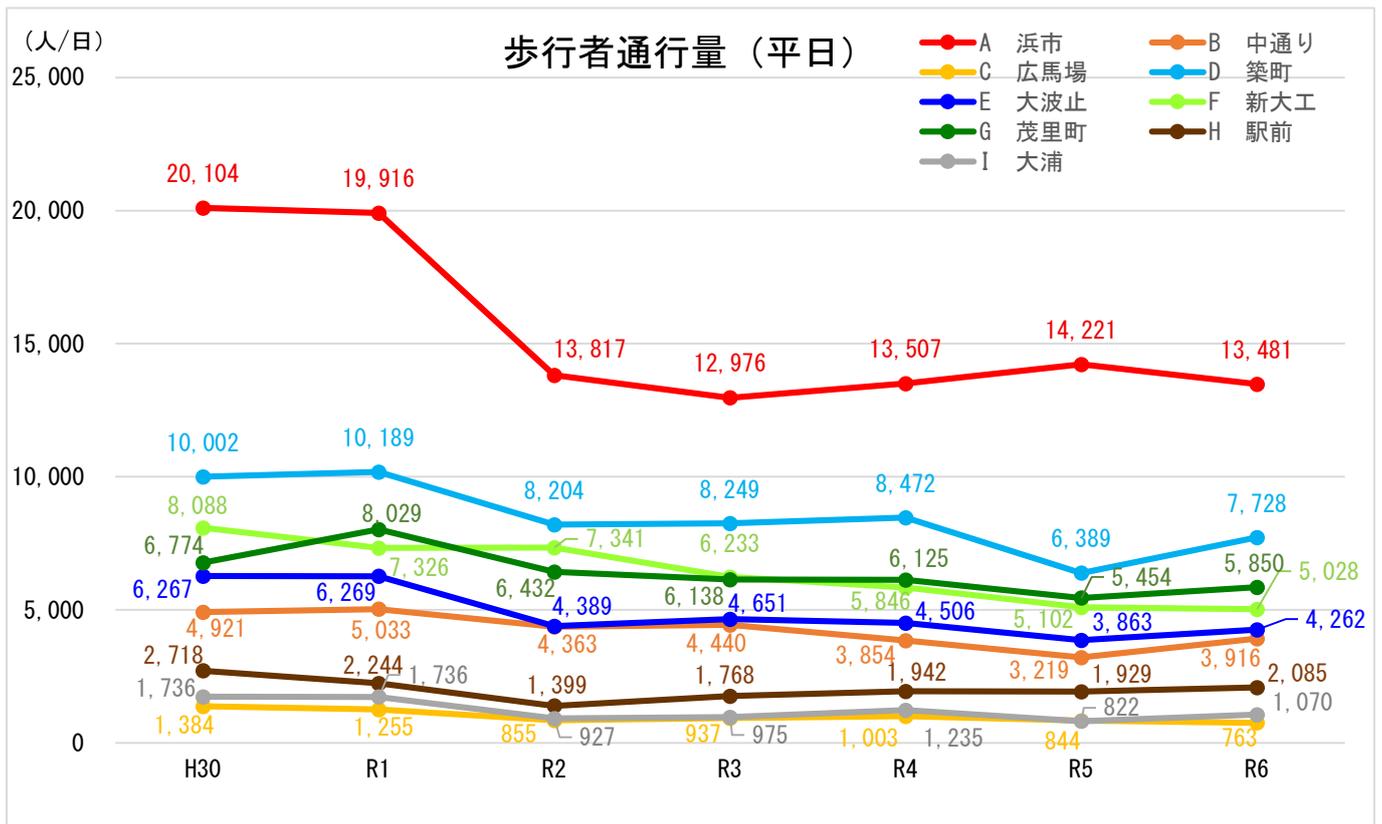


データ提供：KDDI・技研商事インターナショナル「KDDI Location Analyzer」
 ※au スマートフォンユーザーのうち個別同意を得たユーザーを対象に個人を特定できない処理を行って集計しております。
 ※端数処理を行っております。

長崎駅周辺および長崎スタジアムシティを核とするエリアでは、来訪者数が年々増加しており、西九州新幹線や長崎スタジアムシティの開業が高い集客力を示している。一方で、従来から商業や歴史・文化・観光の中心であるまちなかエリアでは、来訪者数が継続的に減少しており、長崎駅や長崎スタジアムシティで創出される交流人口を中心市街地全体に十分に波及させられていないことが推察される。

④歩行者通行量





中心市街地9地点における歩行者通行量は、令和元年度をピークとして、その後、平日・休日ともに年々減少し、コロナ禍による歩行者通行量の落ち込みからの回復は見られない。特に浜市商店街での落ち込みが著しく、長崎駅周辺の再整備により長崎駅・スタジアムエリアの来訪者数は増加したものの、中心市街地全体の回遊性向上には結び付いていないことが推察される。

(2) 問題点

第2期中心市街地活性化基本計画においては、新大工町地区市街地再開発事業、新市庁舎、交流拠点施設（出島メッセ長崎）、長崎スタジアムシティなど、都市機能の更新や集客施設の整備を推進し、新規雇用者数の増加や交流人口拡大に伴う宿泊客数の増加など、中心市街地の活性化に資する新たな基盤を形成した。しかし、その効果は中心市街地全体に波及しておらず、限定的であることが問題として残っている。

また、令和6年4月に策定された、今後のまちづくりの指針である「長崎都心まちづくり構想」では、都心部の複数エリア間をつなぐ魅力的な歩行者動線の不足や、歴史・文化・立地特性など地域のポテンシャルを活かすための仕組みや空間が十分でないことが長崎の都心部の問題点として挙げられている。

令和6年2月に策定された、長崎市の重点プロジェクトの一つである「経済再生プロジェクト」のアクションプランでは、人口減少の進行に伴い、地域経済の縮小、各種産業の担い手不足、地域コミュニティの希薄化、地方行財政運営への悪影響など、多方面にわたる社会的・経済的問題が顕在化していることが示されている。これらの問題は中心市街地においても例外ではなく、商業機能の維持や地域の持続可能性に直接的な影響を与えており、持続可能な経済構造と活力ある地域社会の構築が急務となっている。

(3) 課題

前述の現況及び問題点を踏まえ、第3期計画では、以下の2点を課題として取り組む

課題① 交流人口拡大による効果の中心市街地全体への波及

長崎駅周辺や長崎スタジアムシティなどの新たに整備された集客拠点等では、多くの来訪者を呼び込む賑わいが創出されている。しかし、その効果がまちなかエリアを含む中心市街地全体へ十分に行き渡っていない現状がある。拠点間の回遊ルートや環境整備、歩行者が安心して移動できる空間、滞在意欲を高める仕掛けなどが不足しており、賑わいが拠点ごとに「点」で留まりやすい状況となっている。

したがって、新たに整備された集客拠点等で生まれる賑わいを点で完結させず、快適で回遊したくなるまちづくりを行うことで、賑わいを中心市街地全体に波及させる必要がある。

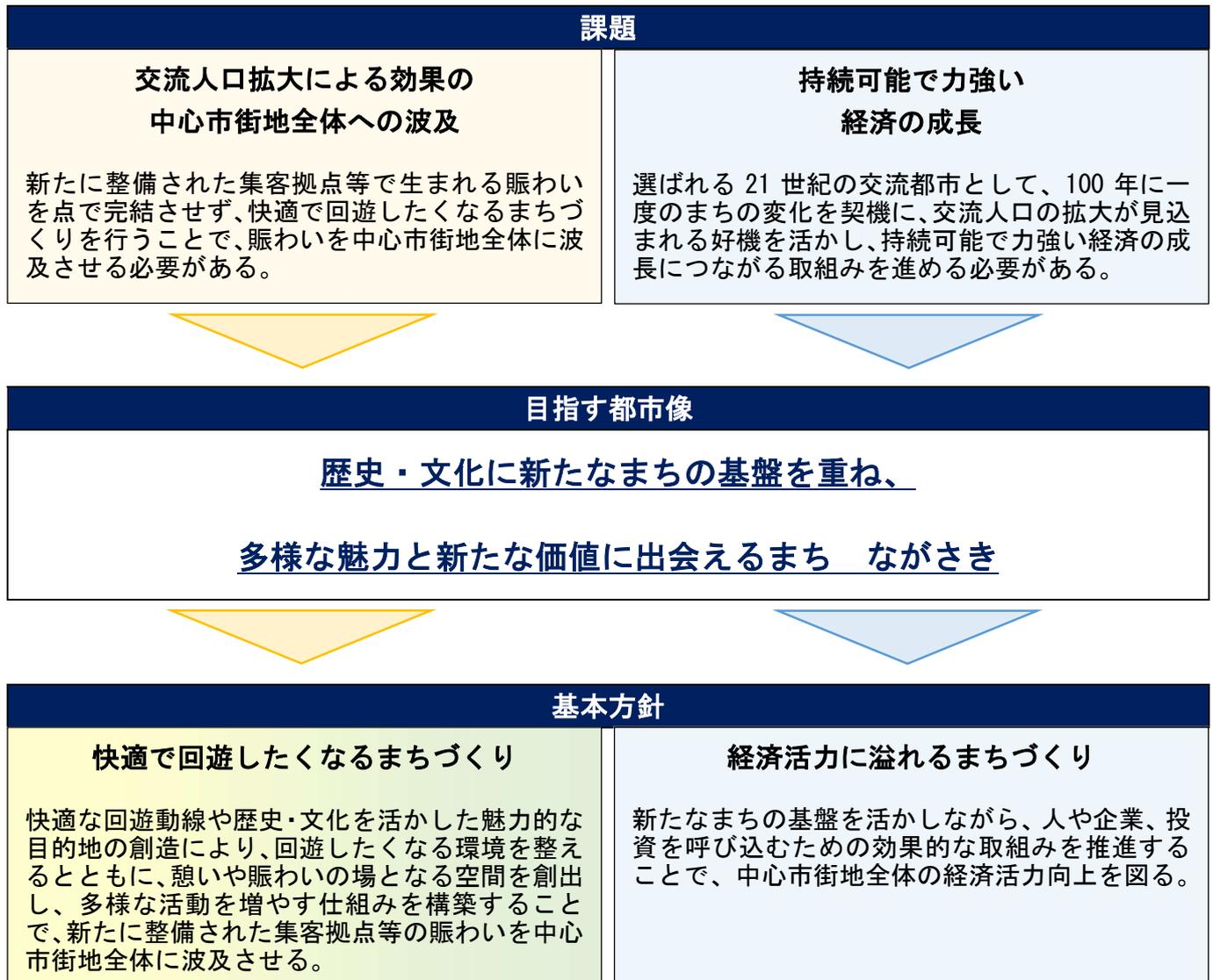
課題② 持続可能で力強い経済の成長

西九州新幹線開業に伴う長崎駅周辺の再整備や長崎スタジアムシティの開業、市庁舎・県庁舎の跡地活用など、長崎市は100年に一度と言われる都市構造の転換期を迎えており、観光・ビジネス・文化交流など多方面で交流人口の拡大が期待できる。一方で、経済波及効果を一過性のものとせず、地元企業や商業者、地域産業が継続的に利益を享受できる仕組みを構築する必要がある。

したがって、選ばれる21世紀の交流都市として、100年に一度のまちの変化を契機に交流人口の拡大が見込まれる好機を活かし、持続可能で力強い経済の成長につながる取組みを進める必要がある。

[3] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

前述までの状況を踏まえ、第3期計画では、第2期計画で整備された都市基盤や取組の成果を最大限に活かしながら、歴史・文化という長崎の強みの上に新たな都市機能を重ね合わせ、来訪者がエリア全体を巡り、多様な魅力や体験、新たな価値に出会えるまちの実現を目指し、下記の目指す都市像と基本方針を設定する。



2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

長崎市は、東アジアに近い九州の西端、長崎県の南部に位置し、古くからその地理的利点と良好な港を活かして海外との交流を行い、独自の発展を遂げてきた。中でも市街地は、元亀2年（1571年）の海外貿易港としての開港時に内町6町が建設されたことに由来し、港と斜面地に囲まれた南北に細長いわずかな平たん部に位置するが、その行政・業務機能をはじめ県内最大の商業地や多彩な文化資源が集積し、長崎経済の中核として機能している。

特に、鎖国期には海外に開かれた窓口として栄え、出島や中島川・寺町地区の寺院群、新地中華街、東山手・南山手の洋館群、眼鏡橋など、多くの歴史・文化資産を有し、2つの世界遺産も登録されている。また、卓袱料理やちゃんぽんなどの独自の食文化、長崎くんちをはじめとする伝統芸能も息づき、近年では出島メッセ長崎や西九州新幹線、長崎スタジアムシティの開業など100年に一度のまちづくりも進展している。

このように歴史・文化と都市機能が集積し、商業・行政・文化など多様な機能を有する市街地は、現在も長崎経済の発展の推進力として重要な役割を担っている。今後も、その価値と機能を維持・向上させるため、区域を定めて計画的に中心市街地の活性化を図ろうとするものである。



—長崎市中心市街地位置図—

[2] 区域

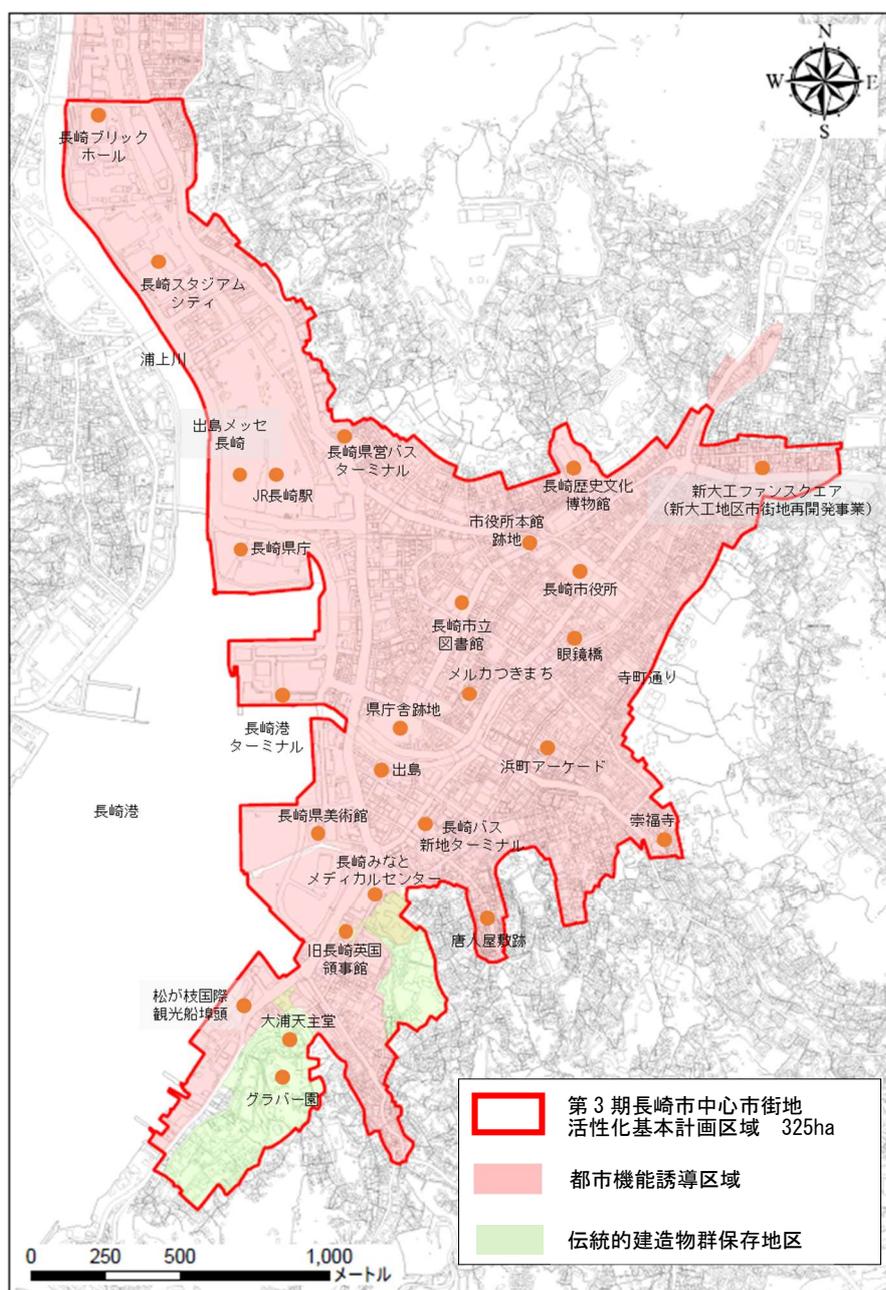
第3期基本計画の区域は、令和6年10月に開業した新たな集客拠点である長崎スタジアムシティをはじめ、陸の玄関口である長崎駅周辺、海の玄関口である松が枝国際観光船埠頭、そして古くからの商業・業務の集積地であるまちなかエリアを含む都市機能誘導区域と、国指定重要文化財である旧長崎英国領事館等の居留地の魅力を活かしたまちづくりを推進している伝統的建造物群保存地区を加えた一体的な区域とする。(長崎市の面積 40,569ha、中心市街地 325ha、長崎市全体の面積に対する計画区域の割合 約0.8%)

東側境界：寺町通り沿い

西側境界：浦上川左岸及び長崎港東側海岸線沿い

南側境界：南山手エリア沿い（伝統的建造物群保存地区）

北側境界：長崎ブリックホール北側の市道茂里町3号



— 第3期基本計画 区域図 —

[3] 市街地の要件に適合していることの説明

要件	説明																											
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>(1) 長崎市の商業・業務機能が集積している。</p> <p>長崎市面積(40,569ha)の0.8%を占める中心市街地内には、長崎市の小売商店の35.7%が立地し、事業所数の33.6%、従業者数の32.2%がこの地域で従事している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="413 539 906 1032"> <p>長崎市内の小売商店数</p> <table border="1"> <caption>長崎市内の小売商店数</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>店舗数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中心市街地</td> <td>1,592 店</td> <td>35.7%</td> </tr> <tr> <td>中心市街地以外</td> <td>2,866 店</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(R3 経済センサス)</p> </div> <div data-bbox="948 539 1441 1032"> <p>長崎市内の事業所数</p> <table border="1"> <caption>長崎市内の事業所数</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>事業所数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中心市街地</td> <td>5,949 店</td> <td>33.6%</td> </tr> <tr> <td>中心市街地以外</td> <td>11,744 店</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(R3 経済センサス)</p> </div> </div> <div data-bbox="413 1077 906 1570"> <p>長崎市内の従業者数</p> <table border="1"> <caption>長崎市内の従業者数</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>従業者数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中心市街地</td> <td>58,261 人</td> <td>32.2%</td> </tr> <tr> <td>中心市街地以外</td> <td>122,521 人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(R3 経済センサス)</p> </div>	地域	店舗数	割合	中心市街地	1,592 店	35.7%	中心市街地以外	2,866 店		地域	事業所数	割合	中心市街地	5,949 店	33.6%	中心市街地以外	11,744 店		地域	従業者数	割合	中心市街地	58,261 人	32.2%	中心市街地以外	122,521 人	
地域	店舗数	割合																										
中心市街地	1,592 店	35.7%																										
中心市街地以外	2,866 店																											
地域	事業所数	割合																										
中心市街地	5,949 店	33.6%																										
中心市街地以外	11,744 店																											
地域	従業者数	割合																										
中心市街地	58,261 人	32.2%																										
中心市街地以外	122,521 人																											

(2) 長崎市の大型商業施設が集積している。

長崎市で店舗面積が約1万㎡を超える大型商業施設は11店舗あり、15,000㎡を超える上位3店舗を含む計5店舗が中心市街地に集積している。

-長崎市内の大型商業施設（店舗面積約1万㎡以上）-

名称	店舗面積	区域内外
アミュプラザ長崎	44,659㎡	区域内
ゆめタウン夢彩都	31,926㎡	区域内
(株)浜屋百貨店	16,764㎡	区域内
S&B葉山ショッピングプラザ	14,729㎡	区域外
チトセピア	14,560㎡	区域外
みらい長崎ココウオーク	11,300㎡	区域内
プラっとモール長崎	10,558㎡	区域外
イオン東長崎ショッピングセンター	10,210㎡	区域外
ハイパーモールメルクス長崎	10,092㎡	区域外
サニー道の尾店	10,039㎡	区域外
長崎スタジアムシティ	9,518㎡	区域内

(3) 長崎市の多様な都市機能が集積している。

中心市街地内には、官公庁、公共・公益施設、交通拠点など、本市の中心的な役割を担う多様な都市機能が集積している。

-計画区域内の主な官公庁-

長崎市役所	長崎県庁	長崎県警察本部
長崎警察署	大浦警察署	長崎地方検察庁
長崎地方法務局	長崎地方裁判所	長崎家庭裁判所
長崎税関	長崎財務事務所	長崎労働局
長崎税務所	長崎県税事務所	長崎南年金事務所
長崎中央消防署	長崎港湾漁港事務所	もりまちハートセンター
動物愛護管理センター		

-計画区域内の主な公共・公益施設-

長崎市民会館	長崎ブリックホール	長崎みなとメディカルセンター
長崎水辺の森公園	メルカつきまち	出島メッセ長崎

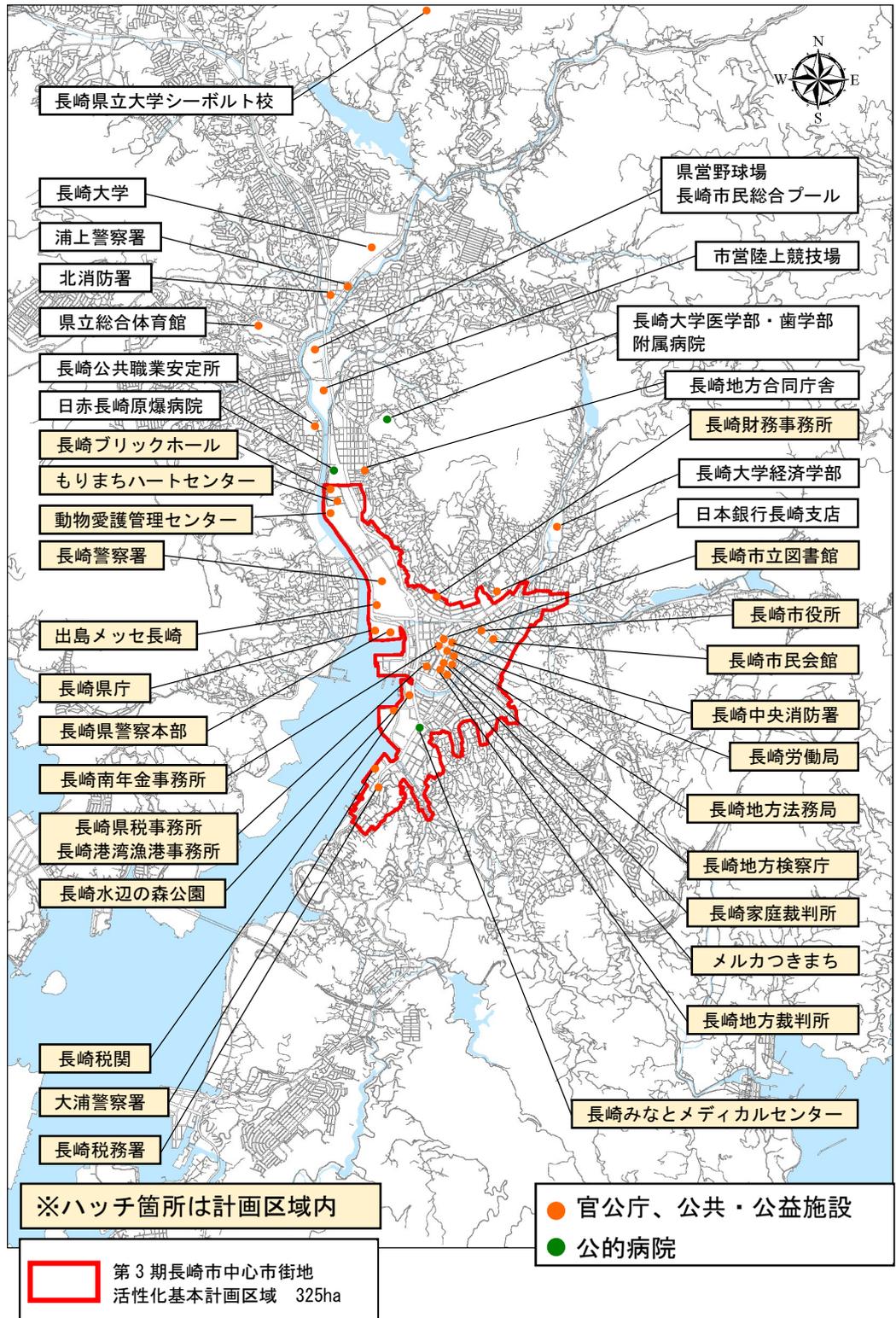
-計画区域内の主な交通結節点-

長崎県営バスターミナル	長崎バス新地ターミナル	J R長崎駅
長崎港ターミナル	長崎バスココウォーク バスセンター	長崎港松が枝 国際ターミナル

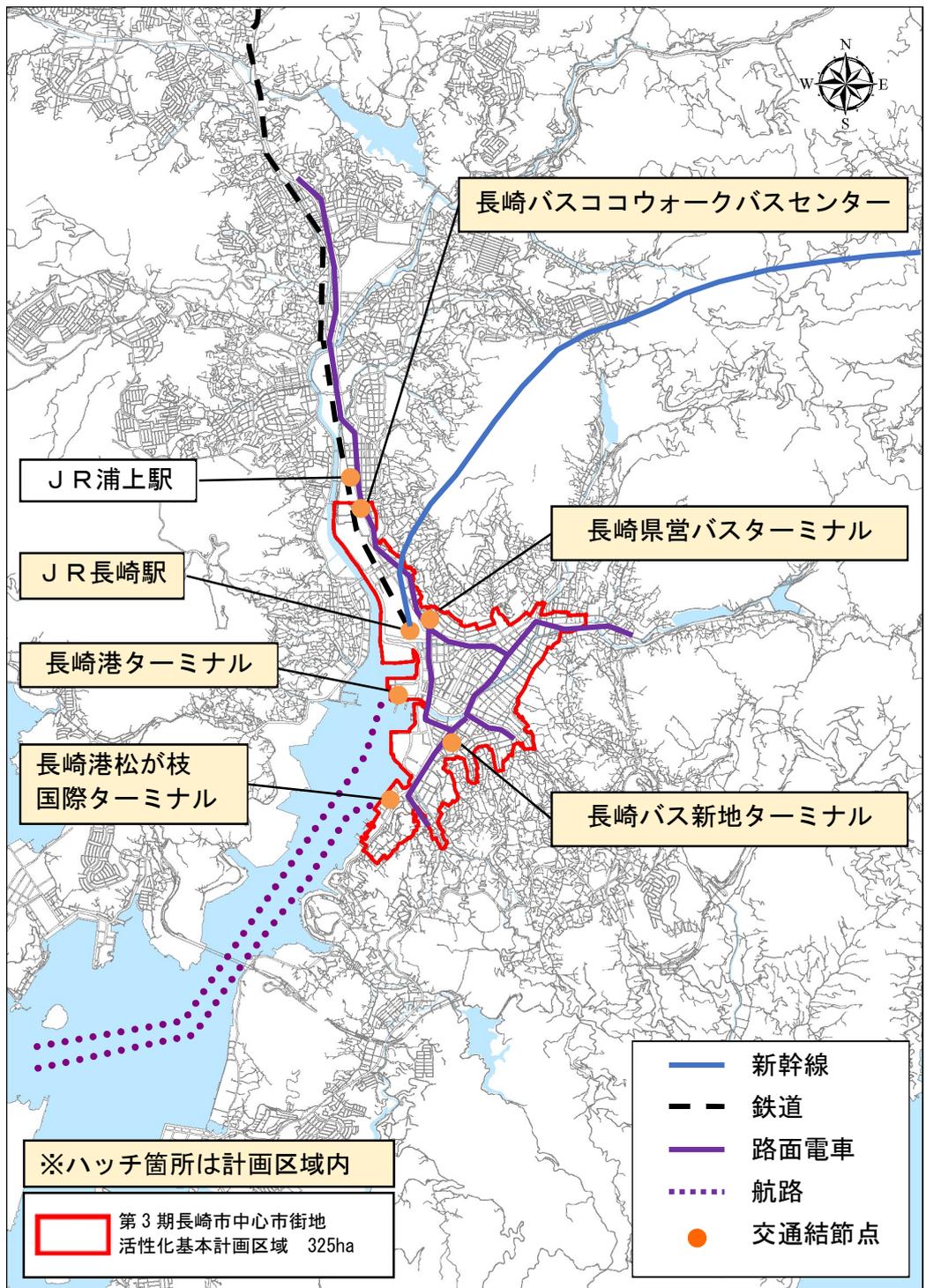
また、中心市街地内には、出島、丸山、新地中華街、唐人屋敷、眼鏡橋に代表される石橋群など様々な歴史・文化的資産が中心市街地内に存在し数多くの観光客が来街している。

-計画区域内の主な歴史・文化施設-

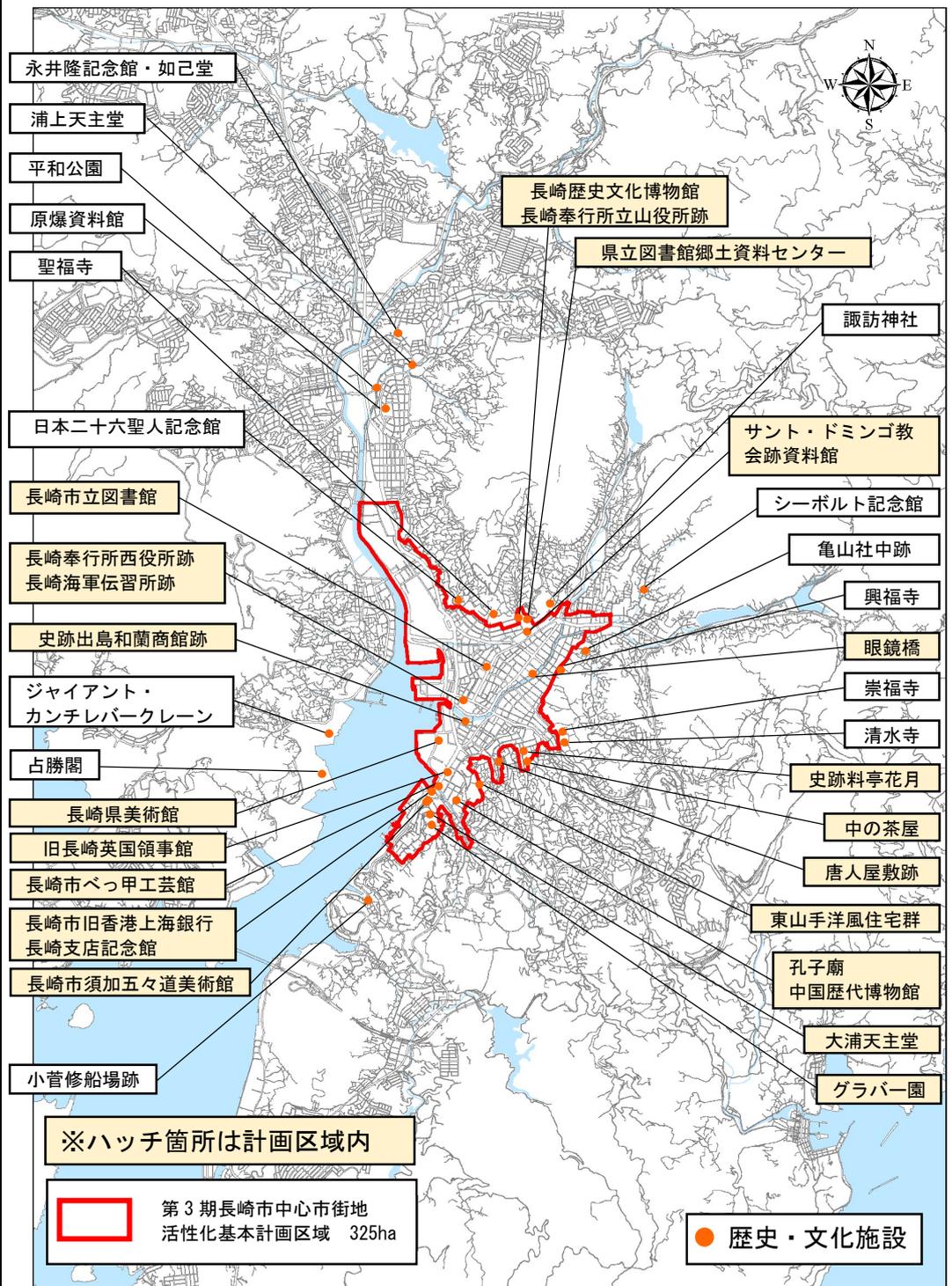
グラバー園	長崎歴史文化博物館 (長崎奉行所立山役所跡)	長崎海軍伝習所跡 (長崎奉行所西役所跡)
史跡出島和蘭商館跡	東山手洋風住宅群	眼鏡橋
長崎市べっ甲工芸館 (旧長崎税関下り松派出所)	長崎市旧香港上海銀行 長崎支店記念館	孔子廟 中国歴代博物館
サント・ドミンゴ教会跡 資料館	中の茶屋	唐人屋敷跡
旧長崎英国領事館	史跡料亭花月	大浦天主堂
長崎市須加五々道美術館	長崎市立図書館	長崎県美術館
県立図書館郷土資料センター		



-官公庁、公共・公益施設、公的病院分布図-



-交通結節点分布図-

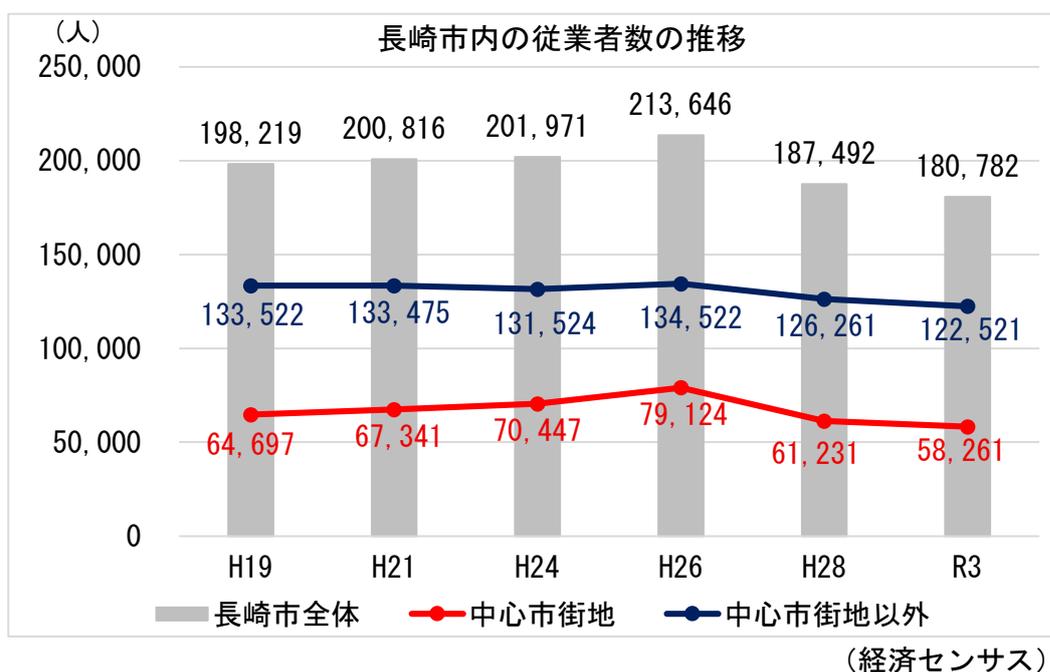
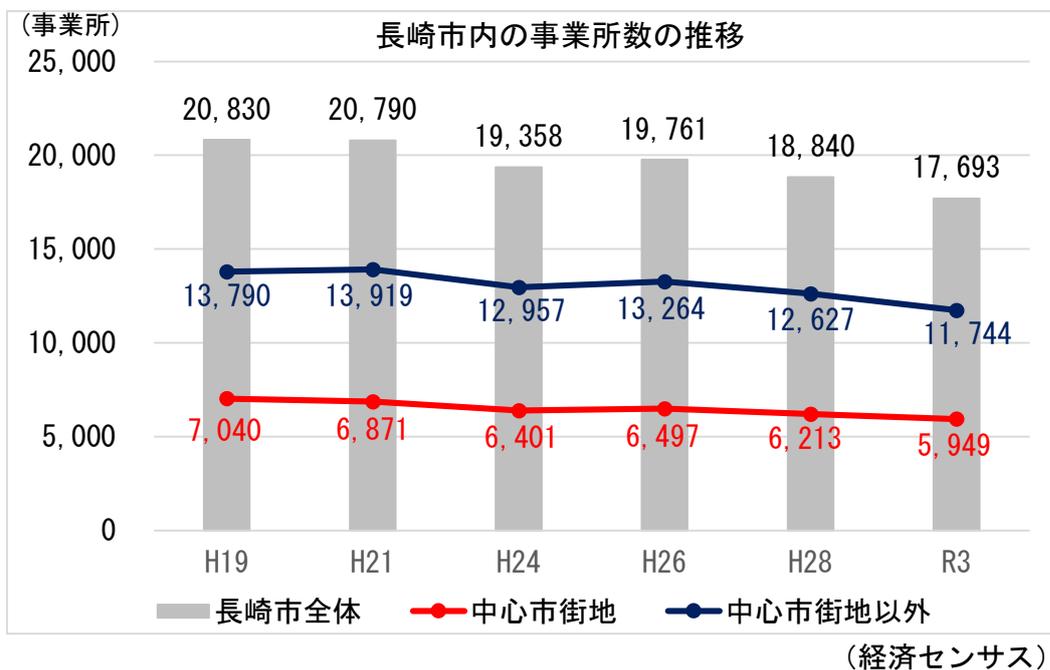


-主な歴史・文化施設分布図-

要件	説明																																																
<p>第2号要件</p> <p>当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること</p>	<p>(1) 空き店舗数</p> <p>長崎市全体における中心市街地が占める空き店舗数は約7割で推移している。令和2年から令和6年にかけて、中心市街地以外の空き店舗数は減少傾向にあるものの、中心市街地においては増加傾向にある。</p> <p>長崎市内の空き店舗数の推移 (店)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査年度</th> <th>長崎市全体</th> <th>中心市街地</th> <th>中心市街地以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>377</td> <td>263</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>370</td> <td>286</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>402</td> <td>308</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>380</td> <td>286</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>397</td> <td>299</td> <td>98</td> </tr> </tbody> </table> <p>(商店街便覧調査)</p> <p>(2) 商店数</p> <p>長崎市全体における中心市街地が占める商店数の割合は約3割で推移しており、市全体と同様に中心市街地も減少傾向にある。</p> <p>長崎市内の商店数(卸売含む)の推移 (店)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査年度</th> <th>長崎市全体</th> <th>中心市街地</th> <th>中心市街地以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>6,257</td> <td>2,248</td> <td>4,009</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>5,967</td> <td>1,998</td> <td>3,969</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>5,422</td> <td>1,928</td> <td>3,494</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>5,216</td> <td>1,854</td> <td>3,362</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>4,478</td> <td>1,592</td> <td>2,886</td> </tr> </tbody> </table> <p>(経済センサス)</p>	調査年度	長崎市全体	中心市街地	中心市街地以外	R2	377	263	114	R3	370	286	84	R4	402	308	94	R5	380	286	94	R6	397	299	98	調査年度	長崎市全体	中心市街地	中心市街地以外	H16	6,257	2,248	4,009	H19	5,967	1,998	3,969	H26	5,422	1,928	3,494	H28	5,216	1,854	3,362	R3	4,478	1,592	2,886
調査年度	長崎市全体	中心市街地	中心市街地以外																																														
R2	377	263	114																																														
R3	370	286	84																																														
R4	402	308	94																																														
R5	380	286	94																																														
R6	397	299	98																																														
調査年度	長崎市全体	中心市街地	中心市街地以外																																														
H16	6,257	2,248	4,009																																														
H19	5,967	1,998	3,969																																														
H26	5,422	1,928	3,494																																														
H28	5,216	1,854	3,362																																														
R3	4,478	1,592	2,886																																														

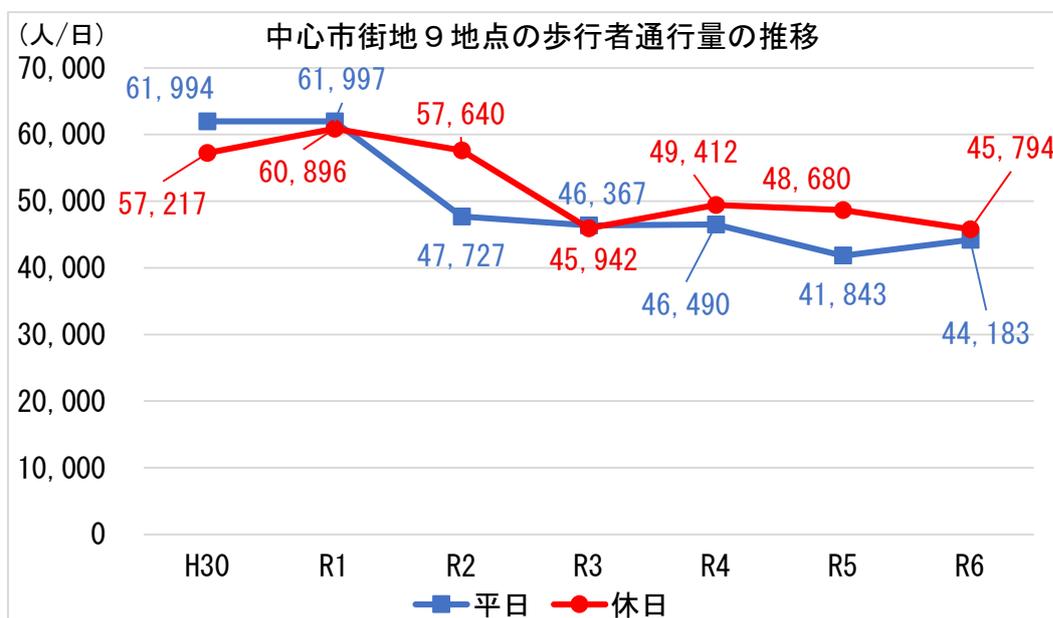
(3) 事業所数・従業者数

長崎市全体における中心市街地が占める事業所数、従業者数の割合は約3割で推移しており、市全体と同様に中心市街地も減少傾向にある。



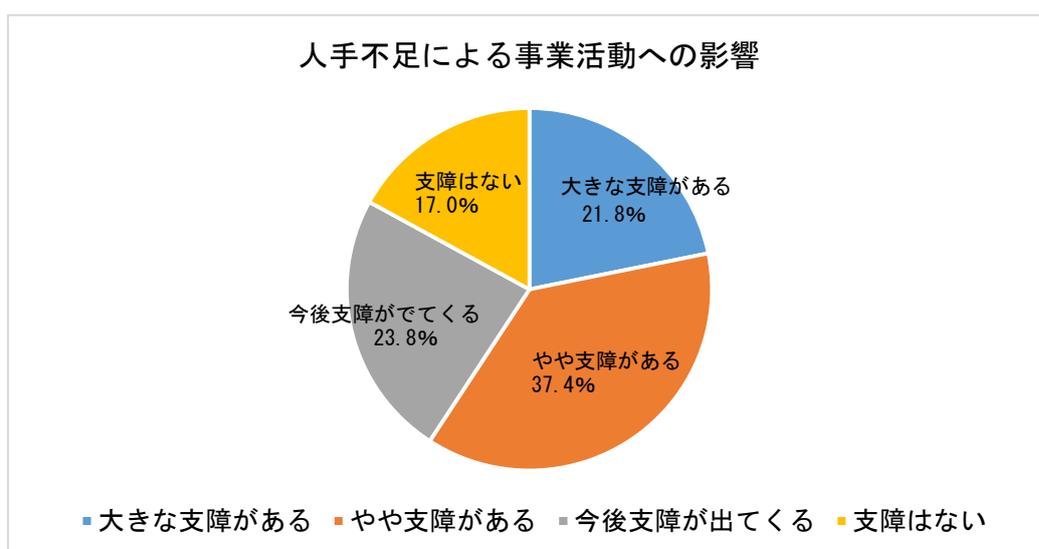
(4) 歩行者通行量

中心市街地9地点における歩行者通行量は、令和元年度をピークとして、その後、平日・休日ともに年々減少している。

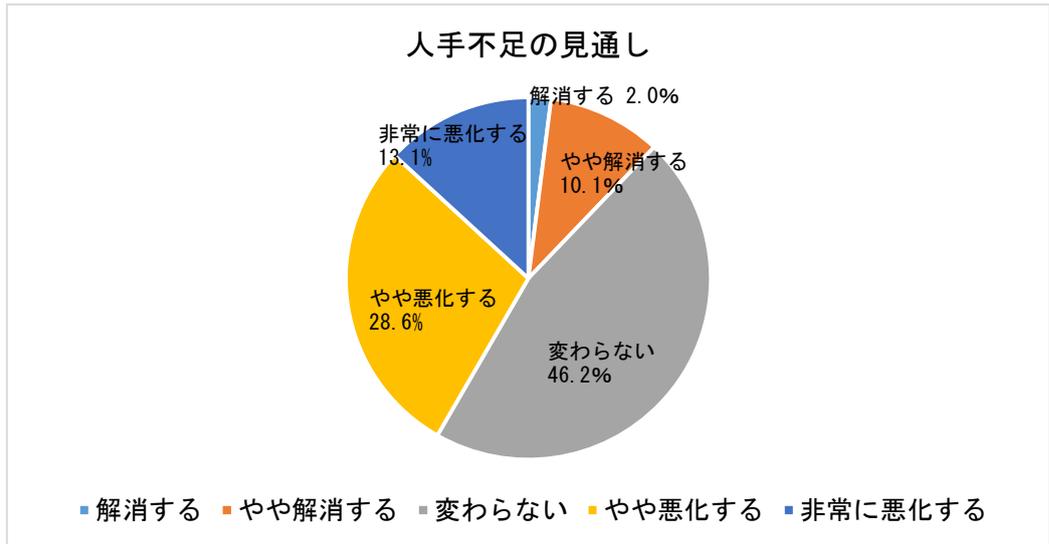


(5) 各種産業の担い手

人手不足は全国的な問題となっており、長崎市においても深刻な状況にある。人手不足に関するアンケートでは県内企業の約8割が事業活動に“大きな支障がある”、“やや支障がある”または“今後支障が出てくる”と回答し、今後の見通しについても、約9割が“変わらない”、“やや悪化する”または“非常に悪化する”と回答している。商業の集積地である中心市街地についても同様に人手不足の問題が深刻化していると推察される。



(長崎商工会議所・長崎経済研究所共同調査(令和5年6月))



（長崎商工会議所・長崎経済研究所共同調査（令和5年6月））

以上のとおり、中心市街地では、歩行者通行量は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による落ち込みからの回復は見られず、休日・平日ともに減少傾向にある。また、商店数・事業所数及び従業員数も減少してきており、空き店舗は年々増加傾向にある。さらに、人手不足は深刻な状況にある。第2期計画において、新たな集客拠点整備による交流人口拡大や助成金を活用した空き店舗への出店等一定の効果はあったものの、今後も前述の傾向が続いた場合、機能的な都市活動の確保、経済活力の維持に支障を及ぼす可能性がある。

要件	説明
<p>第3号要件</p> <p>当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<p>中心市街地の位置づけ及び活性化の取組みは、次に示す上位計画と整合しており、都市計画区域マスタープラン等において、県全体の発展をけん引する役割を担う地域として位置付けられていることから、当該エリアの活性化は、本市及び周辺市町の発展にとって有効かつ適切であると考えられる。</p> <p>（1）都市計画区域マスタープラン（長崎県決定）</p> <p>都市計画区域マスタープラン（令和6年3月第2回変更）では、「高次かつ多様な都市機能が集積し、全県を牽引する都市づくり」を基本理念のひとつに掲げ、長崎都心地区の市街地像を次のように示している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本県の商業・業務活動の中核を担う地区であり、出島、オランダ坂、世界遺産の構成資産を含むグラバー園などの全国的に知名度の高い観光資源を有するとともに、長崎港臨海部では、本県を代表する基幹産業である造船関連企業が集積している地区でもある。</p> <p>JR長崎駅周辺地区を始めとした長崎市中央部・臨海地域の都市再生、新幹線や高速道路などの広域的な交通体系の整備拡充により、国際的な観光・文化交流の拠点として、にぎわいと活力のある魅力的な都市空間の形成を図る。また、都市部の中でも東山手・南山手地区や中島川・寺町地区などの景</p> </div>

観形成重点地区を中心に、歴史や異国情緒を備えたまちなみの維持・充実や、稲佐山などから見た夜景の維持・保全を図る。

(2) 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和2年に策定し令和7年に改訂した長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「コンパクトで暮らしやすいまちをつくる」を具体的施策の一つに掲げ、次のとおり、高次な都市機能の維持・集積による中心市街地の活性化等を図ることとしている。

○基本目標「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくるにおいて、次の具体的施策を掲げている。

コンパクトで暮らしやすいまちをつくる

今後、人口減少が進む中においても、高次な都市機能の維持・集積により中心市街地を活性化し、地区ごとの人口規模に見合った公共施設等の規模の見直しや適正配置を行い、コンパクトで暮らしやすいまちをつくる。

(3) 長崎市第五次総合計画

令和4年度に策定した長崎市第五次総合計画では、各基本施策において基本方針を次のように掲げ、中心市街地の活性化を図ることとしている。

○基本施策「交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます」において、次の個別施策を掲げている。

- ・観光資源を磨き、魅力あるコンテンツを創造します
- ・戦略的な魅力発信と誘致活動を推進します
- ・交流のための都市機能を高め、安全安心・快適な滞在環境づくりを推進します
- ・観光・MICE 関連産業を活性化します

○基本施策「地場事業者の成長を支援します」において、次の個別施策を掲げている。

- ・地場事業者の経営力の強化を支援します
- ・地場事業者の人材確保・育成を支援します
- ・地場事業者の市場での競争力の強化を支援します

○基本施策「人や企業を呼び込み、新たな事業を創出して、産業を強くします」において、次の個別施策を掲げている。

- ・域外から企業を誘致し、新たな産業や雇用を創出します
- ・産学官金や企業間の連携による新事業の創出や新分野への進出を促します
- ・働く世代を中心とした移住を促進し、地域や企業を活性化させます

○基本施策「暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します」において、次の個別施策を掲げている。

- ・安全で暮らしやすい場所に、居住及び都市機能を誘導・維持します
- ・住環境を改善し、生活利便性の向上を図ります

(4) 長崎市都市計画マスタープラン及び長崎市立地適正化計画

都市計画マスタープランにおける都市づくりの方針として、集約連携型の都市構造（ネットワーク型コンパクトシティ長崎）を目指すため、中心市街地を含む主要な地域に商業・業務、医療・福祉等の都市機能を誘導し、市民の暮らしを支える各種生活サービスの質の確保や投資効率の高い市街地を形成することとしている。

令和6年3月に改訂した長崎市立地適正化計画においても、市民にとって安全・安心で快適な暮らしが続けられる都市づくり（ネットワーク型コンパクトシティ長崎）を基本方針とし、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する施策を掲げている。また、中心市街地を含む都市機能誘導区域の施策の方向性として、中心市街地活性化など、都心部・都心周辺部の魅力を向上させるとともに、高次な都市機能の集積を図ることとしており、中心市街地の活性化による都市の賑わいと活力の創出に向けて次の方針を掲げている。

○中心市街地の活性化による都市の賑わいと活力の創出に向けて、次の方針を掲げている。

- ・中心市街地における交流人口の拡大と経済活力を効果的・効率的に増進を図るため、陸の玄関口の「長崎駅周辺」と海の玄関口の「松が枝周辺」を整備し、交通結節機能の向上を図り、交流拠点施設などの都市機能の立地を誘導します。
- ・文化施設の立地を誘導し、市民の芸術文化活動の発表・鑑賞の拠点を確保します。
- ・新大工町地区や浜町地区などの市街地再開発事業の推進により、まちなか居住、賑わいの創出や回遊性の向上などを図ります。
- ・歴史や文化など地域の特色を活かした環境整備や地域との連携により賑わいの創出や回遊性の向上などを図ります。
- ・都心部に生まれる賑わいや人の流れを「まちなか」を含む都心部全体に波及させるため、都心部内の回遊性の向上を図ります。
- ・広域交通及び市内交通の結節点を形成する長崎駅周辺では長崎駅周辺再整備事業やバスターミナルの整備などの事業推進により、交通結節点の強化・充実や回遊性の向上を図ります。

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

中心市街地の基本方針に基づき、活性化の目標を以下のように設定する。

基本方針

快適で回遊したくなるまちづくり

快適な回遊動線や歴史・文化を活かした魅力的な目的地の創造により、回遊したくなる環境を整えるとともに、憩いや賑わいの場となる空間を創出し、多様な活動を増やす仕組みを構築することで、新たに整備された集客拠点等の賑わいを中心市街地全体に波及させる。

経済活力に溢れるまちづくり

新たなまちの基盤を活かしながら、人や企業、投資を呼び込むための効果的な取組みを推進することで、中心市街地全体の経済活力向上を図る。

活性化の目標

目標①

回遊環境の向上

回遊動線の整備や回遊を促す事業を展開し、快適な回遊環境を整えることで、中心市街地全体の回遊性の向上を図る。

目標②

魅力的な空間の創造

歴史・文化を活かしたイベントの開催や訪れたい拠点の整備に加え、多様な活動を増やす仕組みづくりを進めることで、人が集い滞在したくなる魅力的な空間の創出を図る。

目標③

経済活力の向上

創業サポートのワンストップ窓口の設置や、付加価値の高い商品・サービスの開発に向けた伴走支援などを実施することで、人や企業・投資を呼び込み、中心市街地全体の経済活力向上を図る。

目標指標①

来訪者回遊率 (%)

目標指標②

60分以上滞在率 (%)

目標指標③

法人の開設件数 (件/年)

参考指標②

長崎市の日本人
延べ宿泊者数 (人/年)

[2] 計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、中心市街地内で行われる各種事業による効果の発現を考慮し、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とする。

[3] 目標指標の設定の考え方

(1) 定量的な目標指標の設定

目標の達成状況を的確に把握できるよう、それぞれ以下の目標指標を設定する。

目標① 回遊環境の向上

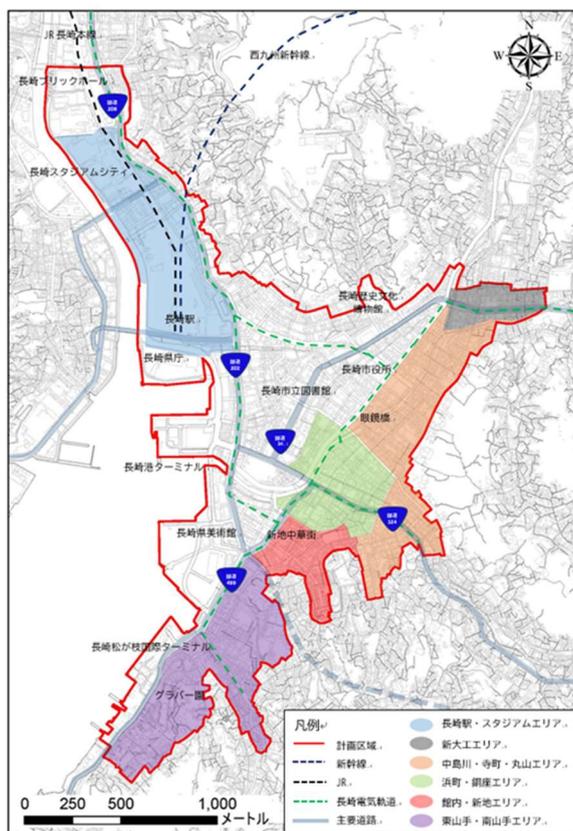
目標指標①：来訪者回遊率（％）

中心市街地の回遊環境の向上に資する主要事業や施策が、来訪者の回遊にどの程度効果を発揮しているかを定量的に検証する指標として、「来訪者回遊率」を設定する。

本評価では、新大工エリア、中島川・寺町・丸山エリア、浜町・銅座エリア、館内・新地エリア、東山手・南山手エリアを設定し、これら5つのエリアをまとめて「まちなかエリア」と定義する。同日のうちに“長崎駅・スタジアムエリア”と“まちなかエリア”の両方に来訪した人数を「回遊者数」と定義し、長崎駅・スタジアムエリア来訪者数に対する回遊者数の割合を「来訪者回遊率」とする。

- 調査方法：「KDDI Location Analyzer」を用いて分析
- 調査対象：来街者・勤務者・居住者
- 調査月：毎年1月～12月（暦年）
- 算出方法：長崎駅・スタジアムエリア来訪者数に対する回遊者数の割合を算出
エリア内における15分以上滞在者をエリア来訪者とみなす

$$\text{来訪者回遊率（％）} = \frac{\text{回遊者数（人／日）}}{\text{長崎駅・スタジアムエリア来訪者数（人／日）}} \times 100$$



— 設定エリア（来訪者回遊率） —

目標② 魅力的な空間の創造

目標指標② 60分以上滞在率（％）

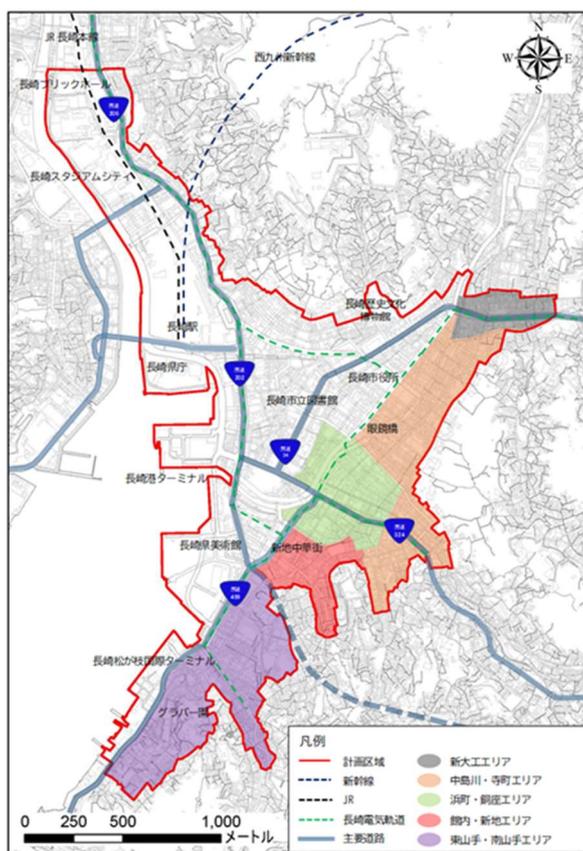
中心市街地の魅力的な空間の創造に資する主要事業や施策が、来街者の滞在時間の延伸や滞在促進にどの程度効果を発揮しているかを定量的に検証する指標として、「60分以上滞在率」を設定する。

本指標では、新大工エリア、中島川・寺町・丸山エリア、浜町・銅座エリア、館内・新地エリア、東山手・南山手エリアを設定し、当該5エリアの来街者数に対する60分以上滞在者数の割合を「60分以上滞在率」とする。

- 調査方法：「KDDI Location Analyzer」を用いて分析
- 調査対象：来街者
- 調査月：毎年1月～12月（暦年）
- 算出方法：エリア来街者に対する60分以上滞在者数の割合を算出

滞在時間に関係なくエリア内に訪れた者をエリア来街者とする

$$60 \text{ 分以上滞在率（％）} = \frac{60 \text{ 分以上滞在者数（5エリア・人／日）}}{\text{エリア来街者数（5エリア・人／日）}} \times 100$$



— 設定エリア（60分以上滞在率） —

参考指標② 長崎市の日本人延べ宿泊者数（人/年）

60分以上滞在率はエリア来訪者数に左右される率であることから、量的成果及び観光客の動向を把握するため、「長崎市の日本人延べ宿泊者数」を補助指標として設定する。

- 調査方法：宿泊税申告データに係る延べ宿泊客数実績及び市内主要宿泊施設における平均泊数を基に推計
- 調査月：毎年1月～12月（暦年）

目標③ 経済活力の向上

目標指標③ 法人の開設件数（件/年）

中心市街地の経済活力の向上に資する主要事業や施策が、どの程度効果を発揮しているかを定量的に検証する指標として、「法人の開設件数」を設定する。

中心市街地内に新たに法人を開設する旨の申請があった法人及び新たに転入する旨の申請があった法人の件数を「法人の開設件数」とする。

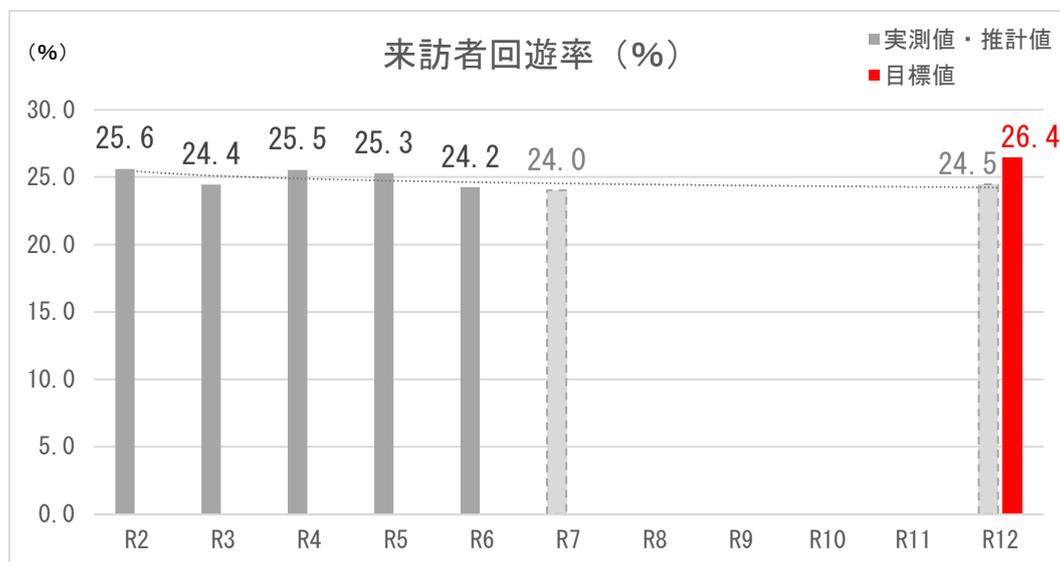
- 調査方法：「市民税課が法人税を課税し徴収する件数」及び「法人開設時に市民税課へ開設届を提出した件数」から分析
- 調査月：毎年1月～12月（暦年）
- 調査対象：①中心市街地内に新たに法人を開設する旨の申請があった法人
②中心市街地内に新たに転入する旨の申請があった法人
- 算出方法：中心市街地内に新たに法人を開設する旨の申請があった法人及び新たに転入する旨の申請があった法人を抽出し、算出

(2) 目標値の設定

① 来訪者回遊率

1) 目標値の設定の考え方

目標指標	今期基準値 (R6年)	今期推計値 (R2~6年から推計)	事業による増加 (R8~12年)	今期目標値 (R12年)
来訪者回遊率	24.2%	24.5%	1.9	26.4%



データ提供：KDDI・技研商事インターナショナル「KDDI Location Analyzer」

※auスマートフォンユーザーのうち個別同意を得たユーザーを対象に個人を特定できない処理を行って集計しております。

※令和7年は1月~7月の実績から推計しております。

令和6年の実績値より、**基準値を24.2%とする。**

令和2年から令和6年の長崎駅・スタジアムエリア来訪者数及び回遊者数の実績値によるトレンド推計により、令和12年の推計値は、**24.5%となる。**

長崎市第5次総合計画後期基本計画及び第二次長崎市観光・MICE戦略における目標指標と同様に宿泊・日帰り来訪者数の増加を図り、目標指標②の60分以上滞在率におけるまちなかエリアの来街者増加分と同程度の回遊者数増加を目指すことから、**目標値を26.4%とする。**

2) 関連する各事業

以下に示す各事業に取り組むことにより、目標達成を目指す。

ア 市庁舎本館跡地等の活用

長崎駅・スタジアムエリアとまちなかエリアの中間点に位置する市庁舎本館跡地とその周辺において、新たな文化施設の整備を行うとともに、まちづくりの拠点として面的整備を行い、回遊環境を整えることで、来訪者回遊率の増加に寄与する。

イ 市庁舎周辺道路整備事業

歩行者の安全で快適な通行空間の確保や良好な景観形成等を図るため、長崎駅・スタジアムエリアと中島川・寺町・丸山エリアをつなぐ動線の1つである本路線のバスベイ整備や拡幅改良及び

電線類地中化を行うことで、来訪者回遊率の増加に寄与する。

ウ 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業

長崎駅周辺の主要幹線道路における渋滞緩和と交通の円滑化、歩行者の安全確保を図るため、既存道路の拡幅整備を行い、長崎駅周辺とまちなかエリアとの回遊路を整備することで、来訪者回遊率の増加に寄与する。

エ 岩原川周辺環境整備事業

長崎駅周辺とまちなかエリアを結ぶ水辺沿いの歩行者動線として、水と緑と賑わいのある空間を整備することで、来訪者回遊率の増加に寄与する。

オ 長崎駅周辺土地区画整理事業

長崎駅周辺の未利用地を解消し、土地利用の転換と有効活用を図り、国際観光都市長崎の陸の玄関口にふさわしい都市拠点を形成するとともに、まちなかエリアに回遊しやすい環境を整えることで、来訪者回遊率の増加に寄与する。

カ まちなか賑わい創出事業

長崎駅や長崎スタジアムシティ等の来訪者や長崎市民にまちなかエリアに来訪してもらうため、産官学が連携し、長崎スタジアムシティ等におけるまちなかエリアの情報発信やまちなかへの回遊を促す事業を実施することで、来訪者回遊率の増加に寄与する。第2期計画では連携が限定的であったため、本計画ではまちなかエリア全体への回遊を促す取組みを実施する。

キ まちなか再生推進事業

まちなかエリアの賑わいの再生を図るため、多様な組織と連携したまちなかエリアへの回遊促進や、長崎駅及び集客施設等におけるまちなかエリアの情報発信に取り組む。これにより、回遊しやすい環境を整え、市民や観光客の回遊性を高めることで、来訪者回遊率の増加に寄与する。

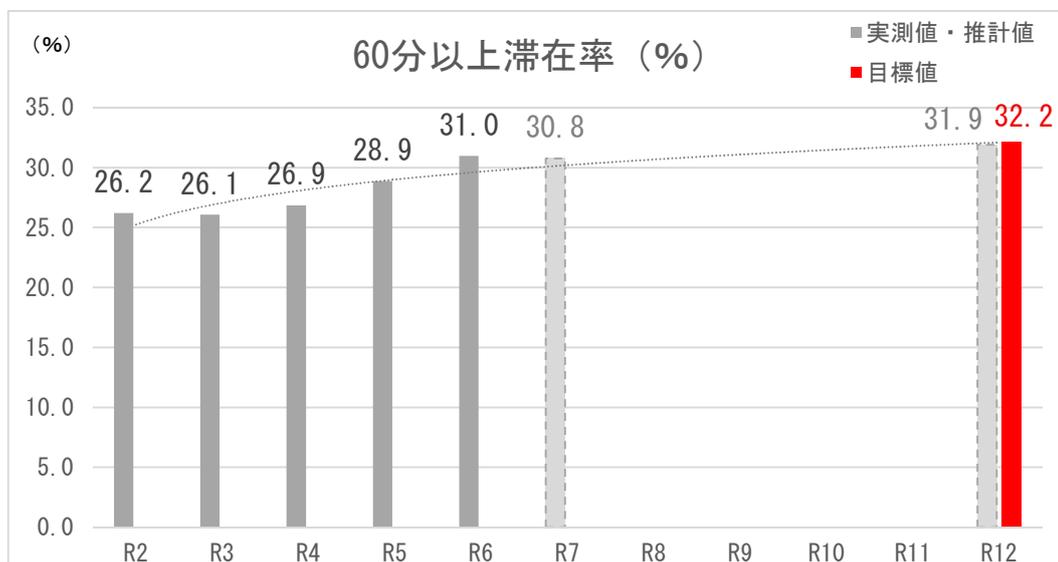
ク 長崎さるく

中心市街地に点在する歴史的建造物を、長崎の歴史、文化、まち、人の良さを体験できる「長崎さるく」で活用し、観光客や市民を中心市街地に誘客することで賑わいを創出する。第2期計画ではガイドの高齢化に伴う受入数の縮小やまち歩き形態の変更などにより参加者が減少しているため、本計画では受入体制の整備について検討し、今ある資源に新しい要素を加えた新しいスタイルのまち歩きを推進する。また、各種イベントとの連携により、中心市街地における回遊性や滞在の促進を図るとともに、長崎さるくのホームページにコースエリアを記載したマップを掲載し、中心市街地における各コースの位置関係等を容易に把握できるよう示すなど、更なる回遊促進につなげる。

②60分以上滞在率

1) 目標値の設定の考え方

目標指標	今期基準値 (R6年)	今期推計値 (R2~6年から推計)	事業による増加 (R8~12年)	今期目標値 (R12年)
60分以上滞在率	31.0%	31.9%	0.3	32.2%



データ提供：KDDI・技研商事インターナショナル「KDDI Location Analyzer」

※auスマートフォンユーザーのうち個別同意を得たユーザーを対象に個人を特定できない処理を行って集計しております。

※令和7年は1月~7月の実績から推計しております。

令和6年の実績値より、**基準値を31.0%とする。**

令和2年から令和6年における1日当たりの各エリア来街者数及び60分以上滞在者数の実績値によるトレンド推計により、令和12年の推計値は、**31.9%となる。**

長崎市第5次総合計画後期基本計画及び第二次長崎市観光・MICE戦略における目標指標と同様に宿泊・日帰り来街者数の増加を図るとともに、前述の上位計画における旅行消費額の目標指標設定の考え方と同様に60分以上滞在者数の増加を目指すことから、**目標値を32.2%とする。**

2) 関連する各事業

以下に示す各事業に取り組むことにより、目標達成を目指す。

ア まちなか賑わい創出事業

長崎駅や長崎スタジアムシティ等の来訪者や長崎市民にまちなかエリアに来訪してもらうため、産官学が連携したイベント等をまちなかエリアで実施することで、60分以上滞在率の増加に寄与する。第2期計画では、限定的なエリアのみでのイベント等の実施となっていたので、本計画ではまちなかエリア全体で事業を実施していく。

イ まちなか再生推進事業

まちなかエリアの賑わいの再生を図るため、多様な組織と連携したまちなかの魅力向上や賑わい創出に資する事業に取り組むことで、市民や観光客の滞在の促進を図り、60分以上滞在率の増加に寄与する。

ウ 東山手・南山手地区洋館等活用事業

東山手・南山手地区は、洋館をはじめとする歴史的価値の高い建造物が数多く残っていることから、これらの建造物の魅力的な活用を行うことで、60分以上滞在率の増加に寄与する。

エ 長崎ランタンフェスティバル

中心市街地で最大の動員数を誇る、「春節祭」をベースとした長崎ならではの中国文化や光をテーマとした特色あるイベントの開催により、国内外から多くの来訪者が見込まれ、中心市街地の滞在の促進につながる。また、民間企業との連携により、アプリ上で一日乗車券の販売を行うとともに、デジタルスタンプラリーを実施するなど、ICTを活用した更なる滞在促進策を展開していく。これらの取組みにより中心市街地の活性化及び60分以上滞在率の増加に寄与する。

オ 長崎さるく

中心市街地に点在する歴史的建造物を、長崎の歴史、文化、まち、人の良さを体験できる「長崎さるく」で活用し、観光客や市民を中心市街地に誘客することで賑わいを創出する。第2期計画ではガイドの高齢化に伴う受入数の縮小やまち歩き形態の変更などにより参加者が減少しているため、本計画では受入体制の整備について検討し、今ある資源に新しい要素を加えた新しいスタイルのまち歩きを推進する。また、各種イベントとの連携により、中心市街地における回遊性や滞在の促進を図るとともに、長崎さるくのホームページにコースエリアを記載したマップを掲載し、中心市街地における各コースの位置関係等を容易に把握できるよう示すなど、来街者がまちなかを巡りながら長時間滞在できる機会を創出することで60分以上滞在率の増加に寄与する。

カ 長崎歴史・文化推進事業（Nagasaki まちなか文化祭、中島川周辺活性化事業、長崎くんち、長崎郷土芸能大会、長崎居留地まつり）

中心市街地における歴史・文化資源を戦略的に活用した各種事業を展開することにより、観光客及び市民の滞在の促進を図る。旧外国人居留地地区、中島川界限、中心商業地等の地域資源を活用し、音楽・パフォーマンス等の多彩なステージイベントや新たな賑わいの場を創出することで、滞在時間の延長を促進する。特に、中島川公園におけるイベント実施は、眼鏡橋のライトアップ等により魅力を再認識させる機会となり、イベント終了後においても継続的な来街者増加への効果が期待される。

また、伝統文化事業を通じて、出演者・観覧者を中心市街地へ誘客するとともに、市中パレードや庭見せ等により市民や観光客が本市の伝統文化を直接体験できる機会を提供する。加えて、SNS等を活用した効果的な情報発信による伝統芸能の認知度向上、長崎おくんちホール（長崎伝統芸能館）における通年展示の実施により、祭事期間外においても市民及び観光客が長崎市の伝統文化に触れることができる環境を整備している。

これら一連の取組みにより、来街者が長時間滞在できる魅力的な環境を創出し、60分以上滞在率の増加に寄与する。

キ 商店街再生プロジェクト支援事業

商店街が実施する、地域を巻き込んだイベントの開催や異業種連携による新たなサービスの開発・提供、商業者が連携して取り組む地域課題の解決などに対して支援を行い、商店街が魅力的な空間となることで来街者の滞在を促進し、60分以上滞在率の増加に寄与する。

②-2 長崎市の日本人延べ宿泊者数

1) 目標値の設定の考え方

目標指標	今期基準値 (R6年)	今期目標値 (R12年)
長崎市の日本人延べ宿泊者数	2,572,505人/年	3,690,000人/年

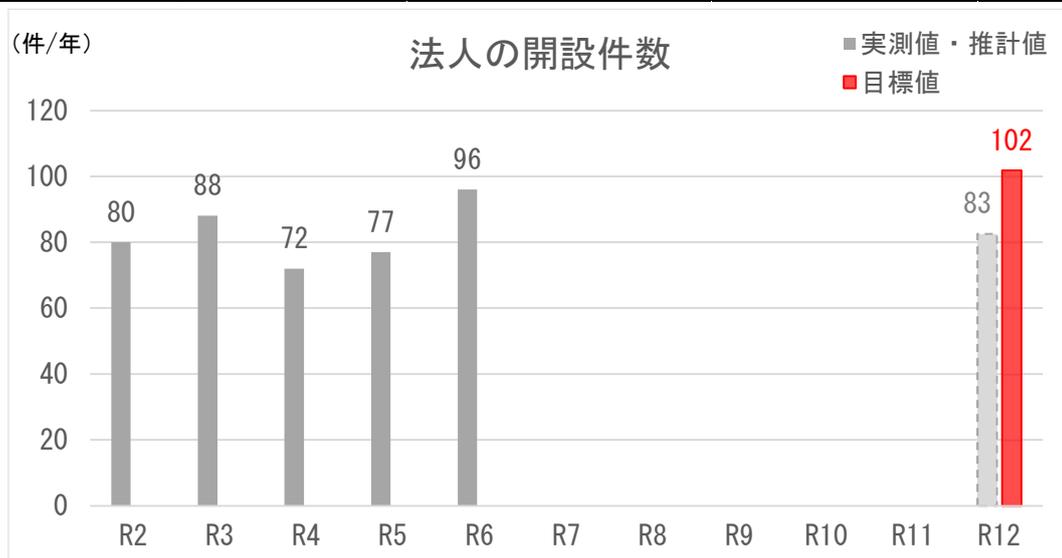
令和6年の実績より、基準値を2,572,505人/年とする。

第二次長崎市観光・MICE戦略における目標値と同様に令和12年の目標値を3,690,000人/年とする。

③法人の開設件数

1) 目標値の設定の考え方

目標指標	今期基準値 (R6年)	今期推計値 (R2~6年平均)	事業による増加数 (R8~12年)	今期目標値 (R12年)
法人の開設件数	96件	83件	19件	102件



令和6年の実績値より、基準値を96件とする。

令和2年から令和6年の平均を令和12年度の推計値とし、83件とする。

令和2年度から令和6年度までの増加率20%と同様の増加率を目指すことから、目標値を102件とする。

2) 関連する各事業

以下に示す各事業に取り組むことにより、目標達成を目指す。

ア 産学連携・創業支援事業

創業サポートのワンストップ相談窓口を設け、各機関の支援状況を統括し、創業希望者にもれなくサービスが浸透するような体制を整え、専門家による指導助言、創業セミナー、相談会、インキュベーション施設入居者支援事業等を実施することで、法人の開設件数の増加に寄与する。

イ 観光地域づくり推進事業 (MICE 関連)

MICE開催に伴い、市内事業者によるMICE関連業務の受注促進や、参加者の市内回遊及び域内消費

を促す取組みを実施することで、ビジネスチャンスの創出と事業者の成長を支援し、さらなる投資を引き寄せ、地域経済の活性化を促すことにより、法人の開設件数の増加に寄与する。

ウ 観光地域づくり推進事業（地域マネジメント関連）

多様な事業者間の連携・協業を促し、市場ニーズに対応したビジネスチャンスの創出、付加価値の高い商品・サービスの造成等に向けた伴走支援を行うことで、事業者の収益性向上と地域全体の経済活性化を促すことにより、法人の開設件数の増加に寄与する。

◇ 4から8までに掲げる事業一覧

・全66事業（うち、再掲10事業）

※「目標（目標指標）」における凡例

◎：直接目標（目標指標）への効果が見込まれる／○：間接的に目標（目標指標）への効果が見込まれる

事業番号	再掲事業番号	事業区分（新規/継続）	事業名	実施主体	支援措置区分	支援措置	支援主体	目標（目標指標）		
								1. 回遊環境の向上（来訪者回遊率）	2. 魅力的な空間の創造（60分以上滞在率）	3. 経済力の向上（法人の開設件数）
4-1		新規	公共下水道事業（長崎市ストックマネジメント計画事業）	長崎市	(2)②	防災安全交付金（水道・下水道事業）	国土交通省	○	—	—
4-2		新規	水道事業（第12次配水施設整備事業）	長崎市	(2)②	防災安全交付金（水道・下水道事業）	国土交通省	○	—	—
4-3		継続	長崎駅周辺土地地区画整理事業	長崎市	(3)	社会資本整備総合交付金（道路事業）	国土交通省	◎	○	—
4-4		新規	大黒町地区市街地再開発事業	大黒町地区市街地再開発組合（予定）	(3)	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）	国土交通省	○	○	—
4-5		継続	市庁舎周辺道路整備事業	長崎市	(3)	都市構造再編集中支援事業（まちなか地区）	国土交通省	◎	—	—
4-6		継続	銅座川プロムナード整備事業（街路）	長崎市	(3)	都市構造再編集中支援事業（まちなか地区）	国土交通省	○	○	—
4-7		継続	都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業〔出島・南山手地区〕	長崎市	(3)	都市構造再編集中支援事業（まちなか地区）	国土交通省	○	—	—
4-8		継続	都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業	長崎市	(3)	都市構造再編集中支援事業（まちなか地区）	国土交通省	◎	—	—
4-9		継続	都市計画道路片淵線（新大工工区）街路整備事業	長崎市	(3)	都市構造再編集中支援事業（まちなか地区）	国土交通省	○	—	—
4-10		継続	まちなか回遊路整備事業	長崎市	(3)	都市構造再編集中支援事業（まちなか地区）	国土交通省	○	—	—
4-11		継続	まちなみ整備事業	長崎市	(3)	都市構造再編集中支援事業（まちなか地区）	国土交通省	—	○	—
4-12		継続	都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業	長崎市	(3)	都市構造再編集中支援事業（長崎駅周辺地区）	国土交通省	○	—	—
4-13		継続	長崎駅周辺地区整備事業	長崎市	(3)	都市構造再編集中支援事業（長崎駅周辺地区）	国土交通省	○	—	—
4-14		継続	旧オルト住宅保存整備事業	長崎市	(3)	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業）	文部科学省	—	○	—
4-15		継続	伝統的建造物群保存地区保存整備事業	長崎市	(3)	①国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（伝統的建造物群基盤強化事業） ②重要文化財等防災施設整備事業費	①文部科学省 ②文化庁	—	○	—
4-16		継続	文化財保存整備事業	長崎市	(3)	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業） 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（伝統的建造物群基盤強化事業） 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業）	文部科学省	—	○	—
4-17		継続	出島和蘭商館跡復元事業	長崎市	(3)	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業）	文部科学省	○	○	—
4-18		継続	市庁舎本館跡地等の活用	長崎市	(4)	—	—	◎	○	—
4-19		新規	（仮称）松が枝周辺地区整備事業	長崎市	(4)	—	—	○	—	—

4-20		継続	浜町地区市街地再開発事業	民間事業者	(4)	—	—	—	○	—
4-21		継続	東山手・南山手地区洋館等活用事業	長崎市	(4)	—	—	—	◎	—
4-22		継続	県庁舎跡地活用事業	長崎県	(4)	—	—	○	○	—
4-23		継続	公園施設整備事業	長崎市	(4)	—	—	—	○	—
4-24		継続	岩原川周辺環境整備事業	長崎市	(4)	—	—	◎	—	—
4-25		継続	花のあるまちづくり事業	長崎市	(4)	—	—	○	—	—
4-26		継続	公共トイレ整備事業	長崎市	(4)	—	—	○	—	—
4-27		継続	市民トイレ活用事業	長崎市	(4)	—	—	○	—	—
4-28		新規	歩行者利便増進道路事業	長崎市	(4)	—	—	○	○	—
5-1	4-18	継続	市庁舎本館跡地等の活用 [再掲]	長崎市	(4)	—	—	◎	○	—
5-2	4-22	継続	県庁舎跡地活用事業[再掲]	長崎県	(4)	—	—	○	○	—
5-3		継続	社会福祉会館建替え事業	長崎市	(4)	—	—	○	—	—
6-1	4-20 7-20	継続	浜町地区市街地再開発事業 [再掲]	民間事業者	(4)	—	—	—	○	—
7-1		継続	第一種大規模小売店舗立地法特別区域の設定	長崎市	(1)	大規模小売店舗立地法の特例(第一種大規模小売店舗立地法特別区域)(法第37条・第38条)	経済産業省	—	—	○
7-2		継続	商店街再生プロジェクト支援事業	長崎市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	◎	○
7-3		継続	商店街体制強化支援事業	長崎市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	○
7-4		継続	商店街にぎわい創出事業	長崎市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	○	○
7-5		継続	長崎ランタンフェスティバル	長崎ランタンフェスティバル実行委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	◎	—
7-6		継続	長崎さるく	(一社)長崎国際観光コンベンション協会、民間事業者	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎	◎	—
7-7		継続	ながさき実り・恵みの感謝祭	ながさき実り・恵みの感謝祭長崎市実行委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	○	—
7-8		継続	長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業	長崎市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	○	○
7-9		継続	まちなか再生推進事業	長崎市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎	◎	—
7-10		新規	観光地域づくり推進事業(MICE関連)	長崎市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	◎
7-11		新規	観光地域づくり推進事業(地域マネジメント関連)	長崎市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	—	—	◎
7-12		継続	まちなか賑わい創出事業	長崎市、長崎商工会議所、地域商店街、教育機関	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎	◎	—
7-13		新規	長崎歴史・文化推進事業	長崎市、長崎伝統芸能保存会、長崎夜市実行委員会、長崎郷土芸能保存協議会、長崎居留地まつり実行委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	◎	—
7-14		新規	長崎スポーツイベント推進事業	長崎ペーロン選手権大会実行委員会、長崎バイサイドマラソン実行委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	○	—
7-15		継続	若年者雇用促進事業	長崎市	(2)②	地域未来交付金	内閣府	—	—	○

7-16		継続	多様な人材雇用促進事業	長崎市	(2)②	地域未来交付金	内閣府	—	—	○
7-17		新規	産学連携・創業支援事業	長崎市	(2)②	地域未来交付金	内閣府	—	—	◎
7-18	7-12 7-21	継続	まちなか賑わい創出事業 〔再掲〕	長崎市、長崎商 工会議所、地域 商店街、教育機 関	(2)②	地域未来交付金	内閣府	◎	◎	—
7-19	4-4 8-1	新規	大黒町地区市街地再開発事 業〔再掲〕	大黒町地区市 街地再開発組 合(予定)	(3)	社会資本整備総合交付金 (市街地再開発事業等)	国土交通省	○	○	—
7-20	4-20 6-1	継続	浜町地区市街地再開発事業 〔再掲〕	民間事業者	(4)	—	—	—	○	—
7-21	7-12 7-18	継続	まちなか賑わい創出事業 〔再掲〕	長崎市、長崎商 工会議所、地域 商店街、教育機 関	(4)	—	—	◎	◎	—
7-22		継続	企業連携型奨学金返還支援 事業	長崎市	(4)	—	—	—	—	○
7-23		継続	企業立地推進事業	長崎市	(4)	—	—	—	—	○
7-24		継続	商店街活性化プラン策定支 援事業	長崎市	(4)	—	—	—	—	○
7-25		継続	商店街共同施設等整備事業	長崎市	(4)	—	—	—	—	○
7-26	4-21	継続	東山手・南山手地区洋館等 活用事業〔再掲〕	長崎市	(4)	—	—	—	◎	—
7-27	4-27	継続	市民トイレ活用事業〔再掲〕	長崎市	(4)	—	—	○	—	—
8-1	4-4 7-19	新規	大黒町地区市街地再開発事 業〔再掲〕	大黒町地区市 街地再開発組 合(予定)	(3)	社会資本整備総合交付金 (市街地再開発等)	国土交通省	○	○	—
8-2		継続	離島航路維持対策事業	運航事業者	(3)	地域公共交通確保維持改善 事業(地域公共交通確保維持 事業/地域公共交通バリア解 消促進等事業/地域公共交 通調査等事業)	国土交通省	○	—	—
8-3		継続	低床路面電車の導入事業	長崎電気軌道 (株)	(3)	地域公共交通確保維持改善 事業(地域公共交通確保維持 事業/地域公共交通バリア解 消促進等事業/地域公共交 通調査等事業) 訪日外国人旅行者受入環境 整備緊急対策事業、又は観光 振興事業	国土交通省	○	—	—
8-4		継続	中心市街地の利便性・回遊 性を高めるバス運行事業	長崎県交通局・ 長崎自動車 (株)	(4)	—	—	○	—	—
8-5		継続	乗合タクシー運行事業(矢 の平・伊良林地区、北大浦 地区)	長崎市	(4)	—	—	○	—	—
8-6		継続	二輪車等駐車場整備事業	長崎市	(4)	—	—	○	—	—
8-7		継続	長崎市第3期バリアフリー 特定事業計画に基づく事業	長崎県・長崎 市・関係機関・ 民間事業者	(4)	—	—	○	—	—

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

長崎市の中心市街地には、出島、新地中華街、唐人屋敷跡、眼鏡橋、東山手・南山手の洋館群など、長崎独特の歴史を物語る多数の事物があり、その周辺には国宝級の寺院群なども存在している。また、県都の中心として、官公庁施設や、多くの商業・業務施設が集積している。

それに加え、長崎スタジアムシティの開業や長崎駅周辺の再整備が進められ、商業施設、業務施設など、高次な都市機能が整備されるとともに、新たな集客拠点の誕生により、交流人口は増加している一方で、その賑わいは中心市街地全体に波及しているとは言い難い状況である。

(2) 市街地の整備改善のための事業の必要性

長崎市は、西九州新幹線開業に伴う長崎駅周辺の再整備や長崎スタジアムシティの開業、市庁舎・県庁舎の跡地活用など 100 年に一度といわれる都市構造の転換期を迎えており、中心市街地の経済をさらに活性化し、都市の再生を一層進めるためには、新たに整備された都市基盤施設を最大限に活用するとともに、長崎特有の歴史的・文化的資源の魅力を引き続き磨き上げ、新たに創出・拡大される交流人口を中心市街地全域へ波及させ、持続的な賑わいを形成していく必要がある。

具体的には、長崎駅周辺施設等の集客拠点からまちなかへの回遊を促す都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業や市庁舎周辺道路整備事業、長崎特有の歴史的・文化的な資源の魅力向上に向けた出島和蘭商館跡復元事業や東山手・南山手地区洋館等活用事業に取り組む。

また、市庁舎や県庁舎の跡地活用に取組み、「回遊したくなる環境」や「賑わいを感じられる空間」の創造を進めることで、中心市街地全体の活性化と地域経済の持続的発展を推進する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

4-1【事業名】公共下水道事業（長崎市ストックマネジメント計画事業）

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	管路の更新または長寿命化対策により、所定の耐用年数を新たに確保するもの。（中部処理区污水管渠改築 φ200～1350mm L=1834m）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	管路の点検、調査により損傷が確認された管路について計画的な改築を実施することで、中心市街地における防災機能向上や安全確保に寄与し、回遊環境の向上を図る。		
【支援措置名】	防災・安全交付金（水道・下水道事業）		
【支援措置実施時期】	令和8年度～令和11年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

4-2【事業名】水道事業（第12次配水施設整備事業）

【事業実施時期】	令和5年度～令和9年度		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	管路の長寿命化、耐震化、破損事故の未然防止、漏水対策及び出水不良の解消を目的として老朽管の更新、新規布設を実施する。口径30mm～900mm、L=31.4km（老朽管布設替 L=27.1km、新規布設L=4.3km）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	中心市街地における老朽化した大口徑の管路や重要拠点へつながる市民生活への影響が大きい管路を優先的に更新することで、防災機能向上や安全確保に寄与し、回遊環境の向上を図る。		
【支援措置名】	防災・安全交付金（水道・下水道事業）		
【支援措置実施時期】	令和8年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

4-3【事業名】長崎駅周辺土地区画整理事業

【事業実施時期】	平成 21 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	新幹線等の鉄道施設の受け皿及び道路や広場などの都市基盤施設の整備を行う		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上／魅力的な空間の創造		
【目標指標】	来訪者回遊率／60 分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	国際観光都市・長崎の玄関口にふさわしい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点や交通環境の改善を基本として整備を行うことで、憩いと賑わいを生む空間を創出し、来訪者の回遊性の向上及び滞在の促進を図る。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（道路事業）		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

4-4【事業名】大黒町地区市街地再開発事業

【事業実施時期】	令和 5 年度～		
【実施主体】	大黒町地区市街地再開発組合（予定）		
【事業内容】	大黒町地区において、長崎駅前バスターミナルの建て替えを含めた交通結節機能の強化を軸とする第一種市街地再開発事業等によるバスターミナル・商業施設・宿泊施設・駐車場等の整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上／魅力的な空間の創造		
【目標指標】	来訪者回遊率／60 分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	市街地再開発事業により、バスターミナルを含む既存建築物を建替更新し、交通結節機能の強化とともに魅力的な都市空間を創出することで、回遊性の向上及び滞在の促進を図る。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

4-5【事業名】市庁舎周辺道路整備事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	市庁舎周辺の道路のバスベイ整備や拡幅改良等を行う。 また、本市の最も重要な防災拠点である市庁舎の周辺の防災性向上と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	市庁舎周辺の道路を整備することにより、公共交通機関へのアクセスの向上、歩行者にとって安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上が図られることで、回遊性の向上に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業（まちなか地区）		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

4-6【事業名】銅座川プロムナード整備事業（街路）

【事業実施時期】	平成 27 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	道路と河川（銅座川）の一体的な整備を行うとともに、賑わいのある空間づくりを行う		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上／魅力的な空間の創造		
【目標指標】	来訪者回遊率／60 分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	銅座地区周辺の活性化を図るとともに、防災機能の向上及び交通環境の改善を目的として、道路と銅座川を一体的に整備し、「水と緑」に親しめる都市空間を創出することで、回遊性の向上及び滞在の促進を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業（まちなか地区）		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

4-7【事業名】都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業 [出島・南山手地区]

【事業実施時期】	平成 26 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	日本と中国の歴史的賑わいや雰囲気の良いエリアの回遊性向上及び賑わいの創出を図るため、既存道路の拡幅改良を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	当該路線周辺は、館内・新地地区景観形成重点地区に指定されており、日本と中国の交流の歴史において大きな意味を持つ特有な歴史資源と、坂の町で育まれた人々の暮らし、中華街や商店街の賑わいと雰囲気を継承しながら、これらの魅力を生かした特色ある景観に配慮した整備を行うことで、来訪者の回遊性の向上を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（まちなか地区）		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

4-8【事業名】都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業

【事業実施時期】	平成 26 年度～令和 14 年度		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	長崎駅周辺の主要幹線道路の拡幅改良を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	長崎駅周辺の主要幹線道路における渋滞緩和と交通の円滑化、歩行者の安全確保を図るため、既存道路の拡幅整備を行い、長崎駅周辺とまちなかとの連携を強化することで、来訪者の回遊性向上を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（まちなか地区）		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

4-9【事業名】都市計画道路片淵線（新大工工区）街路整備事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	都市機能の強化を図るための補助幹線道路として、既存道路の拡幅改良を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	近隣の小中学校の通学路であるとともに、周辺の大学や病院への通路として利用されている当該道路について、歩行空間の安全性を確保しつつ、都市機能の強化に資する補助幹線道路として整備を進めることで、来訪者の回遊性向上を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（まちなか地区）		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

4-10【事業名】まちなか回遊路整備事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	歩いて楽しいまちにするための回遊路の整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	歴史・文化・観光・商業など、長崎ならではの多様な魅力が詰まったまちなかを「歩いて楽しいまち」とするため、歩きやすさを確保しつつ、まちの特色に応じた景観に配慮した回遊路を整備することで、中心市街地の魅力向上と来訪者の回遊性向上を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（まちなか地区）		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

4-11【事業名】まちなみ整備事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	町家等の維持・保全及び復元への助成を行い、まちなみ整備を推進する		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力的な空間の創造		
【目標指標】	60 分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	長崎の和風文化が色濃く残る中島川・寺町地区において、長崎独自の「和」の雰囲気を感じられるまちづくりを進めるため、町家の維持・保全等に対する助成を行い、地域の魅力向上による観光振興を図ることで、来訪者の滞在の促進を目指す。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（まちなか地区）		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

4-12【事業名】都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業

【事業実施時期】	令和元年度～令和 9 年度		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	長崎駅周辺地区における幹線道路網の形成を図るため、既存道路の拡幅改良を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	国道および長崎駅東西線と長崎駅周辺地区を結ぶ幹線道路として、快適な回遊拠点の形成や交通環境の改善を基本に整備を行い、中心市街地の回遊性向上を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（長崎駅周辺地区）		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

4-13【事業名】長崎駅周辺地区整備事業

【事業実施時期】	平成30年度～令和8年度		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	長崎駅周辺再整備事業により創出された賑わいを周辺地区へ波及させるため、交通結節機能の強化や案内板等の整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	国際観光都市・長崎の玄関口にふさわしい都市拠点を形成するため、快適な回遊拠点の整備や交通環境の改善などを基本に整備を進めることで、中心市街地における回遊性の向上を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業（長崎駅周辺地区）		
【支援措置実施時期】	令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

4-14【事業名】旧オルト住宅保存整備事業

【事業実施時期】	令和元年度～令和8年度		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	経年等による劣化や構造上の弱点がある旧オルト住宅の耐震補強を含めた保存修理事業を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力的な空間の創造		
【目標指標】	60分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	旧オルト住宅は、往時の姿をそのまま留めており、観光客が多いグラバー園内に位置しているため、異国情緒という長崎の魅力を強く発信する力がある。これを保存修理することで、観光資源としての魅力向上と滞在の促進を図る。		
【支援措置名】	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 (国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業)		
【支援措置実施時期】	令和8年度	【支援主体】	文部科学省
【その他特記事項】			

4-15【事業名】伝統的建造物群保存地区保存整備事業

【事業実施時期】	平成2年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	東山手・南山手伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物や環境物件の保存修理等に対し、事業費の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力的な空間の創造		
【目標指標】	60分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	国選定重要伝統的建造物群保存地区の保存を進めることにより、その魅力と価値を後世に継承するとともに、回遊ルートと連携した魅力発信を行うことで、来訪者の滞在促進を図る。		
【支援措置名】	①国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（伝統的建造物群基盤強化事業） ②重要文化財等防災施設整備事業費		
【支援措置実施時期】	令和8年度～令和12年度	【支援主体】	①文部科学省 ②文化庁
【その他特記事項】			

4-16【事業名】文化財保存整備事業

【事業実施時期】	平成25年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	国、長崎県及び長崎市の指定文化財の所有者が実施する保存整備事業に対し、事業費の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力的な空間の創造		
【目標指標】	60分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	文化財を良好な状態で保存することで、その魅力や価値を後世に継承するとともに、文化財が多数存するエリアの魅力をさらに高めることで、来訪者の滞在の促進を図る。		
【支援措置名】	①国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業） ②国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（伝統的建造物群基盤強化事業） ③国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業）		
【支援措置実施時期】	令和8年度～令和12年度	【支援主体】	①～③文部科学省
【その他特記事項】			

4-17【事業名】出島和蘭商館跡復元事業

【事業実施時期】	平成8年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画に基づき、19世紀初頭の出島の復元を目指し、代表的な建物の復元や調度品などの展示整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上／魅力的な空間の創造		
【目標指標】	来訪者回遊率／60分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	復元された建造物により、往時の出島の雰囲気醸成され、観光客のさらなる増加と賑わいの創出が期待されることから、滞在の促進を図り、周辺エリアへの回遊性の向上につなげる。		
【支援措置名】	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 (歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業)		
【支援措置実施時期】	令和8年度～令和11年度	【支援主体】	文部科学省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

4-18【事業名】市庁舎本館跡地等の活用

【事業実施時期】	令和8年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	市庁舎本館跡地において、新たな文化施設を整備するとともに、その余剰地や周辺の公園等も含めた面的整備を行い、回遊環境を整えることで、地域活性化や賑わいの創出を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上／魅力的な空間の創造		
【目標指標】	来訪者回遊率／60分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	市庁舎本館跡地における新たな文化施設の整備を契機として、その余剰地や周辺の公園等も含めたPPP/PFI手法による面的な整備・運営事業を行うことで、回遊環境の向上及び各施設の相乗効果による賑わいの創出によって、来訪者の回遊性の向上及び滞在の促進を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

4-19【事業名】（仮称）松が枝周辺地区整備事業

【事業実施時期】	令和9年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	港と南山手地区の繋がりを感してもらえるように、岸壁背後地にエントランスとなる歩行者空間等を整備する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	長崎の主要な観光地がある南山手地区において、松が枝国際観光船埠頭の2バース化に合わせた一体的なまちづくりにより、回遊性の向上を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

4-20【事業名】浜町地区市街地再開発事業

【事業実施時期】	平成26年度～		
【実施主体】	民間事業者		
【事業内容】	浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場等の整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力的な空間の創造		
【目標指標】	60分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	中心市街地の中核を担う浜町地区の商業機能を更新することで、まちなかエリア全体への集客を促進し、賑わいの創出につなげるとともに、滞在の促進を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

4-21【事業名】東山手・南山手地区洋館等活用事業

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	東山手・南山手地区の魅力向上を図るため、洋館等の歴史的建造物の活用方法の検討を行い、活用する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力的な空間の創造		
【目標指標】	60 分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	中心市街地の南側に位置する東山手・南山手地区は、伝統的建造物群保存地区に指定されており、洋館をはじめとする歴史的価値の高い建造物が数多く残っている。これらを魅力的な活用をすることで、滞在の促進を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

4-22【事業名】県庁舎跡地活用事業

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	長崎県		
【事業内容】	県庁舎跡地において、基本構想に基づき、「広場」、「情報発信機能」、「交流支援機能」等を効果的に配置し、日常的な賑わい創出や交流・イノベーションを推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上／魅力的な空間の創造		
【目標指標】	来訪者回遊率／60 分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	県庁舎跡地は、長崎発祥の礎となった場所であり、長崎駅や松が枝国際観光船ふ頭、中心部の商店街、出島に隣接する地理的にも重要な場所である。この地を市民や観光客の交流による賑わいの場として整備することで、吸引力のある回遊拠点を形成し、中心市街地の回遊性の向上及び滞在の促進を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

4-23【事業名】公園施設整備事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	中心市街地内の公園の整備やバリアフリーに配慮したリニューアル等を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力的な空間の創造		
【目標指標】	60 分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	地域イベント等の開催拠点となる公園等を整備することで、賑わいの創出、滞在の促進を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

4-24【事業名】岩原川周辺環境整備事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	都市下水路とその両側に接する道路を一体的に整備し、賑わいのある空間づくりを行う		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	長崎駅周辺とまちなかエリアを結ぶ水辺沿いの歩行者動線として、水と緑と賑わいのある空間を整備することで、中心市街地の賑わい創出や回遊性の向上につなげる。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

4-25【事業名】花のあるまちづくり事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	まちなかの各エリアにおいて、公共空間などに花の植栽を行い、花で楽しめる空間を創出する		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	中心市街地において、花で楽しめるまちを創出することで、公共空間の快適性を高めるとともに、エリアの魅力向上や来訪者の回遊性の向上を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

4-26【事業名】公共トイレ整備事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	高齢者や乳幼児など、誰もが利用しやすいトイレへの改修を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	誰もが安心して快適に利用できるよう、中心市街地の公共トイレをバリアフリー化するなどの整備を行い、回遊しやすい環境を整えることで市民や観光客の回遊性の向上につなげる。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

4-27【事業名】市民トイレ活用事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	商業施設や店舗等の民間施設のトイレを一般市民や観光客に開放してもらうための取組み等を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	多くの人が集まる場所や通りに必ずしも公共トイレが整備されていない現状を踏まえ、民間施設のトイレを市民や観光客が自由に利用できるよう開放してもらうことで、誰もが安心してまち歩きを楽しめる環境を整備し、回遊性の向上を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

4-28【事業名】歩行者利便増進道路事業

【事業実施時期】	令和 5 年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	中心市街地内において地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築を目指し、歩行者利便増進道路制度を用いて快適な生活環境の確保と地域の活力を創出する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上／魅力的な空間の創造		
【目標指標】	来訪者回遊率／60 分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	歩行者利便増進道路制度を活用することで、拠点間の移動空間が快適になり、歩行者が複数のエリアを巡るようになるとともに、通行空間に滞在性が生まれることで、道路が目的地のひとつとなり、中心市街地全体の回遊性の向上及び滞在の促進を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

長崎市の中心市街地には、県庁、市役所、県警察本部、長崎地方裁判所や法務局などの主要な行政施設のほか、長崎市立図書館や長崎市民会館、長崎県美術館などの文化施設、長崎みなとメディカルセンターなどの医療施設が集積している。

国内外との交流によって栄えてきた本市は、独自の文化や夜景、食といった魅力にあふれ、平和や医学に関する情報も豊富に備えた国際文化都市である。近年は、出島メッセ長崎の開業や西九州新幹線の開通により、国際会議や全国規模の学会・大会などの開催を誘致できる環境が整備された。

また、令和4年度には長崎市新庁舎が開庁し、市民が交流の場として利用できるスペースや防災拠点としての機能強化が実現した。

一方で、芸術性や専門性が高い公演に対応できるホールの不足や市民が憩える公共空間の不足等の問題も残っていることから、公共施設の更新や機能強化が引き続き求められている。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地には、賑わいを支える商業、業務、行政、文化、医療施設などの都市機能が集積しており、これらの機能を維持・充実させることで、市民や来訪者が多様なサービスを楽しむ魅力的な都市づくりを進める必要がある。

市庁舎本館跡地や県庁舎跡地については、新たな活用や周辺エリアとの連携強化を図ることが求められており、賑わいの場や回遊拠点として整備することで、中心市街地の魅力と利便性を高め、交流・滞在を促す都市空間の創出につなげていく必要がある。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

5-1(4-18)【事業名】市庁舎本館跡地等の活用〔再掲〕

【事業実施時期】	令和8年度～
【実施主体】	長崎市
【事業内容】	市庁舎本館跡地において、新たな文化施設を整備するとともに、その余剰地や周辺の公園等も含めた面的整備を行い、回遊環境を整えることで、地域活性化や賑わいの創出を図る。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	回遊環境の向上／魅力的な空間の創造
【目標指標】	来訪者回遊率／60分以上滞在率
【活性化に資する理由】	市庁舎本館跡地における新たな文化施設の整備を契機として、その余剰地や周辺の公園等も含めたPPP/PFI手法による面的な整備・運営事業を行うことで、回遊環境の向上及び各施設の相乗効果による賑わいの創出によって、来訪者の回遊性の向上及び滞在の促進を図る。
【支援措置名】	
【支援措置実施時期】	【支援主体】
【その他特記事項】	

5-2(4-22)【事業名】県庁舎跡地活用事業 [再掲]

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	長崎県		
【事業内容】	県庁舎跡地において、基本構想に基づき、「広場」、「情報発信機能」、「交流支援機能」等を効果的に配置し、日常的な賑わい創出や交流・イノベーションを推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上／魅力的な空間の創造		
【目標指標】	来訪者回遊率／60 分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	県庁舎跡地は、長崎発祥の礎となった場所であり、長崎駅や松が枝国際観光船ふ頭、中心部の商店街、出島に隣接する地理的にも重要な場所である。この地を市民や観光客の交流による賑わいの場として整備することで、吸引力のある回遊拠点を形成し、中心市街地の回遊性の向上及び滞在の促進を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

5-3【事業名】社会福祉会館建替え事業

【事業実施時期】	令和 3 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	施設の老朽化が著しく、利用者にとって大変不便な施設となっている長崎市社会福祉会館の建て替えを行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	新会館を「地域福祉を支援する拠点」と位置づけ、長崎市社会福祉協議会をはじめとする地域福祉に関係する団体を集約し、相互に連携を図りながら、市民や地域との交流・協働を推進することで、暮らしやすさを実感できるまちづくりを推進するとともに、立地特性を活かし、中心市街地内の回遊性向上につなげる。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地人口は、昭和50年の約35,000人から減少傾向が続いていたが、平成12年の24,868人から増加傾向に転じ、令和6年には31,203人まで増加し、市全体の人口が減少する中でゆるやかに増加している。

その要因の一つには、公共交通の利便性が高く、都市機能が集積したまちなかでの居住のニーズが高まっており、民間分譲マンションの建設による住宅供給によって、斜面市街地や郊外等の周辺部から利便性の高い中心市街地への住み替えが進んでいるものと考えられる。

一方で、平坦地が少ない本市の地形的特性から住宅需要が集中していることや、近年の物価高騰によって、住宅コストが高い水準で推移している。

(2) 街なか居住の推進の必要性

安全・安心で快適な暮らしが続けられる都市づくりに向け、平坦地が少ない本市においては中心市街地の土地を有効活用し、まちなか居住を推進する必要がある。都市計画マスタープランにおいても利便性を活かした都市型居住の促進を位置付けている。

具体的には、浜町地区市街地再開発事業に取り組むことで、中心市街地の暮らしの場としての魅力の強化のほか、多様な世代が暮らしやすい居住環境を整えるなど、居住者の利便性や快適性を高める都市型居住の推進により、定住人口の増加等による賑わいの創出を図る必要がある。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

6-1(4-20、7-20)【事業名】浜町地区市街地再開発事業〔再掲〕

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	民間事業者		
【事業内容】	浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場等の整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力的な空間の創造		
【目標指標】	60 分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	中心市街地の中核を担う浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進し、賑わいの創出につなげるとともに、来訪者の滞在の促進を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

(1) 現状分析

長崎市の中心市街地は、水産業や観光業を中心に古くから長崎県の中核的な役割を果たしてきた。また、中心市街地内には、多くの歴史・文化施設が立地し、1年を通して長崎独自のイベントが多く開催され、長崎さるくなどによる、まち歩き型観光も定着している。

また、近年では出島メッセ長崎や長崎スタジアムシティの開業により、ますます中心市街地における雇用創出・新産業の育成・誘致や新たな長崎県内全域における経済拠点の役割を担っている。中心市街地の経済は大きな転換期にあり、コロナ禍前への観光業の回復と新産業の育成やビジネス環境の充実による投資の呼び込みが今後の中心市街地における大きな課題となってくる。

(2) 経済活力の向上の必要性

社会情勢の変化に的確に対応し、中心市街地の魅力・活力・求心力を維持・向上させるためには、浜町地区市街地再開発事業をはじめとする中心商店街全体のエリアマネジメントを推進することが重要である。さらに、各商店街が地域の特色を活かして実施するイベントや観光イベントと連携し、臨海部の大型店を含む核店舗と商店街が一体となった、ハード・ソフト両面での総合的なまちづくりを進める必要がある。

また、個々の店舗や商店街が実施する、多様な消費者ニーズに対応した魅力向上のためのハード・ソフト事業や空き店舗対策、新たな交流や集客を生み出す各種イベント事業については、積極的な支援を行うとともに、これらの事業を継続的に実施していくための人材育成にも取り組む必要がある。

〔2〕 具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

7-1【事業名】 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	大規模小売店舗立地法の特例措置である「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」の指定を要請し、法定手続きを大幅に簡素化することにより早期活性化を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	経済活力の向上		
【目標指標】	法人の開設件数		
【活性化に資する理由】	本市の中心市街地において、市街地再開発事業などによる商業機能の更新など、早期活性化に資する動きがあった場合には、法定手続きを大幅に簡素化できる「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」の指定を、速やかに長崎県へ要請する。商業機能の更新により、中心市街地の経済活力の向上を図る。		
【支援措置名】	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）（法第 37 条・第 38 条）		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～	【支援主体】	経済産業省
【その他特記事項】			

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

7-2【事業名】 商店街再生プロジェクト支援事業

【事業実施時期】	令和 2 年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	商店街等が行う地域を巻き込んだイベントやフェアの開催、異業種連携による新たなサービスの開発・提供、商業者が集まって取組む地域の課題解決等への補助を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力的な空間の創造／経済活力の向上		
【目標指標】	60 分以上滞在率／法人の開設件数		
【活性化に資する理由】	中心市街地の商店街が実施する、地域を巻き込んだイベントやフェアの開催、異業種連携による新たなサービスの開発・提供、商業者が連携して取り組む地域課題の解決などに対して支援を行うことで、来街者の滞在促進および中心市街地の経済活力の向上を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～ 令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

7-3【事業名】商店街体制強化支援事業

【事業実施時期】	令和2年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	商店街の個店を強化する取組み及び商店街活動の魅力を向上させる取組みに対して支援を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力的な空間の創造／経済活力の向上		
【目標指標】	60分以上滞在率／法人の開設件数		
【活性化に資する理由】	中心市街地の商店街が実施する、商店街内の事業者を対象とした経営支援セミナーやおもてなし向上セミナーの開催、商店街活動の魅力を高めるイベント等の取組みに対して支援を行うことで、来街者の滞在促進および中心市街地の経済活力の向上を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～ 令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

7-4【事業名】商店街にぎわい創出事業

【事業実施時期】	令和2年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	商店街活性化のための個店の魅力向上、地域と協働したイベント開催等のソフト事業に対して支援を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力的な空間の創造／経済活力の向上		
【目標指標】	60分以上滞在率／法人の開設件数		
【活性化に資する理由】	中心市街地の商店街が実施する個店の魅力向上や、地域と協働したイベント開催などのソフト事業に対して支援を行い、来街者の滞在促進および中心市街地の経済活力の向上を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～ 令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

7-5【事業名】長崎ランタンフェスティバル

【事業実施時期】	平成5年度～		
【実施主体】	長崎ランタンフェスティバル実行委員会		
【事業内容】	「春節祭」をベースとした長崎ならではの中国文化や光をテーマに特色あるイベントの実施や、イベントと併せて民間企業と連携したアプリ上でのデジタルスタンプラリーや1日乗車券の販売などを行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上／魅力的な空間の創造		
【目標指標】	来訪者回遊率／60分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	中心市街地で最大の動員数を誇る長崎ランタンフェスティバルの開催により、国内外から多くの来訪者が見込まれ、中心市街地を巡りながら長時間滞在できる環境を整備することで滞在の促進を図る。また、イベントと併せてデジタルスタンプラリーや一日乗車券の販売などを行うことで、中心市街地の回遊性の向上及び滞在の促進を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～ 令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

7-6【事業名】長崎さるく

【事業実施時期】	平成18年度～		
【実施主体】	(一社)長崎国際観光コンベンション協会、民間事業者		
【事業内容】	長崎の歴史、文化、まち、人の良さを観光客が体験できる「長崎さるく」を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上／魅力的な空間の創造		
【目標指標】	来訪者回遊率／60分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	中心市街地に点在する歴史的建造物を、まち歩きプログラム「長崎さるく」などで活用し、各種イベントとの連携やホームページへコースマップを掲載し中心市街地における各コースの位置関係等を分かりやすく示すなど、来訪者がまちなかを巡りながら長時間滞在できる環境を形成することで、中心市街地の回遊性向上や滞在の促進を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～ 令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

7-7【事業名】ながさき実り・恵みの感謝祭

【事業実施時期】	平成 15 年度～		
【実施主体】	ながさき実り・恵みの感謝祭長崎市実行委員会		
【事業内容】	地元農水産物の展示・販売を行う「ながさき実り・恵みの感謝祭」を開催し、地産地消の推進と長崎市の農水産業の維持振興及び郊外の農水産物を味わうことができる機会を提供するとともに、地元の農水産物に関する情報発信を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上／魅力的な空間の創造		
【目標指標】	来訪者回遊率／60分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	地元農水産物に関する情報発信や親子参加型イベント、郊外の農水産物を味わうことができる機会の提供により、市民の交流・賑わいの場を創出し、滞在の促進を図る。また、出店者については毎年新規参入を促進することにより、イベント終了後も継続的に地産地消の推進につなげるとともに、出店店舗をきっかけに回遊する流れを生み出し、回遊性の向上を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～ 令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

7-8【事業名】長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業

【事業実施時期】	平成 24 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	地域の魅力向上や魅力発信など、まちなかの賑わい創出に寄与する活動を行う市民、地域団体等に対して補助金を交付し、活動の初動時期を支援する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上／魅力的な空間の創造／経済活力の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率／60分以上滞在率／法人の開設件数		
【活性化に資する理由】	地域資源を活用した商品開発や、長崎の伝統産業を活かした活動など、地域の魅力を発信し賑わいを生み出す効果のある取組みの初動期を支援し、主体的かつ継続的な取り組みへとつなげることで、まちなか全体の魅力向上を推進し、来訪者の回遊性向上、滞在の促進及び経済活力の向上を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～ 令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

7-9【事業名】 まちなか再生推進事業

【事業実施時期】	平成 30 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	まちなかの賑わいの再生を図るため、まちなかへの回遊促進や魅力向上に資するイベント等の開催、まちなかの魅力を市民や観光客に伝える回遊マップの作製・配布を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上／魅力的な空間の創造		
【目標指標】	来訪者回遊率／60 分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	地域と連携しながら、まちなか各エリアの個性や魅力を顕在化し、情報発信を進めることで賑わいの再生を図るとともに、市民や観光客の回遊性を高め、まちなか全体の賑わいの創出に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～ 令和 10 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

7-10【事業名】 観光地域づくり推進事業（MICE 関連）

【事業実施時期】	令和 3 年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	MICE 開催に伴い、市内事業者による MICE 関連業務の受注促進や、参加者の市内回遊及び域内消費を促す取組みを実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上／経済活力の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率／法人の開設件数		
【活性化に資する理由】	MICE 開催を通して、市内事業者の MICE 関連業務の受注による経済活力の向上と、参加者の市内回遊及び域内消費を促す。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～ 令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

7-11【事業名】観光地域づくり推進事業（地域マネジメント関連）

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	「長崎市観光まちづくりネットワーク」を中心に、多様な事業者間の連携・協業を促し、市場ニーズに対応したビジネスチャンスの創出、付加価値の高い商品・サービスの造成等に向けた伴走支援を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	経済活力の向上		
【目標指標】	法人の開設件数		
【活性化に資する理由】	より多くのビジネスチャンスを創出するために、事業者の「稼ぐ力」の向上や、事業者同士の協業に繋がる取組みを推進し、事業者の持続的な収益向上を図ることで、中心市街地全体の経済活力を高める。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～ 令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

7-12【事業名】まちなか賑わい創出事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	長崎市、長崎商工会議所、地域商店街、教育機関		
【事業内容】	長崎スタジアムシティ等の来訪者や長崎市民にまちなかエリアに来訪してもらうため、産官学が連携したイベント等をまちなかエリアで実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上／魅力的な空間の創造		
【目標指標】	来訪者回遊率／60分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	産官学が連携したイベント等をまちなかエリアで開催し、長崎スタジアムシティなどの来訪者や長崎市民がまちなかを訪れる機会を創出することで、回遊性の向上や滞在の促進を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～ 令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

7-13【事業名】長崎歴史・文化推進事業

【事業実施時期】	令和8年度～		
【実施主体】	長崎市、長崎伝統芸能保存会、長崎夜市実行委員会、長崎郷土芸能保存協議会、長崎居留地まつり実行委員会		
【事業内容】	<p>観光客や長崎市民にまちなかエリアに来訪してもらうため、長崎の伝統的な歴史や文化を活かしたイベント等をまちなかエリアで実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Nagasaki まちなか文化祭 <p>音楽をはじめ、パフォーマンスや演劇の開催や他のイベントと連携を図ることで市民の芸術活動の発表や鑑賞の場を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中島川周辺活性化事業 <p>中島川界隈を活用し、夜市などのイベントを行う。また、地元自治会（踊町）が出店を行うことで、踊町のPRにより長崎くんちへ向けた体制づくりへ貢献する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎くんち <p>伝統的な年中行事である「長崎くんち」を実施する。また、長崎おくんちホール（長崎伝統芸能館）にて長崎くんちの紹介動画の放映や実際に使われる曳物、傘鉾、担ぎ物等を展示しており、長崎くんちの期間外でも市民や観光客が長崎文化を体験できるよう整備している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎郷土芸能大会 <p>伝統芸能の振興と保存・継承を図ることを目的に、市内各地区の伝統芸能を披露する大会を中心市街地で開催する。市中パレードの認知度を高めるため、SNS等を活用し、イベントの告知や郷土芸能の魅力の発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎居留地まつり <p>旧外国人居留地地区の歴史文化資産を活かしながら多彩なイベントを行い、地域文化の活性化と地域の振興を図る。</p>		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上／魅力的な空間の創造		
【目標指標】	来訪者回遊率／60分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	長崎の伝統的な歴史や文化を活かした各種イベントを連携しながら開催することで観光客や長崎市民に長崎の歴史・文化を体感してもらう環境を形成し、回遊性の向上や滞在の促進を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～ 令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

7-14【事業名】長崎スポーツイベント推進事業

【事業実施時期】	令和8年度～		
【実施主体】	長崎ペーロン選手権大会実行委員会、長崎ベイサイドマラソン実行委員会		
【事業内容】	<p>スポーツの振興、市民のふれあい、観光・経済の活性化、交流人口の拡大を図るためスポーツイベントを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎ペーロン選手権 <p>長崎の伝統行事であるペーロンを市民、観光客に広く認知してもらうとともに、交流人口の拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎ベイサイドマラソン <p>スポーツの振興、市民のふれあい、観光・経済の活性化を図るため、長崎市においてマラソンを開催する。</p>		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上／魅力的な空間の創造		
【目標指標】	来訪者回遊率／60分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	スポーツイベントの開催を通じて、国内外からの参加者及び長崎市民に対し、スポーツを介した長崎の伝統文化の体験機会の提供や、中心市街地における新たな魅力の発見を促し、回遊性の向上及び滞在の促進を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～ 令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

7-15【事業名】若年者雇用促進事業

【事業実施時期】	平成30年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	若年者の地元就職やUIJターン就職を促進するため、学生や保護者に地元企業の情報を発信するとともに、地元企業の採用活動を支援する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	経済活力の向上		
【目標指標】	法人の開設件数		
【活性化に資する理由】	若年者の地元就職やUIJターンによる就職を促進することで、企業が多く集積する中心市街地の従業員の確保につながり、中心市街地全体の経済活力の向上を図る。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施時期】	令和8年度～令和9年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

7-16【事業名】多様な人材雇用促進事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	地元企業の人手不足解消のため、外国人材の雇用促進や女性の活躍推進など、多様な人材の雇用促進を図るため、地元企業の意識啓発及び受け入れ態勢の整備を支援する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	経済活力の向上		
【目標指標】	法人の開設件数		
【活性化に資する理由】	多様な人材の雇用促進を図ることで、企業が集積する中心市街地の従業員の確保につながり、中心市街地の経済活力の向上を図る。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施時期】	令和8年度～令和9年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

7-17【事業名】産学連携・創業支援事業

【事業実施時期】	平成26年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	国から産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定を受け、長崎市、長崎商工会議所、金融機関等からなる「創業サポート長崎」を構築する。長崎市にワンストップ相談窓口を設け、市は各機関の支援状況を統括し、創業希望者にもれなくサービスが浸透するような体制を整え、専門家による指導助言、創業セミナー、相談会、インキュベーション施設入居者支援事業等を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	経済活力の向上		
【目標指標】	法人の開設件数		
【活性化に資する理由】	創業者の増加により、雇用の場が確保されるとともに、中心市街地の経済活力の向上につながる。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施時期】	令和8年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

7-18(7-12、7-21)【事業名】まちなか賑わい創出事業〔再掲〕

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	長崎市、長崎商工会議所、地域商店街、教育機関		
【事業内容】	長崎スタジアムシティ等の来訪者や長崎市民にまちなかエリアに来訪してもらうため、産官学が連携したイベント等をまちなかエリアで実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上／魅力的な空間の創造		
【目標指標】	来訪者回遊率／60分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	産官学が連携したイベント等をまちなかエリアで開催し、長崎スタジアムシティなどの来訪者や長崎市民がまちなかを訪れる機会を創出することで、回遊性の向上や滞在の促進を図る。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施時期】	令和8年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

7-19(4-4、8-1)【事業名】大黒町地区市街地再開発事業〔再掲〕

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	大黒町地区市街地再開発組合（予定）		
【事業内容】	大黒町地区において、長崎駅前バスターミナルの建て替えを含めた交通結節機能の強化を軸とする第一種市街地再開発事業等によるバスターミナル・商業施設・宿泊施設・駐車場等の整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上／魅力的な空間の創造		
【目標指標】	来訪者回遊率／60分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	市街地再開発事業により、バスターミナルを含む既存建築物を建替更新し、交通結節機能の強化とともに魅力的な都市空間を創出することで、回遊性の向上及び滞在の促進を図る。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）		
【支援措置実施時期】	令和8年度～令和12年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

7-20(4-20、6-1)【事業名】浜町地区市街地再開発事業 [再掲]

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	民間事業者		
【事業内容】	浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場等の整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力的な空間の創造		
【目標指標】	60 分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	中心市街地の中核を担う浜町地区の商業機能を更新することで、まちなかエリア全体への集客を促進し、賑わいの創出につなげるとともに、滞在の促進を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

7-21(7-12、7-18)【事業名】まちなか賑わい創出事業[再掲]

【事業実施時期】	令和 7 年度～		
【実施主体】	長崎市、長崎商工会議所、地域商店街、教育機関		
【事業内容】	長崎スタジアムシティ等の来訪者や長崎市民にまちなかエリアに来訪してもらうため、産官学が連携したイベント等をまちなかエリアで実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上／魅力的な空間の創造		
【目標指標】	来訪者回遊率／60 分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	産官学が連携したイベント等をまちなかエリアで開催し、長崎スタジアムシティなどの来訪者や長崎市民がまちなかを訪れる機会を創出することで、回遊性の向上や滞在の促進を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

7-22【事業名】企業連携型奨学金返還支援事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	従業員への奨学金返還支援制度を有する企業と連携し、その一部を補助することで、若年者の地元就職やUIJターン就職を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	経済活力の向上		
【目標指標】	法人の開設件数		
【活性化に資する理由】	若年者の地元就職やUIJターン就職の促進を通じて、企業が多く集積する中心市街地の従業員の確保につなげ、中心市街地の経済活力の向上を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

7-23【事業名】企業立地推進事業

【事業実施時期】	昭和58年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	企業立地奨励条例に基づき、地元・誘致企業の実績に応じて奨励金を交付することにより、企業誘致の推進を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	経済活力の向上		
【目標指標】	法人の開設件数		
【活性化に資する理由】	企業立地の増加により、中心市街地における良質な雇用の場が確保されるだけでなく、多くの人々が仕事の間として中心市街地を利用することで、従業員による消費行動が活発化し、中心市街地の経済活力の向上につながる。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

7-24【事業名】商店街活性化プラン策定支援事業

【事業実施時期】	令和2年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	商店街活性化プラン策定に対して支援を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	経済活力の向上		
【目標指標】	法人の開設件数		
【活性化に資する理由】	中心市街地の商店街が策定する、商店街のビジョンやその実現に向けた事業を盛り込んだ商店街活性化プランに対して支援を行うことで、中心市街地の経済活力の向上につながる。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

7-25【事業名】商店街共同施設等整備事業

【事業実施時期】	令和2年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	商店街の共同施設整備や改修への支援を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	経済活力の向上		
【目標指標】	法人の開設件数		
【活性化に資する理由】	商店街の機能向上を図るための共同施設の整備や改修などの事業に対し支援を行うことで、商店街の負担を軽減するとともに、快適な商業活動の場を創出することにより、中心市街地の活性化及び経済活力の向上を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

7-26(4-21)【事業名】東山手・南山手地区洋館等活用事業 [再掲]

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	東山手・南山手地区の魅力の向上を図るため、洋館等の歴史的建造物活用方法の検討を行い、活用する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力的な空間の創造		
【目標指標】	60 分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	中心市街地の南側に位置する東山手・南山手地区は、伝統的建造物群保存地区に指定されており、洋館をはじめとする歴史的価値の高い建造物が数多く残っている。これらを魅力的な活用をすることで、地区の魅力や滞在の促進を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

7-27(4-27)【事業名】市民トイレ活用事業 [再掲]

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	商業施設や店舗等の民間施設のトイレを一般市民や観光客に開放してもらうための取組み等を行う		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	多くの人が集まる場所や通りに必ずしも公共トイレが整備されていない現状を踏まえ、民間施設のトイレを市民や観光客が自由に利用できるよう開放してもらうことで、誰もが安心してまち歩きを楽しめる環境を整備し、賑わいの創出や回遊性の向上を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便性の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

(1) 現状分析

長崎市を中心市街地には、西九州新幹線が開業した長崎駅をはじめ、離島への交通拠点となる長崎港ターミナル、九州各地への長距離バスが発着する長崎県営バスターミナル、市内交通の要所となる長崎新地バスターミナルが立地している。また、路線バスや路面電車のほとんどが中心市街地を經由しており、運行本数も多く、公共交通機関の利便性は比較的高いといえる。

加えて、都心部の交通渋滞緩和を目的にパーク＆ライドの推奨や、公共交通機関の定時性確保に向けたバス専用レーンの設置、公共車両優先システム（PTPS）の導入などの取組みを進めている。さらに、全国相互利用交通系 IC カード（ニモカ）や地域独自カード（エヌタスカード）の導入、車いす利用者や高齢者も安心して利用できる「超低床式路面電車」の運行や路面電車の全線でクレジットカード等による運賃の支払いが可能となるタッチ決済の導入など、公共交通利用の促進に向けた施策も実施されてきた。

このほか、路線バスの時刻や接近情報を表示するバスロケーションシステムの導入や、スマートバス停の設置により利用者の利便性向上を図っている。さらに、斜面市街地や合併地区では「乗合タクシー」や「コミュニティバス」を運行し、市民の公共交通利用を確保している。

主要観光施設であるグラバー園に近い南大浦地区では、斜行エレベーターと垂直エレベーターからなる「グラバースカイロード」を整備し、長崎市特有の地形に適応した移動手段として多くの市民や観光客に利用されている。

これらの取組により、周辺部から中心市街地へのアクセスは一定程度整備されているものの、案内の分かりやすさなど、利用者のさらなる利便性向上が今後の課題となっている。

(2) 公共交通機関の利用者の利便性の増進を図るための事業の必要性

今後、中心市街地の活性化を図るためには、長崎駅周辺や長崎スタジアムシティ及び松が枝国際観光船埠頭の整備拡充などにより生まれる交流人口をまちなかエリア全体に波及させる必要があるため、中心市街地を回遊しやすい環境づくりや公共交通機関の利便性の向上を図るための事業を行う必要がある。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

8-1(4-4、7-19)【事業名】大黒町地区市街地再開発事業〔再掲〕

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	大黒町地区市街地再開発組合（予定）		
【事業内容】	大黒町地区において、長崎駅前バスターミナルの建て替えを含めた交通結節機能の強化を軸とする第一種市街地再開発事業等によるバスターミナル・商業施設・宿泊施設・駐車場等の整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上／魅力的な空間の創造		
【目標指標】	来訪者回遊率／60分以上滞在率		
【活性化に資する理由】	市街地再開発事業により、バスターミナルを含む既存建築物を建替更新し、交通結節機能の強化とともに魅力的な都市空間を創出することで、回遊性の向上及び滞在の促進を図る。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）		
【支援措置実施時期】	令和8年度～令和12年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

8-2 【事業名】 離島航路維持対策事業

【事業実施時期】	平成 18 年度～		
【実施主体】	運航事業者		
【事業内容】	離島航路維持のため運航事業者に対する補助金などの支援を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	離島地域から中心市街地への航路の維持・確保を行うことにより、離島との連携強化が図られ、離島から中心市街地への回遊性の向上につながる。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査等事業）		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

8-3 【事業名】 低床路面電車の導入事業

【事業実施時期】	平成 30 年度～		
【実施主体】	長崎電気軌道(株)		
【事業内容】	車内の段差を解消し、車椅子スペースを設け、電停と車両入口部の段差を最小限に抑えた、超低床式路面電車の導入を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	誰もが利用しやすい低床車の導入を進め、電停のバリアフリー化や、低床車の運行情報を配信する電車位置情報配信サービスとの一体的な運用を行うことで、誰もが移動しやすい環境を創出し、回遊性の向上を図る。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査等事業） 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業、又は観光振興事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

8-4【事業名】 中心市街地の利便性・回遊性を高めるバス運行事業

【事業実施時期】	平成 23 年度～		
【実施主体】	長崎県交通局・長崎自動車（株）		
【事業内容】	観光、鑑賞、買い物など、より利便性の高いアクセスの充実を図る路線バス等の運行を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	中心市街地において、観光、鑑賞、買い物など、より利便性の高いアクセスの充実を図るバス運行を行うことで、中心市街地での利便性及び回遊性の向上に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

8-5【事業名】 乗合タクシー運行事業（矢の平・伊良林地区、北大浦地区）

【事業実施時期】	平成 14 年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	バス空白地域と中心市街地を結ぶ乗合タクシーの運行を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	道路が狭くバスの乗り入れが困難な地域と中心市街地とを乗合タクシーで結ぶことにより、来訪者の利便性の向上及び中心市街地への来街機会の増加・促進を図ることで、回遊性の向上につなげる。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

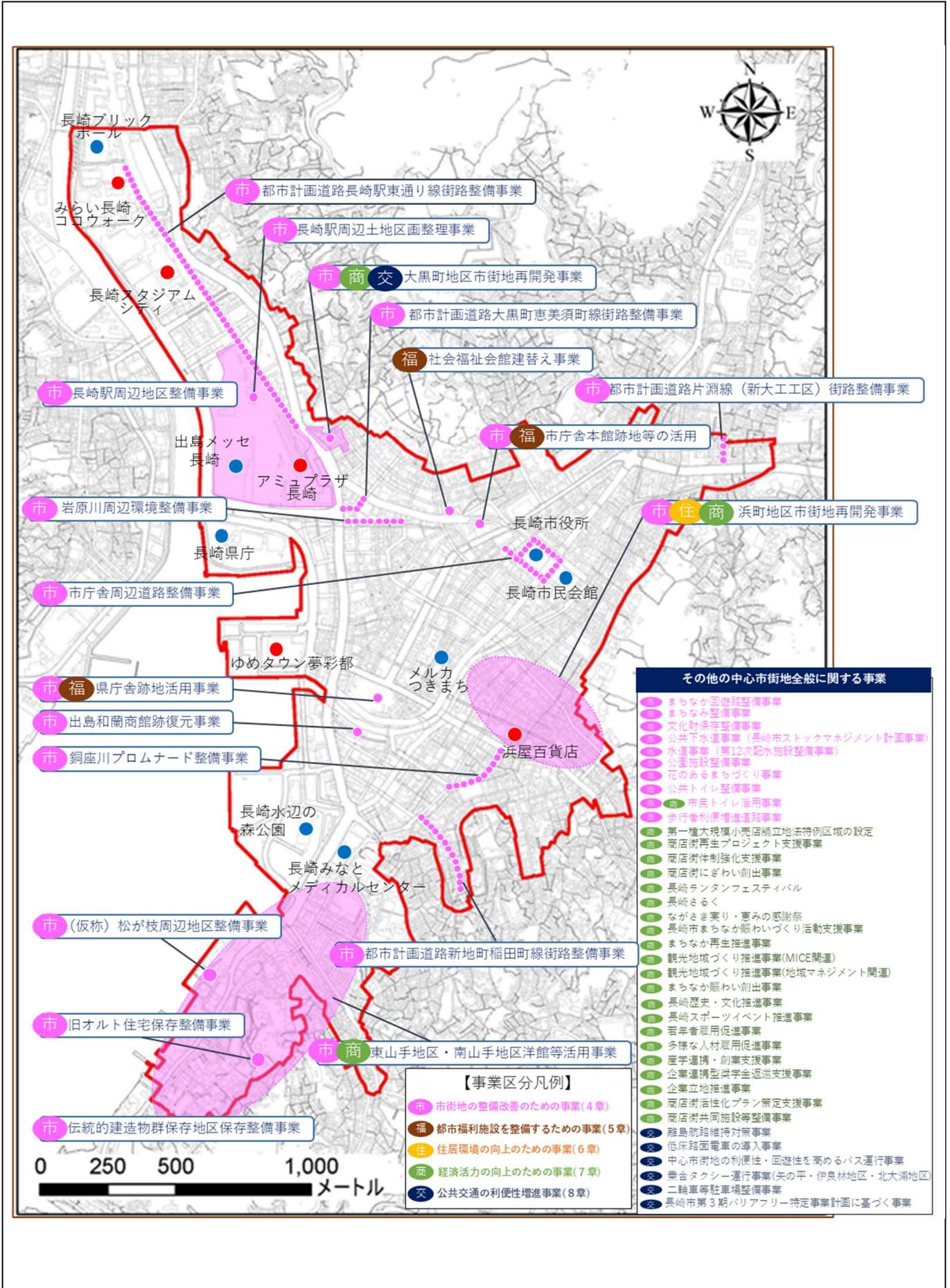
8-6 【事業名】二輪車等駐車場整備事業

【事業実施時期】	平成 10 年度～		
【実施主体】	長崎市		
【事業内容】	路上駐輪を防止し、歩行空間の安全性確保や快適性の向上を図るため、都心部である駐車場整備地区内の駐輪場の維持・確保を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	既設駐輪場の維持・確保や新たな整備を行うことで、路上駐輪を防止し、歩行空間の安全性を確保するとともに、回遊したくなる環境を整備することで、回遊性の向上につながる。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

8-7 【事業名】長崎市第 3 期バリアフリー特定事業計画に基づく事業

【事業実施時期】	令和 8 年度～		
【実施主体】	長崎県・長崎市・関係機関・民間事業者		
【事業内容】	バリアフリー基本構想に定めた重点整備地区内において、移動の円滑化に支障となっている既存施設について各施設設置管理者がバリアフリー化を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	回遊環境の向上		
【目標指標】	来訪者回遊率		
【活性化に資する理由】	長崎市では、バリアフリー法に基づき「バリアフリー基本構想」および「バリアフリー特定事業計画」を策定し、公共交通機関の旅客施設等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進している。今後も、次期基本構想等を策定し、さらなるバリアフリー化を推進することとしており、高齢者や障害者等の移動および施設利用における利便性・安全性の向上を図ることで、回遊環境の向上につなげる。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化を総括する組織

長崎市では、まちづくり部都市計画課・まちなか事業推進室、経済産業部商業振興課が中心市街地活性化事業を総括しており、関係部局との連携を図りながら、基本計画のとりまとめや関連事業の進捗状況の管理等を行っている。

(2) 庁内の連絡調整のための会議

必要に応じて関係課長会議を開催している。

●関係所属

部	課・室
企画政策部	都市経営室、長崎創生推進室、官民連携推進室
市民生活部	文化振興課、スポーツ振興課
こども部	幼児課
経済産業部	産業雇用政策課、新産業推進課、商業振興課
文化観光部	観光政策課、観光交流推進室、文化財課、出島復元整備室
水産農林部	水産農林政策課
土木部	土木総務課、土木企画課、土木建設課
まちづくり部	都市計画課、公共交通対策室、長崎駅周辺整備室、まちなか事業推進室
中央総合事務所	地域整備1課、地域整備2課

(3) 長崎市議会における中心市街地活性化に関する審議

令和6年11月	建設水道委員会 環境経済委員会	中心市街地活性化基本計画の今後の取組みについて
令和7年9月	建設水道委員会 環境経済委員会	長崎市中心市街地活性化基本計画（第3期計画）について

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 協議会の概要

中心市街地の活性化に関する法律に基づき、長崎商工会議所ならびに長崎つきまち株式会社が中心となり、平成26年8月28日に「長崎市中心市街地活性化協議会」を設置した。

当協議会は、長崎市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその他必要な事項を協議し、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的としている。

(2) 構成員及び開催状況

①構成員

No.	区分	法令根拠／第 15 条	所属・役職
1	まちづくり会社	第 1 項 1 号口 (まちづくり)	長崎つきまち(株) 代表取締役社長
2			まちづくり新大工(株) 代表取締役
3	商工会議所	第 1 項 2 号イ (経済活力)	会頭
4			都市整備委員長
5			商業部会長
6			専務理事
7	商店街団体	第 4 項 2 号 (商業者)	浜んまち 6 商会 会長
8			長崎市中通り商店街(振) 理事長
9			長崎市築町商店会 会長
10			長崎駅前商店街組合 理事長
11			長崎市新大工町商店街(振) 代表理事
12			長崎新地中華街商店街(振) 理事長
13	交通事業者	第 4 項 2 号 (交通事業者)	長崎自動車(株) 代表取締役社長
14			長崎県交通局 局長
15			長崎電気軌道(株) 代表取締役社長
16			九州旅客鉄道(株) 長崎支社長
17			(一社)長崎市タクシー協会 会長
18	地権者	第 4 項 2 号 (地権者)	浜町 6 東・8 東・9 番街区市街地再開発準備組合 理事長
19			(株)リージョナルクリエーション長崎 代表取締役社長
20	市町村	第 4 項 3 号 (市町村)	長崎市まちづくり部政策監
21			長崎市経済産業部 部長
22	金融機関	第 8 項 (金融機関)	(株)十八親和銀行 常務執行役員
23	学識経験者	第 8 項 (学識経験者)	(公財)ながさき地域政策研究所 理事長
24			長崎大学経済学部 准教授
25	環境・コミュニティ	第 8 項 (市民)	NPO 法人長崎コンプラドール 理事長
26	地域経済	第 8 項 (市民)	(一社)長崎青年会議所 理事長
27	観光		(一社)長崎国際観光コンベンション協会 会長
28	オブザーバー	第 7 項 (行政機関)	経済産業省九州経済産業局 産業部 流通・サービス産業課長
29		第 7 項 (行政機関)	国土交通省九州地方整備局 建政部 都市整備課長
30		第 7 項 (行政機関)	長崎県 産業労働部経営支援課長
31		第 7 項 (関係機関)	中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室長

②開催状況

平成 26 年度
<p>第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会〈設立総会〉（平成 26 年 8 月 28 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎市中心市街地活性化協議会規約（案）について ・長崎市中心市街地活性化協議会構成員（案）について ・長崎市中心市街地活性化協議会役員選任について
<p>第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 26 年 10 月 2 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎市中心市街地活性化基本計画の素案について
<p>第 3 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 26 年 11 月 14 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎市中心市街地活性化基本計画（案）について
平成 27 年度
<p>第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 27 年 4 月 13 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度事業報告（案）について ・平成 27 年度事業計画（案）・予算（案）について
<p>第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 27 年 11 月 17 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎市中心市街地活性化協議会副会長及び委員の変更について ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・主要事業について ・経済産業省における中心市街地活性化関連施策の概要について
平成 28 年度
<p>第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 28 年 4 月 28 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の選任（案）及び委員の選任について ・平成 27 年度事業報告（案）及び収支決算（案）について ・平成 28 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
平成 29 年度
<p>第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 29 年 4 月 26 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度事業報告及び収支決算について ・平成 29 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
<p>第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 30 年 1 月 16 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
平成 30 年度
<p>第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 30 年 4 月 26 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員の選任について

<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員の加入について ・ 平成 29 年度事業報告及び収支決算について ・ 平成 30 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・ 認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について ・ 認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
<p>第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 31 年 2 月 5 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について ・ 認定長崎市中心市街地活性化基本計画の主要事業の進捗状況について
令和元年度
<p>第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和元年 4 月 26 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度事業報告及び収支決算について ・ 平成 31 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・ 認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
<p>第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和元年 8 月 28 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期長崎市中心市街地活性化基本計画（素案）及び認定取得に向けたスケジュールについて
<p>第 3 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和元年 9 月 27 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期長崎市中心市街地活性化基本計画（原案）について
令和 2 年度
<p>第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和 2 年 6 月 8 日）</p> <p>長崎市中心市街地活性化協議会からの書面による意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定長崎市中心市街地活性化基本計画（第 2 期）の変更に対する意見について
<p>第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和 2 年 10 月 28 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員を選任について ・ 構成員の加入、退会について ・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画の概要について ・ 主要事業の進捗状況について
<p>第 3 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和 3 年 2 月 12 日）</p> <p>長崎市中心市街地活性化協議会からの書面による意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定長崎市中心市街地活性化基本計画（第 2 期）の変更に対する意見について
令和 3 年度
<p>第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和 3 年 5 月 20 日）</p> <p>長崎市中心市街地活性化協議会からの書面による意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年度事業報告及び収支決算について ・ 令和 3 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・ 認定長崎市中心市街地活性化基本計画（第 2 期）フォローアップに対する意見について
<p>第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和 3 年 12 月 27 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定長崎市中心市街地活性化基本計画（第 2 期）の変更に対する意見について ・ 主要事業の進捗状況について

令和4年度
<p>第1回長崎市中心市街地活性化協議会（令和4年4月25日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員、役員を選任について ・令和3年度事業報告（案）および収支決算（案）について ・令和4年度事業計画（案）および収支決算（案）について ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）フォローアップに対する意見について
<p>第2回長崎市中心市街地活性化協議会（令和4年12月27日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）の変更に対する意見について
令和5年度
<p>第1回長崎市中心市街地活性化協議会（令和5年4月26日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度事業報告（案）および収支決算（案）について ・令和5年度事業計画（案）および収支決算（案）について ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）フォローアップに対する意見について
<p>第2回長崎市中心市街地活性化協議会（令和5年12月22日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）の変更に対する意見について ・構成員の脱会と加入について
令和6年度
<p>第1回長崎市中心市街地活性化協議会（令和6年5月7日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度事業報告（案）および収支決算（案）について ・令和6年度事業計画（案）および収支決算（案）について ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）フォローアップに対する意見について
<p>第2回長崎市中心市街地活性化協議会（令和6年12月24日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期長崎市中心市街地活性化基本計画における第6回変更（計画期間延長を含む）について
令和7年度
<p>第1回長崎市中心市街地活性化協議会（令和7年4月30日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度事業報告（案）および収支決算（案）について ・令和7年度事業計画（案）および収支決算（案）について ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）フォローアップに対する意見について
<p>第2回長崎市中心市街地活性化協議会（令和7年8月4日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期長崎市中心市街地活性化基本計画原案（案）について
<p>第3回中心市街地活性化協議会（令和7年11月13日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期長崎市中心市街地活性化基本計画における第7回変更について ・第3期長崎市中心市街地活性化基本計画（案）について

③法第 15 条各項の規定に適合していること

長崎市中心市街地活性化協議会は、以下に示す通り、中心市街地の活性化に関する法律第 15 条各項に適合している。

○主な適合状況

- ・ 第 1 項第 1 号の規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、まちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社である「長崎つきまち株式会社」を組織の構成員としている。
- ・ 第 1 項第 2 号の規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしいものとして、「長崎商工会議所」を組織の構成員としている。
- ・ 第 3 項の規定に基づき、協議会の組織を長崎商工会議所ホームページで公表している。
- ・ 第 11 項の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を規約で定めている。

④基本計画の作成に際して協議会から意見を聞いたことがわかる資料(意見書等)

令和7年11月18日

長崎市長 鈴木 史朗 様

長崎市中心市街地活性化協議会
会長 森 拓 三 郎



第3期長崎市中心市街地活性化基本計画(案)に対する
意見書の提出について

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項に基づき、別紙のとおり、
第3期長崎市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書を提出します。

第3期長崎市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

令和7年11月18日

長崎市長 鈴木 史朗 様

長崎市中心市街地活性化協議会
会 長 森 拓二郎

長崎市の中心市街地は、行政・業務機能・商業地が集積し、県都の中核として県内経済を牽引する役割を担っています。

特に、長崎駅周辺では、令和3年にMICE施設「出島メッセ長崎」、令和4年に九州新幹線西九州ルート、令和6年に長崎スタジアムシティが開業するなど、100年に一度とも表されるまちづくりによって新たな賑わいが創出されており、今後の交流人口拡大への期待が大きくなっています。

一方で、急激な人口減少が続いており、域内経済の縮小や更なる人手不足、中心商店街の空洞化などが懸念されていることから、市全体の活性化につながる「快適で回遊したくなるまちづくり」や「経済活力に溢れるまちづくり」について、官民が連携して取り組んでいくことが求められています。

本協議会では、本市が抱える課題解決を図るために、第3期長崎市中心市街地活性化基本計画（案）について協議を行ない、同計画（案）については、概ね妥当であると判断いたします。

なお、これまでの協議の結果を踏まえ、下記の意見をとりまとめましたので、意見書として提出いたします。

記

1. 中心市街地活性化に寄与する新たな事業については、適宜、基本計画に追加するなど、柔軟に対応していただきたい。
2. 目標指数の評価にあたっては、市外来街者の回遊や消費状況、宿泊の動向、昼間人口の動向、個人事業主を含めた経済活動の状況など、地域の実態把握に配慮していただきたい。
3. 地元商店街では、財政難や人手不足のなか、各種商店街活動やイベントの開催等に取り組んでいるところであるため、今後の支援体制強化に配慮していただきたい。

以上

⑤協議会の規約

(協議会の設置)

第1条 長崎商工会議所及び長崎つきまち株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、「長崎市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、長崎市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその他必要な事項を協議し、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 長崎市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関する協議、意見提出
- (2) 民間事業者が、国の認定、支援を受けようとする事業計画に関する協議
- (3) その他、中心市街地の活性化に寄与する活動

(構成員)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 長崎商工会議所
- (2) 長崎つきまち株式会社
- (3) 長崎市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

3 前項の申出があった場合、法第15条第5項の規定に基づき、会長が承認する。

4 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定するものでなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(委員)

第5条 協議会は、前条に該当する委員をもって組織する。ただし、企業・団体等にあつては、その構成員の指名するものを委員とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

- 2 会長は、会議において委員の中から選任する。
- 3 副会長及び監事は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 役員の任期及び任期中の変更については、第5条第2項及び第3項を準用する。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、協議会の運営のための活動を行う。
- 4 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

- 2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
なお、会議への出席は代理出席及び委任状出席を認めるものとする。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議結果の尊重)

第9条 協議会の構成員は、会議において協議が調った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(公表)

第10条 協議会の公表は、事務局での閲覧のほか、ホームページに掲載することによりこれを行う。

(アドバイザーの設置)

第11条 協議会の協議・検討に必要な事項について、助言を得るためにアドバイザーを置くことができる。

(オブザーバーの設置)

第12条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するために、長崎商工会議所内に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、長崎商工会議所が処理する。

(会計年度)

第 14 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(経費の負担)

第 15 条 協議会に要する経費は、負担金、補助金、助成金及びその他の収入により充てるものとする。

(解散)

第 16 条 協議会を解散する場合は、構成員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、長崎商工会議所が清算する。

(補則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成 26 年 8 月 28 日から施行する。

2 協議会設置時の委員の任期は、第 5 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

[3] 基本計画に基づき事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①統計的なデータの客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2]中心市街地活性化の課題」の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析を記載している。

②地域住民のニーズの客観的な把握・分析

本計画の策定にあたっては、次の調査結果等を参考としている。

●令和6年度「市民意識調査」

実施期間：令和6年12月17日～令和7年1月31日

調査方法：郵送・web併用方式

対象者：18歳以上の市民2,000人

回答数：887人（回答率44.4%）

●令和6年度「市政モニターアンケート」

【住環境の状況と経済再生・定住人口増加に関するまちづくりの市民意向について】

実施期間：令和6年7月29日～令和6年8月13日

調査方法：郵送・web併用方式

対象者：20才以上の市民270人

回答数：251人（回答率93.0%）

③第2期計画に基づく取組の把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[1]これまでの中心市街地活性化に関する取り組みの検証」の欄に、第2期計画の取組状況に基づく把握・分析を記載するとともに、「[2]中心市街地活性化の課題」の欄に、その把握・分析を踏まえた課題を記載している。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業との連携、調整

① まちなかでの交流会

長崎の歴史・文化あふれるまちなかエリアの活性化及び事業者間の連携強化を目的とし、セミナーやワークショップを開催した。

●開催回数：令和5年度1回

令和6年度4回

令和7年度1回

●対象：地域関係者、認定事業者、市民活動団体、今後まちなかエリアで活動したい方など

●延べ参加者数：172名



② まちぶらプロジェクト

長崎市は「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松が枝周辺の整備により、まちの形が大きく変わっていきこうとしており、歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」においても、大きな契機と捉え、長崎駅周辺や松が枝周辺と連携させながら、賑わいの再生を図るため、「まちなか」で実施する平成25年度からの取組みを「まちぶらプロジェクト」として実施している。

この「まちぶらプロジェクト」では、地域や市民自らが企業や行政、NPO等の様々な組織と連携を図りながら、まちを守り、育て、創るために行動し、その集積がまちなかを支えるような地域力や市民力を集結する各種の取組みを進めており、次に示す事業等により、地域住民等が中心となったまちづくりやイベント等が行われている。



(ア) 長崎市まちぶらプロジェクト認定制度

市民又は企業等の多様な主体にまちぶらプロジェクトの当事者としての意識を醸成し、併せて、地域貢献の社会的な評価を付すことにより、地域力によるまちなかの賑わいの再生に寄与することを目的として、市民又は企業等が主体となって、実施する事業について、長崎市まちぶらプロジェクトとして認定する。令和7年10月時点で108件の取組みをまちぶらプロジェクトとして認定している。

長崎キッズハロウィンパーティー事業 [長崎キッズハッピープロジェクト]	音楽を通したまちづくり [長崎居留地男声合唱団]	寺町 BURARI [めがね橋LOGIC]
	 	
Happyマーケット [Happyマーケット開催事務局]	MUSIC CROSS PROJECT [浜町青年会]	まちなか押し巡り展 [一般社団法人押し巡り協会]
		

ー長崎市まちぶらプロジェクト認定事業ー

(イ) まちなか賑わいづくり活動支援事業

歴史や文化に加え、商業、観光及び食など、広い分野で地域の魅力を高める取組みや、その魅力を発信する取組みなど、まちなかの賑わいを創出する提案事業を募集し、活動の初動時期を支援することにより、主体的・継続的な取組みにつなげることで、まちなかの魅力向上の推進を図る。

【支援の内容】

活動経費について1件あたり50万円以内（補助率：補助対象経費の4/5）を補助

【実績】

長崎居留地『ひと・こと・もの』賑わい再生 [55HUBs]	ながさき絵本の旅プロジェクト [REGIONAL ARKHE]	ながさきデジタル花火大会 [株式会社ファイブタッグプラス]
		
まちなか公園マルシェ [株式会社 住navi]	ながさきオーガニックマルシェ [りぼんちゃんプロジェクト]	マチナカおもてなし壁新聞大作戦 [ナガサキマチナカ女子部]
		

ーまちなか賑わいづくり活動支援事業ー

③長崎市居留地歴史まちづくり協議会

長崎市居留地歴史まちづくり協議会は、東山手・南山手地区を中心とする居留地エリアにおいて、歴史的建造物や街並みの保存・活用を進め、地域の魅力向上や観光振興、住環境の改善を図ることを目的に設立された。地域住民、事業者、専門家、行政などが参画し、建造物の保存活用、景観形成のガイドラインづくり、観光資源の情報発信、住民参加型のまちづくりなどに取り組んでいる。

令和3年11月には、協議会と長崎市が協働して、重点区域における歴史まちづくりに関する将来像や対応方針、取組みの具体例などについて取りまとめた、“重点区域歴史まちづくり計画（長崎居留地歴まちグランドデザイン）”を策定し、令和5年2月には、歴史まちづくりに関する事業・取組みについて取りまとめた“重点区域歴史まちづくり実施計画（長崎居留地歴まちアクションプラン）”を策定した。



—協議会の様子—



—グランドデザイン及びアクションプラン—

④長崎市まちなか賑わい創出協議会

西九州新幹線や出島メッセ長崎、長崎スタジアムシティなどの大型プロジェクトにより、長崎駅周辺では新たな賑わいが生まれている一方、中心商店街では人口減少や消費行動の変化等により空洞化が懸念されている。まちなかエリアは、長崎の歴史・文化とともに形成された商店街やまちなみ、市民の暮らしの場であり、その衰退は長崎全体の魅力や活力の低下につながるおそれがある。

このような状況を踏まえ、地域商店街を中心に、関連事業者や行政が連携し、官民一体でまちなかエリアの魅力向上と新たな賑わいの創出を目指すため、令和6年9月に設立された。

まちなかエリアを回遊するデジタルスタンプラリーなど各種事業の企画・調整や官民連携の推進などに取組み、まちなかエリアにおける新たな賑わいの創出に資する事業を実施している。



—設立総会の様子—



—取組み事業例（浜町ミニコンサート）—

[2] 都市計画手法の活用

(1) 準工業地域における大規模集客施設の立地制限

都市機能の無秩序な拡散を防止し、都市機能がコンパクトに集約した都市構造の実現を図るため、広域的に都市構造やインフラに大きな影響を与える大規模集客施設について、商業系用途地域以外の準工業地域において、その立地を制限する特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を都市計画に定め、建築条例で制限を行う。

ただし、長崎卸団地については、地区計画及び建築条例で、既に同様の規制がされていることから除外することとする。

【特別用途地区の内容】

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）特別用途地区

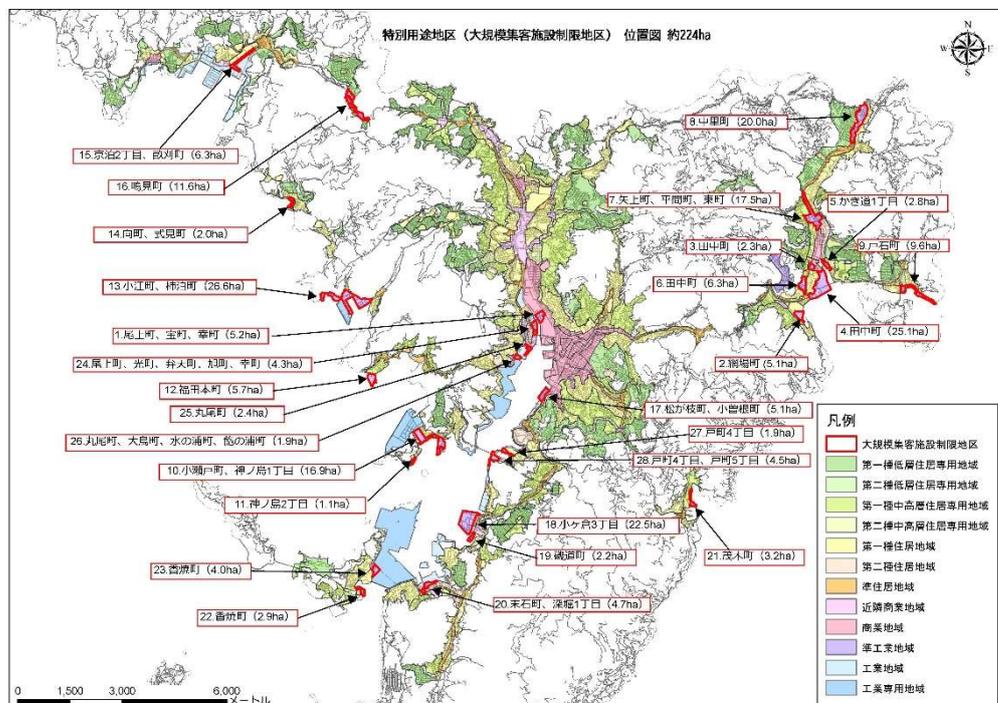
種類：大規模集客施設制限地区

面積：約 224ha

制限の内容：大規模集客施設制限地区における建築物の制限は、建築基準法第 49 条第 1 項の規定に基づく建築条例により行う

施行日：令和 6 年 3 月 8 日

※大規模集客施設とは、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの。



-特別用途地区（大規模集客施設制限地区）-

[3] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積に向けて、前述の4から8に掲げた事業を行う。

4 市街地の整備改善のための事業
・ 公共下水道事業（長崎市ストックマネジメント計画事業）
・ 水道事業（第12次配水施設整備事業）
・ 市庁舎本館跡地等の活用
・ 長崎駅周辺土地地区画整理事業
・ 大黒町地区市街地再開発事業
・ 市庁舎周辺道路整備事業
・ 銅座川プロムナード整備事業（街路）
・ 都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業[出島・南山手地区]
・ 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業
・ 都市計画道路片淵線（新大工工区）街路整備事業
・ まちなか回遊路整備事業
・ まちなみ整備事業
・ 都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業
・ 長崎駅周辺地区整備事業
・ 旧オルト住宅保存整備事業
・ 伝統的建造物群保存地区保存整備事業
・ 文化財保存整備事業
・ 出島和蘭商館跡復元事業
・ (仮称)松が枝周辺地区整備事業
・ 浜町地区市街地再開発事業
・ 東山手・南山手地区洋館等活用事業
・ 県庁舎跡地活用事業
・ 公園施設整備事業
・ 岩原川周辺環境整備事業
・ 花のあるまちづくり事業
・ 公共トイレ整備事業
・ 市民トイレ活用事業
・ 歩行者利便増進道路事業
5 都市福利施設を整備する事業
・ 市庁舎本館跡地等の活用[再掲]
・ 県庁舎跡地活用事業[再掲]
・ 社会福社会館建替え事業
6 居住環境の向上のための事業
・ 浜町地区市街地再開発事業[再掲]

7 経済活力向上のための事業
・ 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定
・ 商店街再生プロジェクト支援事業
・ 商店街体制強化支援事業
・ 商店街にぎわい創出事業
・ 長崎ランタンフェスティバル
・ 長崎さるく
・ ながさき実り・恵みの感謝祭
・ 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業
・ まちなか再生推進事業
・ 観光地域づくり推進事業（MICE 関連）
・ 観光地域づくり推進事業（地域マネジメント関連）
・ まちなか賑わい創出事業
・ 長崎歴史・文化推進事業
・ 長崎スポーツイベント推進事業
・ 若年者雇用促進事業
・ 多様な人材雇用促進事業
・ 産学連携・創業支援事業
・ 大黒町地区市街地再開発事業[再掲]
・ 浜町地区市街地再開発事業[再掲]
・ 企業連携型奨学金返還支援事業
・ 企業立地推進事業
・ 商店街活性化プラン策定支援事業
・ 商店街共同施設等整備事業
・ 東山手・南山手地区洋館等活用事業[再掲]
・ 市民トイレ活用事業[再掲]
8 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業
・ 大黒町地区市街地再開発事業[再掲]
・ 離島航路維持対策事業
・ 低床路面電車の導入事業
・ 中心市街地の利便性・回遊性を高めるバス運行事業
・ 乗合タクシー運行事業(矢の平・伊良林地区、北大浦地区)
・ 二輪車等駐車場整備事業
・ 長崎市第3期バリアフリー特定事業計画に基づく事業

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

[1] 都市計画等との調和

本計画は、以下のとおり都市計画に関する関連計画等との整合性をもって進められるものである。

(1) 都市計画区域マスタープラン

長崎都心地区の市街地像として、次のように示している。

本県の商業・業務活動の中枢を担う地区であり、出島、オランダ坂、世界遺産の構成資産を含むグラバー園などの全国的に知名度の高い観光資源を有するとともに、長崎港臨海部では、本県を代表する基幹産業である造船関連企業が集積している地区でもある。

JR長崎駅周辺地区を始めとした長崎市中央部・臨海地域の都市再生、新幹線や高速道路などの広域的な交通体系の整備拡充により、国際的な観光・文化交流の拠点として、にぎわいと活力のある魅力的な都市空間の形成を図ることとしており、また、都心部の中でも東山手・南山手地区や中島川・寺町地区などの景観形成重点地区を中心に、歴史や異国情緒を備えたまちなみの維持・充実や、稲佐山などから見た夜景の維持・保全を図る。

さらに、商業・業務地の配置の方針として、県下最大の商業規模をもつ浜町及びその周辺地区は、古い歴史を持つ商店街を中心として、商業施設、娯楽施設が集積しており、歓楽街や中華街なども立地している。当地区においては、にぎわいと活力のある魅力的な都市空間の形成やJR長崎駅周辺、常盤・出島周辺との歩行者動線の強化と回遊性の向上などを図り、魅力的で集客力の高い商業地及び観光地として位置付けることとしている。

(2) 長崎市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランにおける都市づくりの方針として、集約連携型の都市構造（ネットワーク型コンパクトシティ長崎）を目指すため、中心市街地を含む主要な地域に商業・業務、医療・福祉等の都市機能を誘導し、市民の暮らしを支える各種生活サービスの質の確保や投資効率の高い市街地を形成することとしている。

(3) 立地適正化計画

令和6年3月に改訂した長崎市立地適正化計画においても、市民にとって安全・安心で快適な暮らしが続けられる都市づくり（ネットワーク型コンパクトシティ長崎）を基本方針とし、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する施策を掲げている。また、中心市街地を含む都市機能誘導区域の施策の方向性として、中心市街地活性化など、都心部・都心周辺部の魅力を向上させるとともに、高次な都市機能の集積を図ることとしている。

(4) 長崎まちづくりのグランドデザイン2050

「長崎まちづくりのグランドデザイン2050」とは、市政運営上の最上位計画である総合計画や都市計画法に基づく都市計画マスタープランなどを踏まえ、市民・事業者・行政など「オール長崎」でまちづくりの分野からも人口減少対策に向けた取組みを進めるため、経済再生・定住促進につながる長期的なまちづくりの方向性を共有するとともに、まちづくりの取組みをイメージしやすくまとめたものである。

その中で、本計画の区域が含まれる都心部のまちづくりにおいては、「人、企業、投資を呼び込む求心力の核となるエリアづくり」として、交流や多様な活動を生み出すこと、人中心の楽しい都市空間の創出、エリアの価値創造に取り組むことを方針としている。

(5) 長崎都心まちづくり構想

「長崎都心まちづくり構想」とは、長崎駅周辺再整備や長崎スタジアムシティなど、新たな集客拠点から生まれる効果を都心部全体に波及させるための都心部のまちづくりの指針であり、ランドデザインの都心部の取組みを詳細に示すものである。

都心まちづくり構想において、将来の都心部の姿や課題、さらに課題解決に向けた方策が示されており、今期計画においてもこれらとの整合を図るよう調整を行っている。将来像としては、大規模な集客拠点の周辺に限定されることなく、そこから「まちなか」へと多くの人々が回遊し、その経済効果が広く波及している状況を目指している。また、市民や来訪者を問わず多様な人々が、働く、遊ぶ、学ぶといった多様な活動を活発に展開し、さらに多様で高度な都市機能や産業の集積によって、働きやすさと暮らしやすさが両立した質の高いコンパクトシティの中核を形成することが掲げられている。

その一方で、回遊動線の不備や、地域のポテンシャルを活かすための仕組み・空間の不足、さらには土地利用のミスマッチといった課題が指摘されている。これらの課題に対応するための方策としては、まず「基盤づくり」として、回遊性の向上や回遊目的の創出、多様かつ柔軟な活用が可能となる土地利用への転換を推進することが位置づけられている。加えて、「仕組みづくり」として、整備された都市基盤を有効に活用するための体制の構築や、先進的なまちづくり施策の積極的な展開を進めることが示されている。

(6) 都市再生整備計画

都市再生整備計画については、長崎駅周辺地区（第2期）及びまちなか地区（第3期）において事業が実施されており、いずれの計画においても目標指標の重複はないものの、目標や整備方針等との整合を図るよう調整を行っている。

●長崎駅周辺地区（第2期） 事業期間：令和4年度から令和8年度

（都市再生整備計画の目標指標）

歩行者通行量	(R2)	1,650人/日	⇒	(R7)	2,570人/日
鉄道駅の乗降客数	(R元)	24,578人/日	⇒	(R8)	25,800人/日
路面電車電停の乗降客数	(R元)	7,600人/日	⇒	(R8)	9,700人/日
長崎市に住み続けたいと思う人の割合	(R2)	89.0%	⇒	(R8)	90.0%

●まちなか地区（第3期） 事業期間：令和5年度から令和9年度

（都市再生整備計画の目標指標）

まちなかの人口比率	(R4)	5.6%	⇒	(R9)	5.9%
歩行者通行量	(R4)	平日：36,647人/日	⇒	(R9)	平日：38,500人/日
		休日：34,673人/日			休日：36,400人/日

(7) 長崎市歴史的風致維持向上計画

令和2年11月に策定した長崎市歴史的風致維持向上計画は、長崎の歴史的建造物やまちなみ、伝統行事などを保全・活用し、次世代へ継承することを目的として国の認定を受けた計画である。特に、東山手や南山手をはじめとする「まちなか」エリアにおいては、洋館や町家群、石畳の街路といった歴史的景観の保全と活用が進められている。

10年後には、まちなかの歴史的資源が市民や来訪者に親しまれ、日常的な生活や観光の中で自然に体験できる環境を整え、賑わいと交流の向上が実現した都市空間を目指す。これにより、歴史文化を基盤としたまちなかの魅力向上や中心市街地全体の活性化につなげることを念頭に、今期計画との整合を図りながら取組みを推進している

(8) 長崎市地域公共交通計画

令和3年8月に策定した長崎市地域公共交通計画においては、これからの公共交通の目指す姿と具体的施策が示されており、今期計画においてもこれらとの整合を図るよう調整を行っている。公共交通の将来像としては、各種の公共交通が持続可能な運行形態を確立し、拠点間の移動を支える一定のサービス水準を維持するとともに、都市の活性化等に資する公共交通を実現することが掲げられている。

この実現に向けた具体的施策の一部としては、公共交通空白地域の拡大抑制や解消を目的としたコミュニティ交通等の維持・確保、利用者の利便性向上を図るための車両等のバリアフリー化、さらには観光需要に応じたバス路線の新設や延長による観光周遊性の向上が位置づけられている。

[2] その他の事項

長崎県との連携

(1) 長崎港松が枝地区旅客船ターミナル整備事業との連携

松が枝埠頭の岸壁を410m延伸し、大型クルーズ船の2隻同時着岸が可能となる2バース化へ向けた取組みが進められている。本計画はクルーズ船の受け入れ拡大に伴い新たな交流人口増加が見込まれ、中心市街地活性化に一定の効果をもたらすものである。

(2) 長崎港元船地区整備構想との連携

老朽化や交通混雑への対応、安定的かつ利便性の高い船舶の利用などの課題解決を図る港湾機能の再編に併せ、周辺地区と調和した賑わいのある「みなとまちづくり」など「長崎の海の玄関口」としてのありたい姿を構想として整理したもの。元船地区が、ベイエリアや出島・県庁舎跡地、まちなかと連携し、“集い・交わり・繋がる”みなとまちの更なる発展を目指している。

(3) 都市再生緊急整備地域の指定に関する連携

長崎市では、交流人口の拡大により地域活力の再生に取り組んでいるが、近年の予想を上回る人口減少により、再生が弱まることが懸念される。人口流出の抑制や人口流入の促進を図るためには、民間活力を導入し、より快適に生活できる場の提供や若者も楽しめる場の創出等による都市の魅力を強化する必要がある。

そのため、県・市が連携して、民間都市開発の気運醸成や民間事業の実施に向けた環境づくりのた

め、国が政令で定める「都市再生緊急整備地域」の指定に向け、産学官金による都市再生緊急整備地域準備協議会を設立し、地域指定の範囲や都市再生の目標・方針となる地域整備方針を議論し、令和2年9月に内閣府より「長崎中央地域 都市再生緊急整備地域」の指定を受け、緊急かつ重点的に市街地の整備を進めている。